

～ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町～



# 第2次 さつま町総合振興計画 (2016～2025)



平成28年3月

鹿児島県 さつま町  
KAGOSHIMA SATSUMA TOWN



## さつま町町民憲章

わたくしたちさつま町民は、先人たちが築いてきた歴史と山紫水明の豊かな自然に感謝し、健康で明るく住みよいまちづくりへの誓いをこめて、ここに町民憲章を定め、その実践に努めます。

- 思いやりと温もりで育む 心豊かなまちをつくります
- 豊かな地域資源をいかした 活力あるまちをつくります
- 人と自然が共生する 美しいまちをつくります
- 生きがいをもとめ楽しく学び 文化の薫るまちをつくります
- 元気で笑顔にあふれ 互いに支えあうまちをつくります

平成17年11月18日制定



町の木  
『モミジ』

カエデ科の落葉広葉樹で、古くから風致樹として多くの人々に親しまれ町内にも広く分布し、夏は緑、秋は赤と葉色が変化する季節感のある木です。  
観音滝公園や鶴田ダム周辺は紅葉の名所で、町民の憩いの場となっています。



町の花  
『薩摩寒蘭』

常用多年草の蘭科植物で、霊峰紫尾山に自生し、その種類の多さ、花の色、色彩の美しさ、芳香の良さから愛好者も多く、全国的にもその名が知られています。  
秋には「薩摩寒蘭展示大会」が開催され、多くの愛好者が訪れます。



町の鳥  
『オンドリ』

カモ目カモ科。雄は秋になると鮮やかな羽毛で覆われます。  
北薩広域公園付近の川内川に多く飛来し、湖畔に設置された観測小屋から、その美しい姿を見ることができます。  
付近には、オンドリのモニュメントが並ぶ「鴛鴦(おしどり)橋」もあり、古くから親しまれています。



町の昆虫  
『ホタル』

コウチュウ目ホタル科。5月中旬に町内各地の川内川湖畔などで多く見られ、その数は全国屈指といわれています。  
その幻想的な光に癒しを求めて、町内外からホタル観賞に訪れる方々も多く、各地でイベントが開催され、観光振興にも大きく寄与しています。



町の竹  
『孟宗竹』

イネ科。本町のいたる所に群生し、さわめて成長が早く、風雪に耐える力強さがあります。  
本町は県内でも有数のたけのこ産地として知られており、また、竹工芸品のほか、たけのこ掘りや竹細工などをメニューにした、体験型観光も行われるなど、産業振興にも大きく寄与しています。

## 計画策定にあたり

平成17年3月22日に「さつま町」が誕生し、節目の10年を経過しました。

この間、平成18年度に策定した第1次の総合振興計画に定めた将来像である「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」の実現に向けて、様々な取り組みを進めてまいりました。しかしながら国全体において出生率の低下等による若年層の人口減少や平均寿命の伸長による少子・高齢化の進展が著しいものとなっており、国においては、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、社会の構造そのものを見直し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略プラン」を策定しながら、新たな社会基盤の構築に乗り出したところであります。

また、この計画では、地方版総合戦略の策定も義務付けられ、国と地方が一体となって取り組むこととされたところであり、「第2次さつま町総合振興計画」の策定と併せて、「さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定も進めてまいりました。

次の10年に向けた基本方針や計画が完成したことから、これらの新たな計画に沿って、地域の様々な課題について、町民、地域、各種団体、事業者、行政など多様な主体が共に連携しあいながら、将来像である「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町」の実現を目指してまいります。

また、前期5年間の基本計画においては、少子高齢化・過疎化の進行に伴い懸念される、集落機能の活力低下など、地域コミュニティをめぐる様々な問題を克服するため、人口減少問題を我が町の最重要課題として捉え、総合戦略との整合を図りながら、特に重点的な施策について、「『みんなで紡ぐ』重点プロジェクト」として位置づけたところであります。

今後、計画の達成に向けて、人々が共に語らい、「ひと」「まち」「自然」の魅力掛け合わせながら、「オールさつま」のパワーをフル活用して、「このまちに住んでみたい」「このまちに住んでよかった」と思える、生涯幸福度の高いまちづくりにまい進してまいります。

最後に、計画の策定にあたり、アンケート調査をはじめ、まちづくりワークショップなどにより貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました振興計画審議会委員並びに関係各位に対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月

さつま町長 日高 政勝



# 目次

## 第1章 序論

- 1 総合振興計画の概要 . . . . . 1
- 2 まちの概要 . . . . . 6
- 3 まちの特性（強み） . . . . . 8
- 4 時代の潮流 . . . . . 9
- 5 まちづくりの主要課題 . . . . . 15

## 第2章 基本構想（平成28年度～平成37年度）

- 1 将来像 . . . . . 20
- 2 基本方針 . . . . . 20
- 3 基本目標 . . . . . 22

## 第3章 基本計画（平成28年度～平成32年度）

- 1 計画（施策）の体系 . . . . . 25
- 2 重点プロジェクト . . . . . 28
  - (1) 笑顔あふれる「暮らし満足」プロジェクト . . . . . 30
  - (2) 元気みなぎる「産業振興」プロジェクト . . . . . 32
  - (3) 地域かがやく「ハートフルタウン」プロジェクト . . . . . 34
- 3 施策別基本計画の展開 . . . . . 35
  - (1) ≪まちづくりの姿勢≫『みんなで紡ぐ』 . . . . . 35
  - (2) ≪基本方針Ⅰ≫『ひと』ふれあう . . . . . 41
  - (3) ≪基本方針Ⅱ≫『まち』にぎわう . . . . . 71
  - (4) ≪基本方針Ⅲ≫『自然』うるおう . . . . . 105

- 資料 . . . . . 117

### ※「障がい」の表記について

この計画書では、法律名や法律上の名称などを除き、「障害」の表記をせずに「障がい」と一部ひらがなで表記しました。「害」という字は、「害悪」「公害」等の負のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見もあり、現在ではひらがなを使用した「障がい」と表記されることが多くなっています。

# 《第1章》

## 序論

- 1 総合振興計画の概要
- 2 まちの概要
- 3 まちの特性（強み）
- 4 時代の潮流
- 5 まちづくりの主要課題



## ～第1章～ 序 論

### 1 総合振興計画の概要

#### (1) 計画策定の趣旨

本町は、平成17年3月22日に宮之城町・鶴田町・薩摩町が合併し、誕生しました。

第1次さつま町総合振興計画の基本構想に示されている「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」を実現するため、後期基本計画（平成23年度～平成27年度）に基づき各種政策・施策を実施してきました。

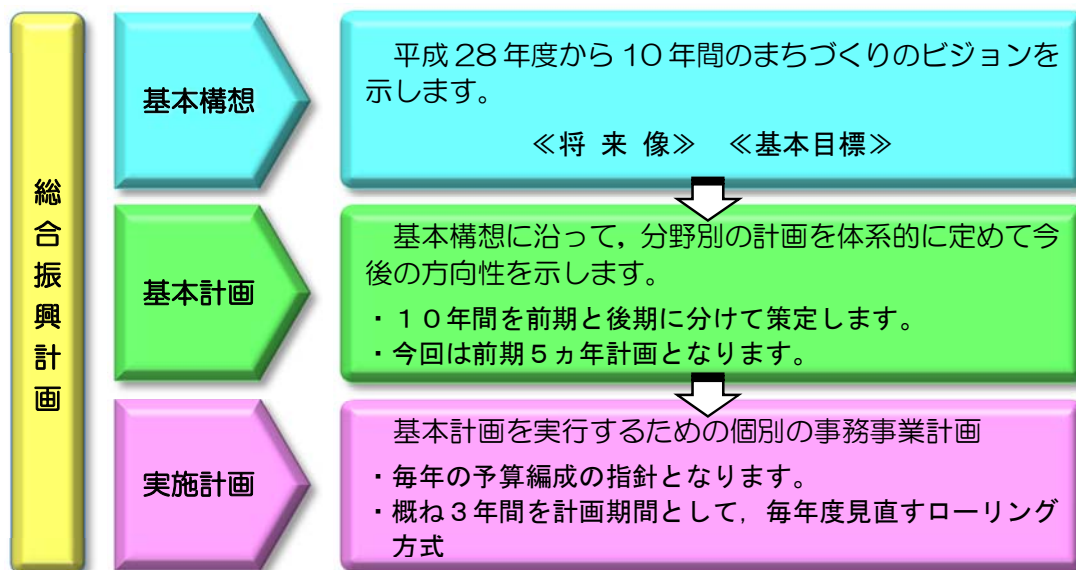
少子高齢化や人口減少などの進行による社会経済環境の変化や厳しい財政状況の中、多様化する町民のニーズに的確に応えるため、経営的視点にたった効率性・有効性の高い行政運営が求められています。

また、町民や地域と行政との協働によるまちづくりを推進していくためには、わかりやすい行政経営の指針を町民に示すことが求められています。

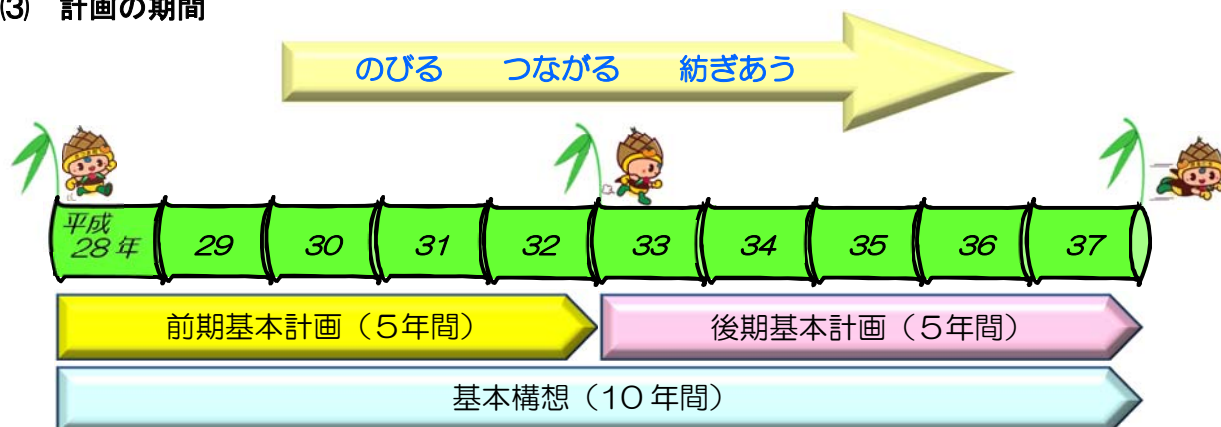
第1次総合振興計画後期基本計画の計画期間が平成27年度をもって終了することから、新たに第2次さつま町総合振興計画を策定するものです。

#### (2) 計画の構成

第2次さつま町総合振興計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

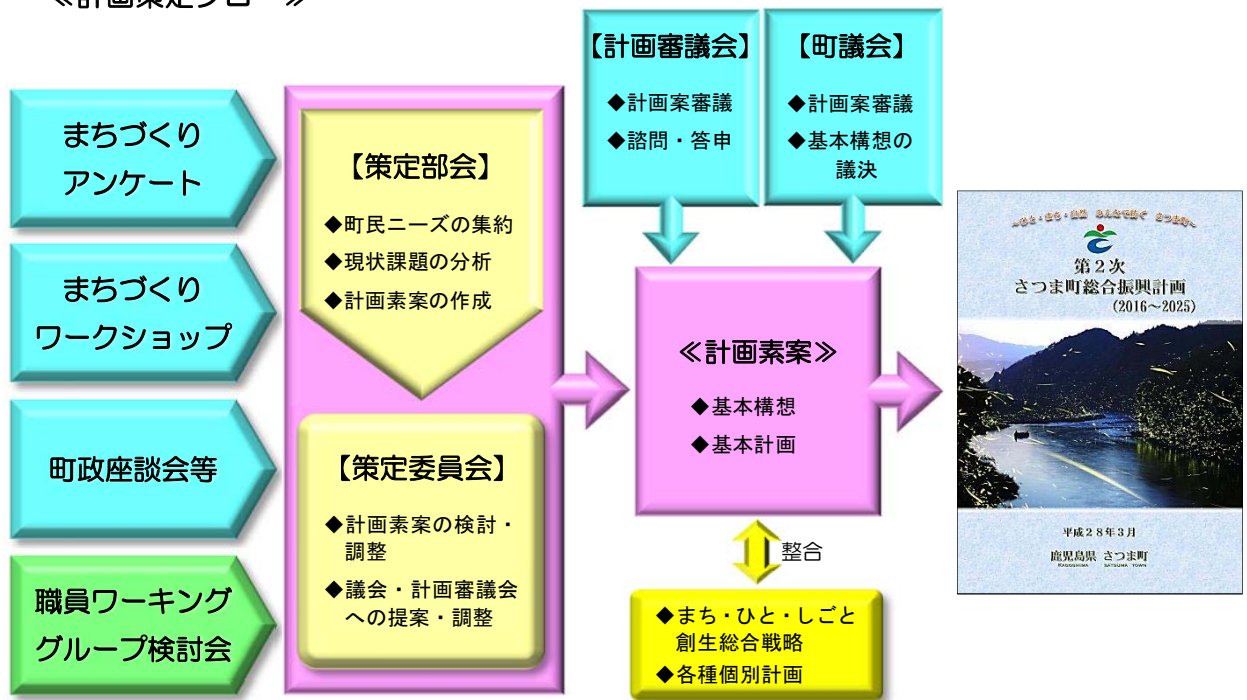


#### (3) 計画の期間



#### (4) 計画策定プロセス

##### 《計画策定フロー》

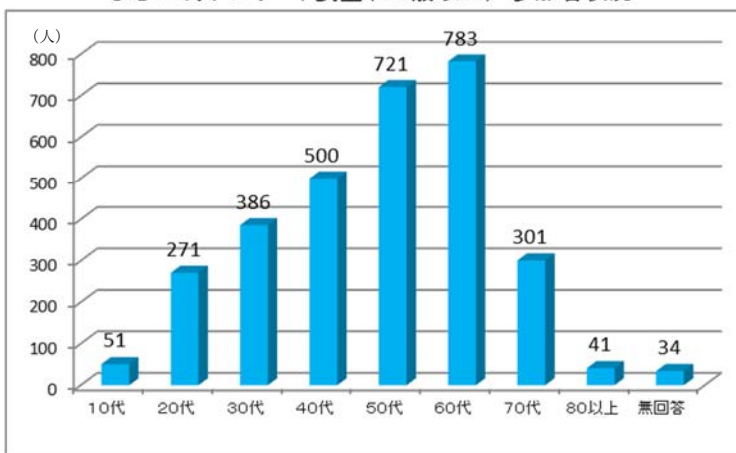


##### 《町民参画による取り組み》

新たな計画の策定にあたり、近年の多種多様化している住民ニーズを反映し、町民と行政の協働による計画づくりを進めるため、次のとおり「まちづくりアンケート」と「まちづくりワークショップ」の実施により、町民参画による計画づくりに努めました。

#### まちづくりアンケート調査

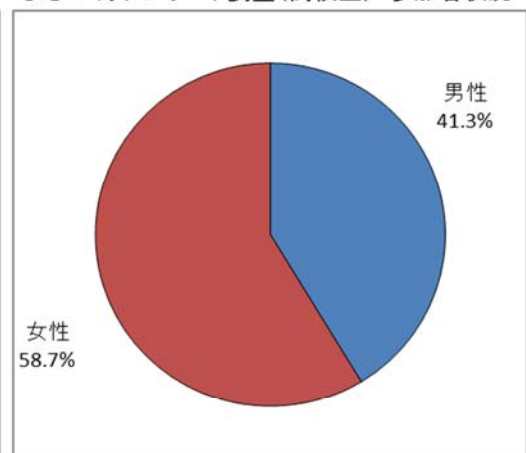
まちづくりアンケート調査(18歳以上) 参加者状況



町内在住の18歳以上の方4,000人を対象に実施

- ①調査期間 平成26年5月1日  
～ 平成26年6月3日
- ②回答者数 3,088人(回収率77.2%)

まちづくりアンケート調査(高校生) 参加者状況



町内の高校生300人を対象に実施

- ①調査期間 平成26年4月18日  
～ 平成26年5月19日
- ②回答者数 138人(回収率46.0%)

## まちづくりワークショップ

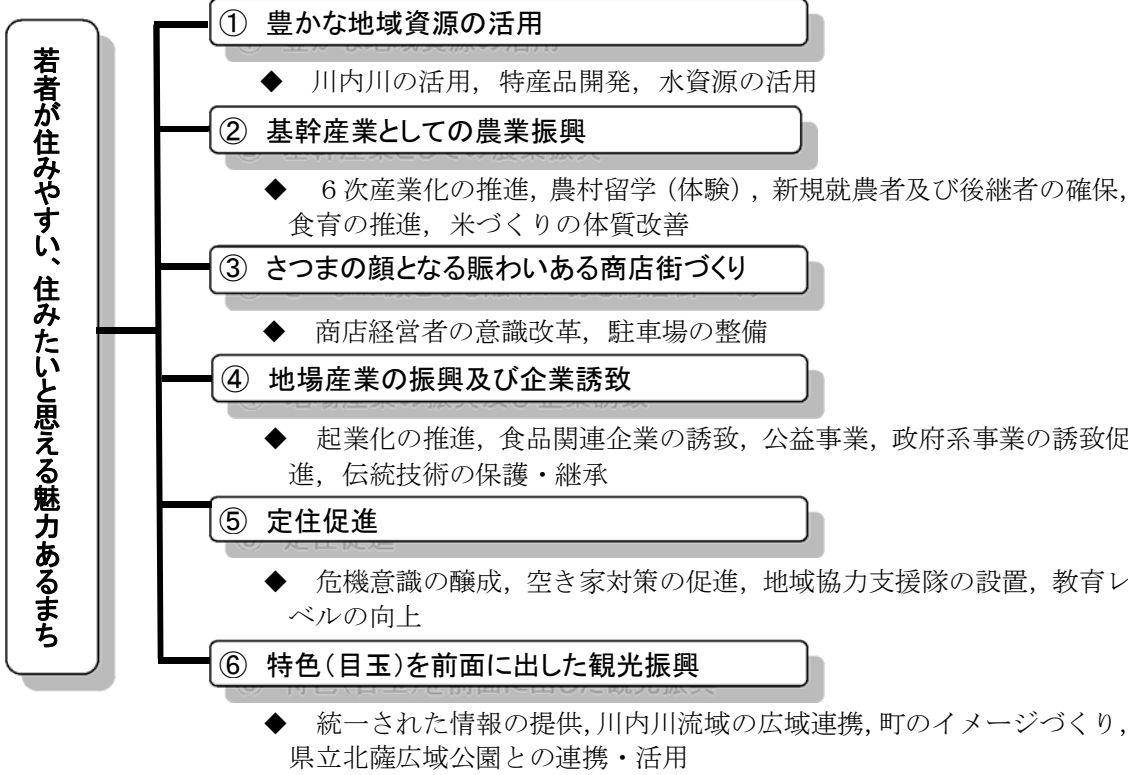
総合振興計画策定に向けて、町民目線から将来へのまちづくりのあり方を検討し、その結果を町へ提言し、町民の声を活かした計画策定を目指すために開催

- ◆ 18歳以上の町民15名を一般公募
- ◆ 募集期間：平成26年4月17日～平成26年5月9日
- ◆ 開催日 《第1回》 平成26年7月24日  
《第2回》 平成26年8月22日  
《第3回》 平成26年10月3日

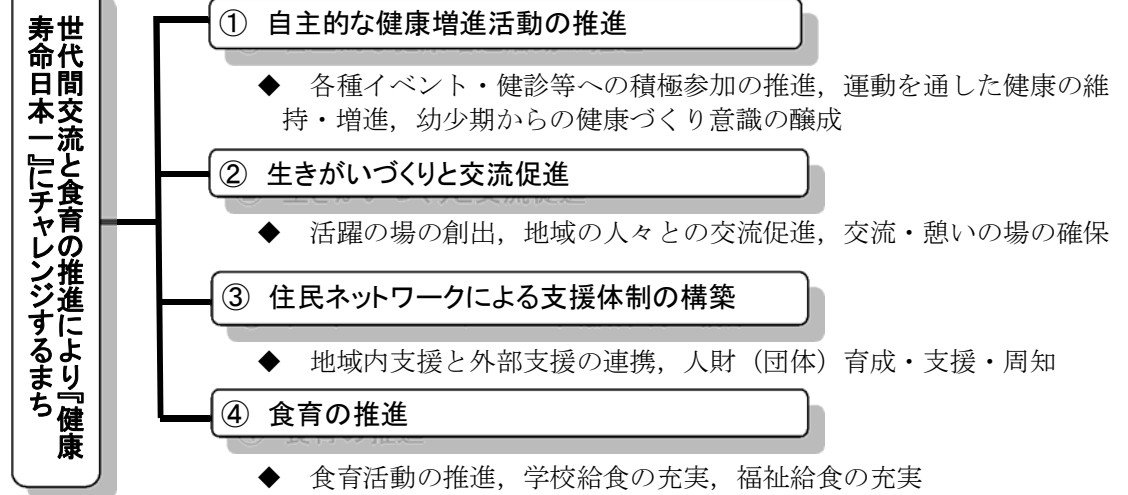
15名を分野別に3つのグループに分けてグループ討議を実施。第3回では、グループごとに提言内容の発表を行い、町長に提言書を提出



### 【産業経済分野】

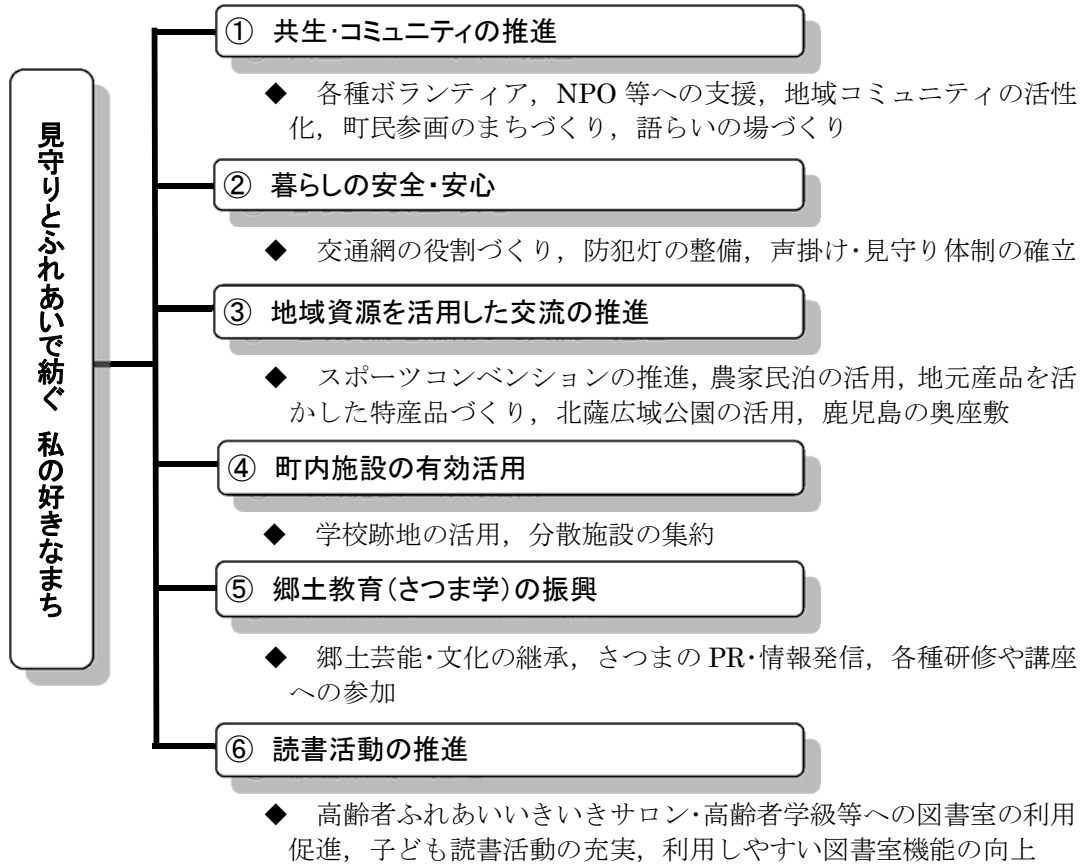


### 【保健福祉分野】





【生活環境・教育分野】



《職員参画による取り組み》

職員ワーキンググループ検討会

- ◆ 課長・係長を除く全職員によるワーキンググループ（19グループ）を組織
- ◆ 今後のまちづくりの方向性についてSWOT分析<sup>\*</sup>を活用したグループ検討を実施

《グループ別検討テーマ一覧》

グループ	検討テーマ	グループ	検討テーマ
A	鶴田ダムと共存した“きれいな”川づくり	K	地域子育て事業のサポート
B	地域特産品を活かした地域ブランド化の推進について	L	パラリンピックを目指し、障がい者が夢を持てる環境を作る
C	地場産品, 地域資源の活用	M	防犯対策の推進
D	温泉・ホテルを核とした各種イベント・施設との連携	N	ごみの減量化・リサイクルの推進
E	山林の観光面を含めた新たな魅力と活用方法を見出す	O	地方路線バスの維持存続, 利便性の高い交通体制
F	地域から発信する協働のまちづくり	P	まちの特性を活かした住環境の整備による定住促進について
G	財政状況に応じた「まちづくり」の展開	Q	さつまの日の更なる推進(充実・連携)
H	地域の「絆」を取り戻し, 高齢者が生きがいを持って暮らせる町づくり	R	学校再編による影響を考慮した学校教育環境の充実について
I	人権問題対策	S	さつま型の「総合型地域スポーツクラブの設立」について考える
J	幅広い世代の健康意識の向上による医療費抑制		「さつま学」の充実に向けて考える

※SWOT分析とは

内部環境としての「強み」、「弱み」と、外部環境としての「成長機会」、「脅威」の4つのカテゴリーで要因分析し、社会・経済環境の変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定手法の一つ

《SWOT分析の例》

《Bグループ》 【検討施策：農業の振興】 SWOT分析シート

<p>【まちづくりの目標】 さつまの食で四季の彩りを発信 (食品を中心とした特産品の情報発信を積極的に行う)</p> <p>【検討(分析)テーマ】 地域特産品を活かした地域ブランド化の推進について</p> <hr/> <p>(検討テーマ決定の理由) 農業の振興を図るにあたり、付加価値の高い農産物作りにより、農業所得の向上を図る必要がある</p>		さつま町の内部環境分析	
		強み (Strength) ※好影響	弱み (Weakness) ※悪影響
		<p>S-1 生産牛の優良産地である。</p> <p>S-2 子牛取引価格全国一の家畜市場がある。</p> <p>S-3 九州トップクラスの南高梅の生産地である。</p> <p>S-4 日本一の早掘り筍の産地である。</p> <p>S-5 県内種籾の生産地である。</p> <p>S-6 来客者数の多い農産物直売所がある。</p> <p>S-7 県内で初めて県・町・JA がワンフロア化して取り組む担い手育成室を設置してある。</p> <p>S-8 グリーンツーリズムの取り組み(民泊受入れ)</p> <p>S-9 空き家バンク制度の取り組み</p> <p>S-10 スポーツコンベンションで町外からの来訪者が多い</p>	<p>W-1 経営耕作面積に占める水田の割合が高い(66.8%)ことや湿田が多く、汎用化が難しい。</p> <p>W-2 認定農業者数が減少傾向にある。</p> <p>W-3 農家の高齢化に伴う耕作放棄地・遊休地が増えている。</p> <p>W-4 有害鳥獣の被害により、耕作が制限される。(作っても荒らされるため、生産意欲低下)</p> <p>W-5 地元産品を使ったメニューが開発されているが、話題性に欠け対外的なPRに繋がっていない。</p> <p>W-6 農作物の良い品はよそへ出て行き、地元に残らない。</p>
		《成長戦略》 S×O 強みと成長機会を最大限に活かすために取り組むべきことは何か?	《改善戦略》 W×O 弱みによって、成長機会を逃さないために取り組むべきことは何か?
さつま町の外部環境分析(国内・国際情勢、時代の潮流等)	成長機会 (Opportunity) ※好影響	<p>① 地域おこし協力隊を活用した新規就農者の開拓(S-7, S-8, S-9, 0-7)</p> <p>② ちくりん館を規模拡大し、食肉専門の販売ブースを増設。焼肉のタレ等も手づくりのものを販売(S-1, S-2, S-6, 0-1, 0-2)</p> <p>③ 町の特産品販売業者がインターネット販売に取り組み際のホームページ作成補助(S-1, S-3, S-4, 0-3)</p> <p>④ 町の特産品収穫体験とグリーンツーリズム施設への宿泊をセットにした旅行商品の開発(S-8, 0-10)</p> <p>⑤ ふるさと応援寄付金応募者向けの町の特産品カタログを開発し、選んで、かつ話題性を高める(S-1, S-3, S-4, 0-1, 0-9)</p> <p>⑥ アジア・ヨーロッパ等の和食に関心の高い地域に本町独自のセールスを行う(0-4, S-1, S-3, S-4)</p> <p>⑦ スポーツコンベンション会場で、さつま町特産品や特産品を使った弁当などの販売(S-10, 0-1, 0-4)</p> <p>⑧ コンビニエンスストアとのコラボレーションで、弁当食材や特産品としての売り込みを行う(S-1, S-3, S-4, 0-1, 0-5)</p>	<p>① さつまちゃんを活用した農産物加工品のパッケージ戦略の展開(W-5, 0-1)</p> <p>② 「さつまの四季」(季節ごとの農産物を詰め合わせた定期小包便)の取り組み(W-5, 0-2, 0-3)</p> <p>③ 農地を必要とする人に、農地貸付を行い、新規就農・規模拡大を支援する取り組み(W-2, W-3, 0-2, 0-3, 0-7)</p> <p>④ さつまの食カタログの取り組み(W-5, W-6, 0-2, 0-3)</p> <p>⑤ 規格外品の加工・販売の取り組み(W-5, W-6, 0-2, 0-3)</p>
	脅威 (Threat) ※悪影響	《強化戦略》 S×T 脅威による悪影響を、強みによって回避するために取り組むべきことは何か?	《改革戦略》 W×T 弱みと脅威により最悪の結果となることを回避するために取り組むべきことは何か?
	T-1 TPPによる農産物流通のグローバル化が進み、安価な外国産農産物が更に出回ることに懸念がある。	① 安価な外国産農産物に対し、国産、地元産の安全・安心さを全面的に売り込む。(S-6, T-1)	① 農産物直売所納入農家と飲食店経営者等との出会いの場づくり(マッチング)による、地産地消の取り組みを進める。(W-5, T-1, T-2)
	T-2 消費者が知名度の高い産地品のみを指し、知名度の低い産地品との差が更に高まる。	② 牛肉は輸出の販路拡大により、安定的な数量・価格確保を図る(S-1, S-2, T-1, T-2, T-5)	② 町の特産品を使ったレシピコンクールの開催(ご当地グルメの開発)(W-5, T-1, T-2)
	T-3 減反廃止など、米政策の転換による米価下落が懸念される。	③ 農産物販売所でどのような農産物があれば良いか、アンケート(ニーズ調査)を行い、ニーズの高い農産物を栽培する。(S-6, T-2)	③ 農業従事者の減少に備え、特定作物の栽培推進と圃場の大規模化(10～20町歩)(T-1, T-7, W-2, W-3)
	T-4 国の政策が小規模農家を守る制度とは言い難い。	④ 担い手農家に対し、コスト削減及び生産量の増を図るための実地検証のようなものを担い手育成室を通して(検証費補助)行う。(S-7, T-3, T-7)	
	T-5 競合する優良牛の生産地が増え、大規模農家でないと、畜産で生計を立てることが難しくなっている。		
	T-6 地球温暖化による作物への悪影響		
	T-7 農家の高齢化・農業従業者の減少		

## 2 まちの概要

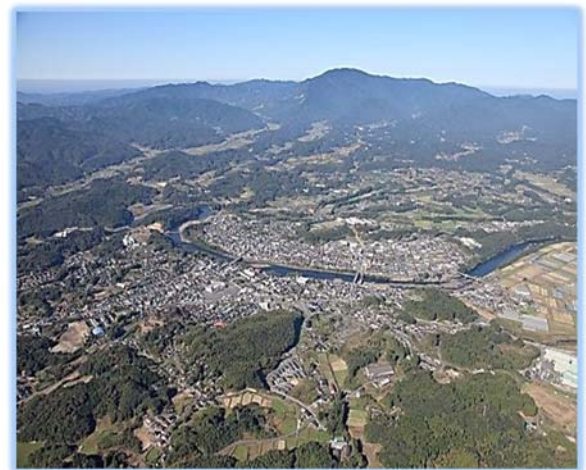
### (1) 変遷

明治22年4月の市制・町村制の施行により、本地域では24村が6村となり、その後も幾多の変遷を経てそれぞれ宮之城町、鶴田町、薩摩町として歩んできました。旧3町が共に手を取り合い、地方分権の時代に町民の期待に応える新しい町を創り上げることを目的に平成17年3月22日にさつま町として誕生し、平成27年3月には、合併して10周年を迎えました。



### (2) 位置・自然

本町は、鹿児島県の北西部、北薩地域の中心部に位置し、町の北部には紫尾山（標高1,067m）があり、ここから分岐する山々に囲まれた盆地で、東西27.3km、南北22kmの範囲におよび総面積は、303.90km<sup>2</sup>となっています。面積は県全体の3.3%を占めています。



また、町のほぼ中心を南九州一の大河である川内川が貫流しており、田園や緑豊かな森林、小川のせせらぎや温泉など自然あふれる町です。

### (3) 気候

気候は、太平洋岸気候区に属しており、周囲を山々に囲まれた盆地であるため、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸性の気候となっています。年間の降水量は、2,700mmを超え、6月の平均雨量は約600mmと年間を通じて最も多く、また年間の平均気温は16℃で、冬は紫尾山に冠雪や樹氷が見られ、平地においても積雪を観測することもあります。

●気象状況／気温・降水量（年別）（単位：℃,mm）

年次	気 温			降 水 量	
	最高	最低	平均	最大日量	総量
H17年	36.4	-4.1	16.6	206	2,535
H18年	35.6	-6.3	16.6	376	3,325
H19年	35.6	-6.1	16.7	117	2,128
H20年	35.3	-7.5	16.1	223	2,728
H21年	34.9	-4.7	16.3	116	1,832
H22年	35.1	-5.5	16.4	229	3,680
H23年	34.9	-6.3	15.8	241	2,842
H24年	34.9	-7.4	15.6	192	3,246
H25年	36.5	-6.5	16.1	166	2,605
H26年	35.2	-5.9	16.0	185	2,789

資料：アメダス（さつま柏原観測点）

#### (4) 交通の要衝

本町は、国道3路線（国道267号、328号、504号）が町の中心部で交差しており、1日延べ3万台を超える車両の往来があります。

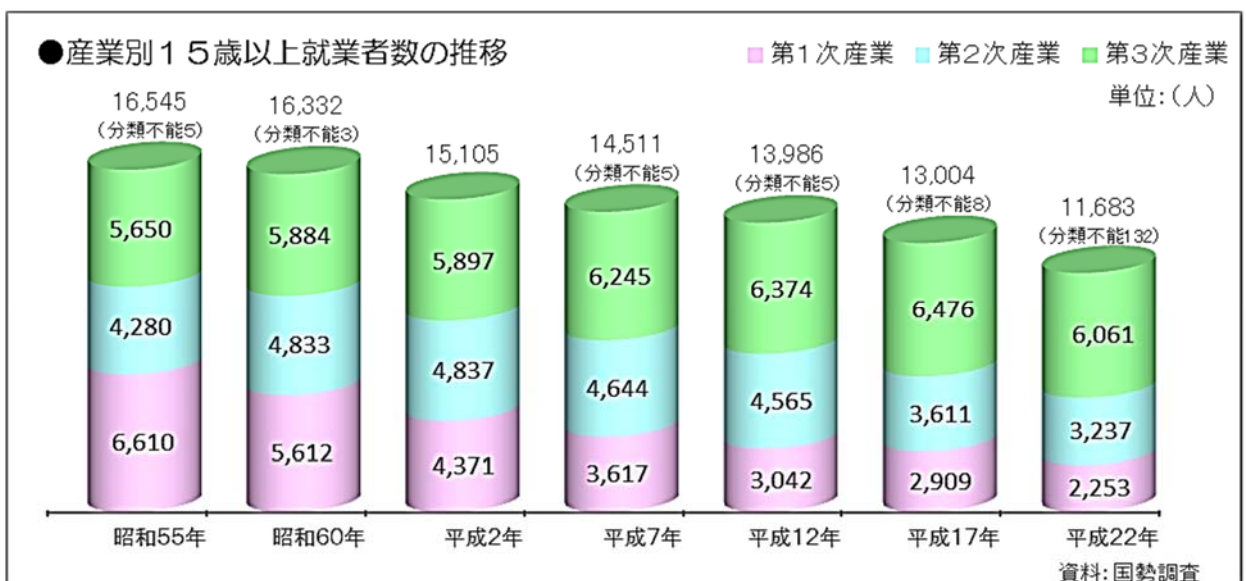
東に鹿児島空港や九州縦貫自動車道横川IC、西に九州新幹線の川内駅、出水駅等があり、県都鹿児島市など主要拠点地に1時間以内で行くことができる恵まれた位置にあります。

今後、南九州西回り自動車道や地域高規格道路「北薩横断道路」の整備により、県内主要拠点への交通アクセスが更に向上し、地域資源や観光イベントと相まって、交流人口の増加への期待が膨らんでいます。



#### (5) 産業（農林水産業，商工業，観光業）

本町は、豊かな農林資源、商工資源を有しており、これら個性あふれる資源を地域振興の柱として、新たな地域の飛躍を図っています。また、町には、北薩森林管理署、北薩森林組合、JA北さつま、北薩農業共済組合など北薩地域の主要な農林業関係機関・団体が集中しています。これら農林業の中核機関がお互いに連携・協力することにより「農林業中核都市の創造」を進めながら、まちの基幹産業である農林業の振興を図っています。



### 3 まちの特性（強み）

本町では、豊かな自然やこれまで受け継いできた歴史・文化などの地域資源をまちの強みとして捉え、これらの資源を活用した様々なまちづくり活動を展開しています。

#### 《自然》

- ・北薩地域最高峰の紫尾山
- ・一級河川「川内川」
- ・全国有数のホタルの生息地
- ・全国有数の竹（筍）の産地

#### 《施設》

- ・西日本最大級の鶴田ダム
- ・県立北薩広域公園
- ・河川改修により整備された町中心部の石積護岸

#### 《産業》

- ・プラグ生産量世界一の工場
- ・日本一の超早掘り筍
- ・生産量九州トップクラスの南高梅（薩摩西郷梅）
- ・子牛取引価格が全国トップクラスの「さつま牛」
- ・長年愛され続けてきた地元焼酎
- ・県指定伝統的工芸品の「薩摩切子、鶴田和紙、竹製品、宮之城花器」

#### 《観光》

- ・全国でも珍しいホタル舟の運航
- ・グリーンツーリズム（体験型観光，農家民泊）
- ・良質な泉質を誇る宮之城温泉，紫尾温泉

#### 《歴史・文化》

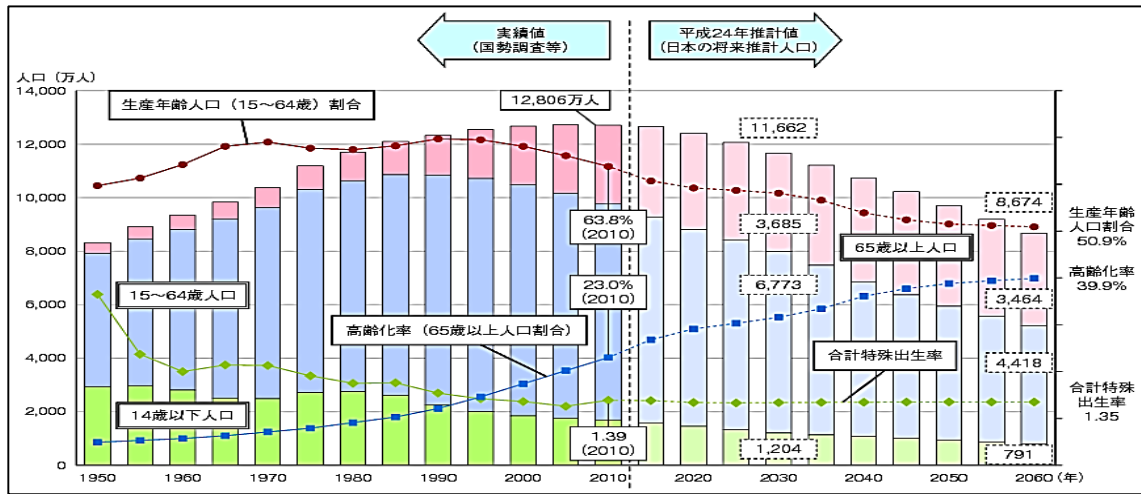
- ・永野金山跡地
- ・薩摩藩宮之城島津家累代の墓石群が残る宗功寺公園
- ・金吾様踊りに代表される民俗，郷土芸能の数々

#### 《人・団体》

- ・青年団，商工会青年部，農業青年クラブ，NPO法人などによるまちおこし活動の活性化
- ・民間の吹奏楽団体
- ・地域づくり活性化計画に基づく，各区公民館活動の活性化

## 4 時代の潮流

### (1) 少子高齢化・人口減少社会（まち・ひと・しごと創生の取り組み）



（出典）総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）：出生中位・死亡中位推計」（各年10月1日現在人口）、厚生労働省「人口動態統計」

- ◆ 我が国の人口については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」における出生中位（死亡中位）推計を基に見てみると、総人口は、2030年（平成42年）の1億1,662万人を経て、2048年（平成60年）には1億人を割って9,913万人となり、44年後の2060年（平成72年）には8,674万人になるものと見込まれています。
- ◆ 出生率の低下等による若年層人口の減少や平均寿命の伸長による少子・高齢化が急速に進行しており、このような中で新たな経済成長に向けた取り組みが不可欠であることから、国においては、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、①「東京一極集中」を是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現、③地域の特性に即して地域課題を解決するため、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要であるとして、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたところです。

#### ＜国内自治体の動向＞

- ◆ 結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくりを目指して、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の充実や結婚支援の取り組みが行われています。
- ◆ 人口減少に対応するための周辺自治体とのネットワーク形成や、拠点都市への機能の集約等により、それぞれの機能やサービスを補完し合う取り組みの検討・実施が進められています。
- ◆ 少子化対策の一環として各地域では、地域に企業を誘致する動きや、地元での起業の促進、さらには域内の経済活動へ波及を期待する交流人口の増加を図る取り組みが進められています。

【少子化社会対策白書、全国市長会少子化対策・子育て支援に関する研究会資料より】

### (2) 安全・安心がより重視される時代

- ◆ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を我が国に与えました。これを契機として、住民の最も基礎的なニーズである安全・安心に対する関心が高まり、自分たちで災害から生命や財産を守ることの重要性が再確認され、地域コミュニティのあり方が問われることとなりました。



【東日本大震災による津波被害の様子】

- ◆ 食品の虚偽表示による食の安全に対する不安や住宅の耐震偽装問題、新型インフルエンザという新たな感染性疾患の発症など、住民生活の不安要因が生じており、様々な対応の強化が重要となっています。
- ◆ 安全性をはじめ、健康、本物志向など、食品に対するニーズの多様化は一層進展するものと予想されており、食料の生産から流通・販売までの過程において、安全・安心の確保はもとより、多様な消費者ニーズに対応した個性ある商品開発や販売戦略が必要となってきています。

《国内自治体の動向》

- ◆ 大規模災害時における公助の限界を補うため、地域の住民や事業者等が主体的に参画して、地域の実状に応じた「地区防災計画」を策定し、地域住民や事業者等との連携・共生の促進による地域コミュニティ全体の防災力の向上につなげる取り組みが進められています。
- ◆ 食品の安全と消費者の信頼の確保を図るため、生産から消費に至るフードチェーン全体において安全管理の取り組み強化が求められている中、食品の安全性の向上と品質管理の徹底等を目的に、問題のある製品の出荷を未然に防止することができるHACCPの普及・導入が進められています。

【防災白書、消費者白書より】

### (3) 持続可能な循環型社会の進行

- ◆ 大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムは、世界人口の増大や経済成長を背景に、温暖化など自然環境負荷の増大や化石燃料をはじめとするエネルギーの枯渇、水不足、食糧危機など、地球規模での環境問題の原因ともなっています。
- ◆ 東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、われわれの暮らしにおけるエネルギーのあり方について国全体で考えなければならないことを認識させられました。



- ◆ ごみの減量や再資源化等を通じて自然環境の保全・再生・活用への取り組みと併せて、再生可能エネルギーの活用や農産物の地産地消など、暮らしのあらゆる側面において、持続可能な循環型社会をつくっていくことが重要になっています。

《国内自治体の動向》

- ◆ 事業者が、再生資源の利用率目標の達成及び再生資源の新規用途の開発などの、個別品目の状況に応じた再生利用能力の向上を図る取り組みが進められています。
- ◆ 畜産業において発生する家畜排せつ物等については、地域における有効利用を促進し、効率的かつ環境保全上適切に循環するシステムを形成するための施設整備等が進められています。

【環境・循環型社会・生物多様性白書より】

※HACCPとは

食品衛生管理システムの一つ。Hazard Analysis and Critical Control Pointの頭文字をとったもので、危害要因分析重要管理点と訳される。原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析（危害要因の分析）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（重要管理点）を継続的に監視・記録する工程管理のシステム

※リデュース（発生抑制），リユース（再使用），リサイクル（再生利用）

#### (4) ライフスタイルや価値観の多様化

- ◆ 単身世帯や高齢者世帯の増加など家族の形態や社会環境の変化により、ライフスタイルが多様化するとともに、価値観や住民ニーズも多種多様になっています。個人の意識も経済の発展に伴う所得水準の向上や余暇時間の増加等を背景に、経済的な「物の豊かさ」から、生活のゆとり・やすらぎなど「心の豊かさ」へ、「集団への帰属」から「個人の尊重」へと、国民の価値観が変化しており、ライフスタイルもこれに対応し、豊かな自然の中で様々な余暇活動を楽しむ人が増加するなど、大きく変化してきています。
- ◆ 多様な人々が課題解決に参加することによって、多様な解決手法が模索され、よりよい解決へつながることから、近年、多様性（ダイバーシティ）の重要性が再認識されています。年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての人々が参加・参画し、能力を最大限に発揮することができるユニバーサルな社会づくりが求められています。



##### ◀国内自治体の動向▶

- ◆ 地域社会においては、社会的に弱い立場の人々を含めて、すべての人が「共に生きる」社会づくりを進めることの重要性が認識されてきており、企業においてもその社会的責任を果たす観点から、環境への配慮、さまざまな立場の人々が就労する場の提供、NPO・市民団体への協力といった社会貢献活動を積極的に推進するような傾向にあります。
- ◆ 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（ユニバーサルデザイン）を活用した公共交通機関（ノンステップバス等）の導入や道路の無電柱化、自転車道の設置など、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続した環境整備が進められています。

【高齢社会白書、兵庫ユニバーサル社会づくり総合指針より】

#### (5) 生活圏の拡大

- ◆ 公共交通機関の整備、広域道路網の整備等による車社会化により、人々の生活圏が格段に拡大し、住民生活の利便性が高まる一方で、地方都市においては既存の商業の衰退等を招いています。
- ◆ 高齢化の進展により交通弱者が増加するものと考えられ、今後においてはこれらの人々の日常生活への支障が懸念されることから、誰もが住みなれた地域で安心して生活できるよう、生活圏の変化に対応した都市機能の維持及び小さな拠点づくりなどを図っていくことが課題となっています。



##### ◀国内自治体の動向▶

- ◆ 「小さな拠点」の形成に向けた足がかりとして、誰もが日常的に必要とする食品や日用品などを提供する商業機能を持った「よろづや」づくりを行うことで、人々のコミュニケーション、人や情報の交流が生まれ、地域の活力につながる効果が得られています。

【総務省：公民連携によるまちなか再生事例に関する調査研究事業報告書より】



## (6) 地方分権型社会・自主自立の行財政運営

- ◆ 国においては、経済の活性化や国民の「安心」の確保、将来世代に責任が持てる財政の確立に向け、聖域なき構造改革に取り組んでおり、「構造改革特区」制度を活用した規制緩和や税制、予算編成システムの改革、さらには、地方の自立を求める地方分権の推進や道州制に向けた動きなど、国や地方自治体の取り組みの枠組み自体が大きく変化してきています。
- ◆ 現行の社会経済システムの改革により、地域の創造性や個性を活かした取り組みが可能となる一方、国や地方自治体の財政事情が悪化する中で、地方の責任の増加や競争が激化することが予想されており、これらの動向を踏まえた適切な対応が必要となっています。

**特区の事例**

**特定農業者による特定酒類の製造事業**

認定地方公共団体：岩手県遠野市（平成15年11月～）



**特定事業の概要**  
農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒(いわゆる「どぶろく」)を製造する場合には、最低製造数量基準を適用しないこととする特例です。

**事業実施の意義**  
農家民宿等を営む農業者が、自らが生産した米を原料として濁酒を製造・提供することにより、地域資源を活用したグリーンツーリズムが推進され、交流人口の増加につながることを期待されます。

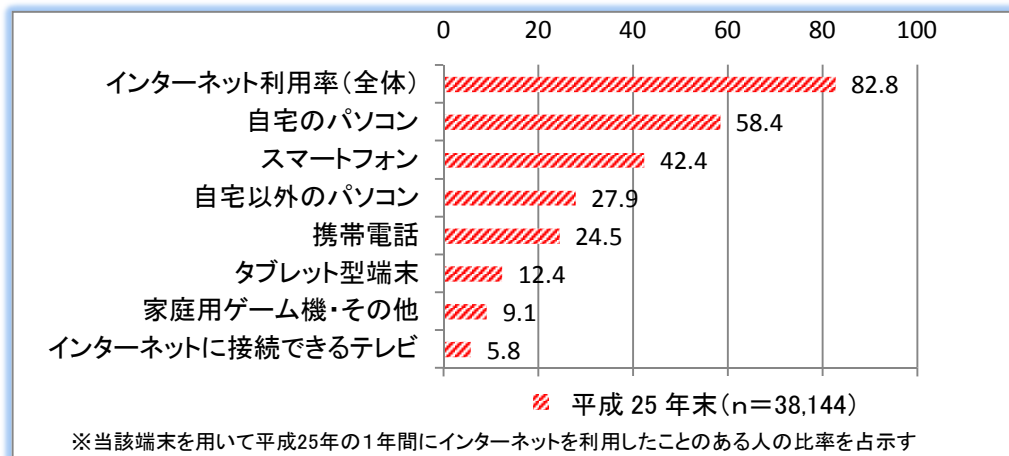
### ≪国内自治体の動向≫

- ◆ 規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）により、これまで法令により全国画一的に定められていた公営住宅の入居・整備基準、道路の構造に関する基準、保育所の設備・運営に関する基準など施設・設置管理の基準等を条例に委任することにより、地域の実状や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定が進められています。

【地方財政白書より】

## (7) 高度情報化ネットワーク社会の進展

【インターネット利用端末の種類（平成25年末）】



(出典) 総務省「平成25年通信利用動向調査」

- ◆ 近年の技術革新は、インターネット等の情報通信技術（IT）を中心に、めざましいものがあり、各種産業の高度化をもたらしたばかりでなく、携帯電話の普及などは人々のライフスタイルにも大きな影響を与えています。
- ◆ 近年は、エレクトロニクスやバイオテクノロジー技術などの高度先端技術が飛躍的に進歩し、各種産業分野において次々と実用化されています。
- ◆ 時間や物理的な制約を大幅に縮小する高度情報化や技術革新は、今後一層、重要性を増していくものと考えられ、産業活動、社会生活の両面において、その効果的な活

用を進めていくことが必要となっています。

- ◆ 高度情報化が進む一方で、個人情報・プライバシーの保護、情報セキュリティの確保、<sup>\*</sup>デジタルディバイドへの対策、電子商取引を巡るトラブル、インターネットや携帯電話による犯罪など、情報化に伴う課題に取り組んでいくことが求められています。

《国内自治体の動向》

- ◆ 医療機関等の保有する患者・住民の医療・健康情報を、<sup>\*</sup>クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧することを可能とする医療情報連携ネットワークにより、患者・医療機関等の負担を軽減するとともに、地域医療の安定的供給、医療の質の向上、さらには医療費の適正化にも寄与する取り組みなどが進められています。

【情報通信白書より】

## (8) グローバル化の進展

### 外国人延べ宿泊者数 (鹿児島県)

	平成 22 年	平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年	
			前年比 (増減率)		前年比 (増減率)		前年比 (増減率)
外国人延べ宿泊者数	129,100	92,890	▲28.0%	170,570	83.6%	214,810	25.9%

(注) 全宿泊施設が対象。

※ 平成 22 年については、1～3月における従業員数 9 人以下の宿泊施設の宿泊者数を含まない。(観光庁「宿泊旅行統計」では、平成 22 年 4 月以降の調査から、従業員数 9 人以下の宿泊施設を対象に加えており、平成 22 年 1～3 月は数値がないため)。

【出典】平成 25 年鹿児島県観光統計

### 国籍別外国人延べ宿泊者数 (鹿児島県)

	平成 22 年	平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年	
			前年比 (増減率)		前年比 (増減率)		前年比 (増減率)
韓国	60,620	35,520	▲41.4%	45,370	27.7%	44,910	▲1.0%
台湾	21,670	14,630	▲32.5%	45,240	209.2%	75,470	66.8%
中国	8,220	6,890	▲16.2%	10,820	57.0%	11,880	9.8%
香港	4,930	4,900	▲0.6%	9,920	102.4%	11,810	19.1%
米国	7,360	4,070	▲44.7%	6,170	51.6%	8,760	42.0%
シンガポール	2,860	1,750	▲38.8%	3,230	84.6%	4,750	47.1%
タイ	470	690	46.8%	980	42.0%	2,130	117.3%
その他	19,870	16,830	▲15.3%	16,390	▲2.6%	26,890	64.1%
合計	126,000	85,280	▲32.3%	138,120	62.0%	186,600	35.1%

※ 従業員数 10 人以上の施設が調査対象

※ その他には国籍(出身地)不詳を含む

【出典】平成 25 年鹿児島県観光統計

- ◆ 近年、政治や経済、文化など幅広い分野において国際化が進展し、人やモノ、情報などの交流は世界的な規模で拡大しており、今後更にこうした流れは大きくなるものと予想されています。

※デジタルディバイドとは

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差

※クラウド技術とは

従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で利用者に提供するもの

- ◆ 特に、貿易については、<sup>※</sup>WTO体制の下で、<sup>※</sup>FTAや<sup>※</sup>TPPの推進も図られ、関税率の引下げなどによる一層の市場開放が進められる中で、我が国においては、内外価格差を背景に、農業分野などで安価な輸入品が増加し、国産品価格の低迷や産地間競争が激化するなど、国内産業に大きな影響を与えています。今後とも、あらゆる分野において、一層のグローバル化が重要となっています。
- ◆ 地球規模のネットワーク化の進展などに伴い、市場の拡大や貿易・金融の自由化が急速に進み、海外からの観光客が増加するなど、国境を越えた交流がますます拡大しています。
- ◆ 教育分野においては、日本人としての自覚を持ち、諸外国の人々と意見を伝えあい、理解しあいながら、国際社会において力を発揮することができる人材が必要とされています。このため、日本やふるさとの歴史、文化などについての理解を促進するとともに、国際交流の推進などを通じた諸外国の文化などについての理解や、コミュニケーション能力の育成などが求められています。

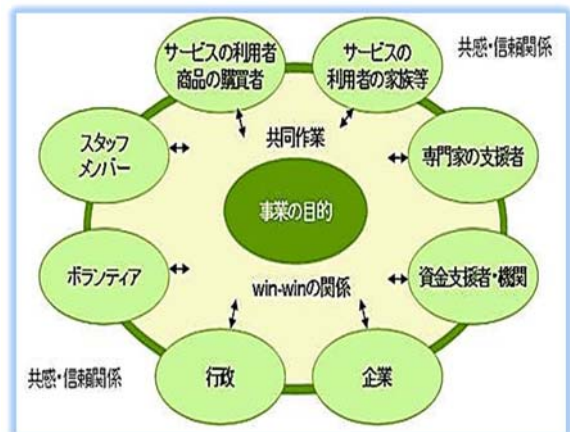
＜国内自治体の動向＞

- ◆ 成長する世界の食関連市場の開拓が期待される中、最近では、オールジャパンでの輸出促進体制の整備など、農林水産物・食品の輸出や食品産業の海外展開を促進するための様々な施策の強化を進め、意欲的な事業者等による取り組みも着実に広がっています。

【農林水産省：食料・農業・農村基本計画より】

## (9) 住民参画と協働の進展

- ◆ 東日本大震災以降、自らの地域は自らがつくるという気運が高まりつつあり、住民自らの手による特色あるコミュニティ活動や地域づくり活動、さらには地域課題の解決に向けた実践的な住民活動とともに、住民と行政との協働によるまちづくりが活発化してきており、ボランティアやNPOの活動に代表されるように、全国各地で成果をあげています。
- ◆ コミュニティ活動や生涯学習など、様々な分野で住民が主体となった活動が活発に展開されていますが、このような住民主導や住民と行政との協働のまちづくりは、地方分権時代の自立するまちづくりの原動力となるものであり、より一層の住民の力の結集が求められています。
- ◆ 国においては地方創生の足掛かりに、都市部の若者が地方へ移住して地域の問題解決を図る取り組みとして「地域おこし協力隊」制度を創設するなど、地方に重点を置いた政策が展開されています。



コミュニティビジネスという場

(出典：「コミュニティビジネス経営力向上マニュアル」)

＜国内自治体の動向＞

- ◆ 地域課題解決の取り組みである<sup>※</sup>コミュニティビジネスを形成することで、地域における創業機会・就業機会が拡大し、また、地域住民自らが主導し実践することによって、自己実現を図ったり、生き甲斐を得る機会となり、地域社会の自立・活性化、地域コミュニティの再生などの効果がもたらされています。

【経済産業省：ソーシャルビジネス/コミュニティビジネス資料より】

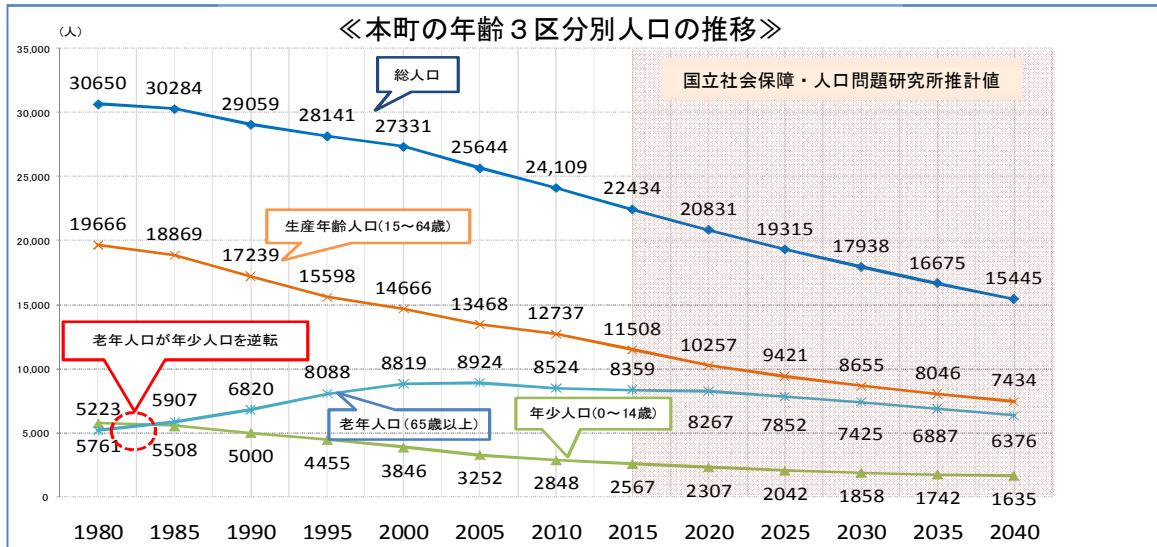
※WTO・・・世界貿易機関    FTA・・・自由貿易協定    TPP・・・環太平洋戦略的経済連携協定

※コミュニティビジネスとは

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み

## 5 まちづくりの主要課題

### (1) 少子高齢化・人口減少社会

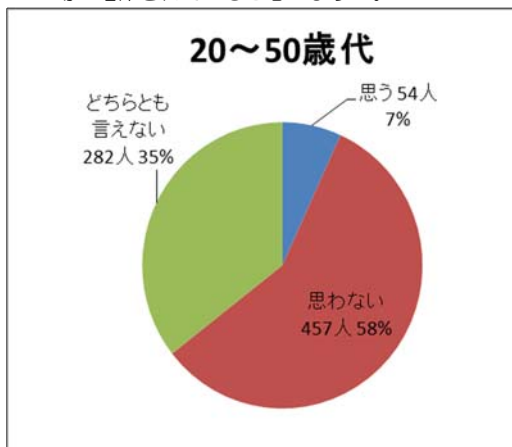


- ◆ 将来推計人口は、今後も引き続き社会減及び自然減による減少傾向が続き、10年後の平成37年（2025年）には2万人を割り込む水準まで減少すると予測されており、人口減少社会への対策が課題となっています。
- ◆ 生産年齢人口の減少が著しいことから、雇用の場の確保等による働き世代の人々の定住対策が課題となっています。
- ◆ 人口構造をみると、全年齢層が減少していく中で、老年人口の減少率を年少人口及び生産年齢人口の減少率が上回る状況が今後も続き、10年後の平成37年（2025年）には高齢化率が40%を超え、ほぼ5人に2人が高齢者となることが予測されており、少子高齢化の更なる進行が課題となっています。
- ◆ 高齢者の方々が地域の中で孤立することのないよう、知識と経験を活かしながら社会の中で活躍する場の創出を支援するとともに、健康でいきいきと暮らせる取り組みに加え、買い物支援や交通対策などが課題となっています。

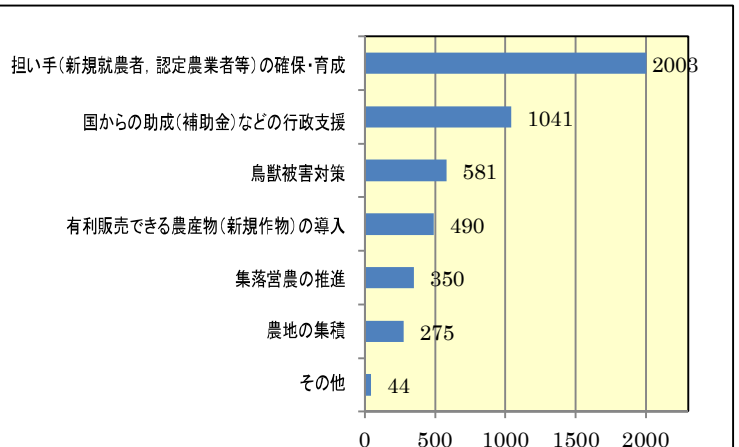
### (2) 産業の振興と雇用の確保

《町民アンケート結果》

問52 あなたにとって、さつま町は雇用・就業の場が確保されていると思いますか。

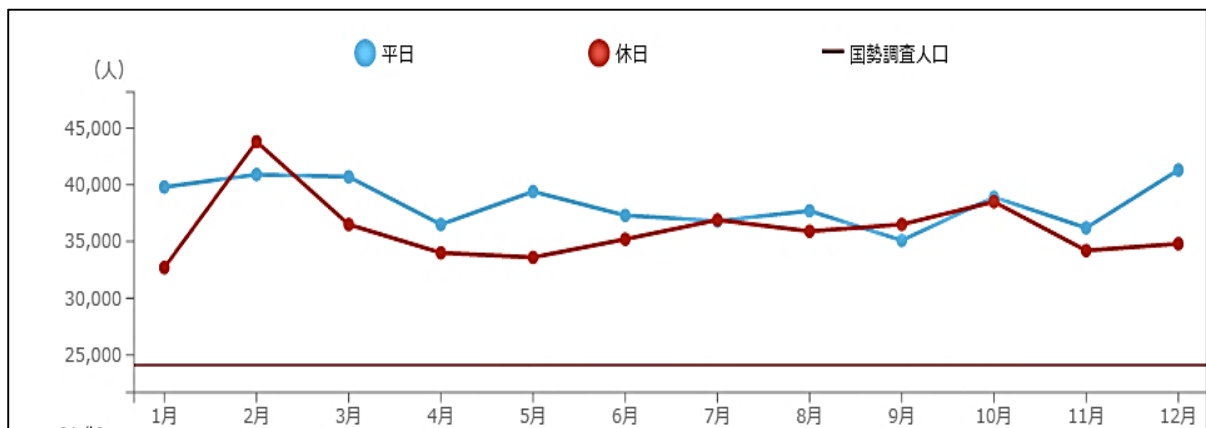


問57 農業・農村を守っていくためには、何が必要だと思いますか。



- ◆ 基幹産業である農業においては、農業従事者の高齢化、担い手不足などの影響から、農地等の荒廃が進み、農村環境と生産基盤が衰退し、農業を取り巻く環境は今後ますます厳しいものとなることが予想されることから、これまで取り組んできた集落営農組織や担い手の育成などと併せて、農地集積などによる生産基盤の充実・強化が課題となっています。
- ◆ 誘致企業や地場企業を支援しながら、新規の企業誘致を行うことと併せて、新たに起業する方への支援や地域の中で高齢者等を含めた幅広い年代の方で取り組むコミュニティビジネスなどの創造により、地場産業の育成と雇用の場の拡大を図る取り組みが課題となっています。
- ◆ 平日・休日ともに県内外から多くの人口流入があることから、商業・観光・交流などの情報発信を強化し、更なる交流人口の増加に努めながら町内における経済活動を活性化し、より多くの経済効果を高める取り組みが課題となっています。

●滞在人口の月別推移（2014年）



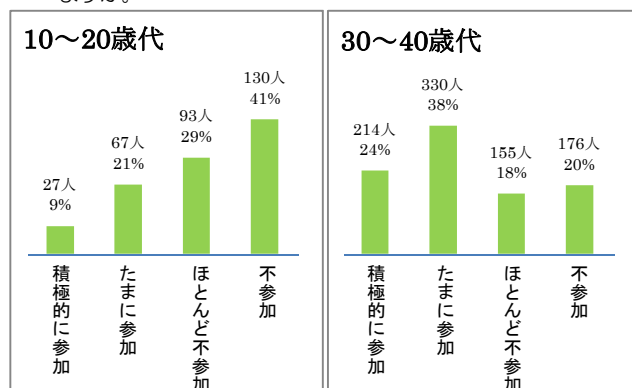
【出典】株式会社 Agoop「流動人口データ」

※滞在人口とは、市区町村単位で滞留時間が2時間の人口のこと

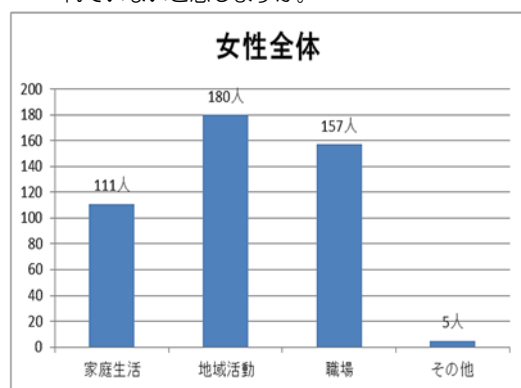
(3) 地域の活性化と人材育成

《町民アンケート結果》

問 11 あなたはこの1年間で、地域活動に参加したことがありますか。



問 12-1 どのような場面で男女共同参画が実現されていないと感じますか。



- ◆ 本町ではこれまで、町内20の区公民館で「地域づくり活性化計画」を柱に、各種交流イベントや自主防災活動など協働による取り組みが行われてきましたが、近年、

住民ニーズはますます多様化・複雑化し、地域内においては若者の減少・役員等の担い手不足などによって、これらの地域活動に支障が生じ、集落機能の低下が進みつつあります。

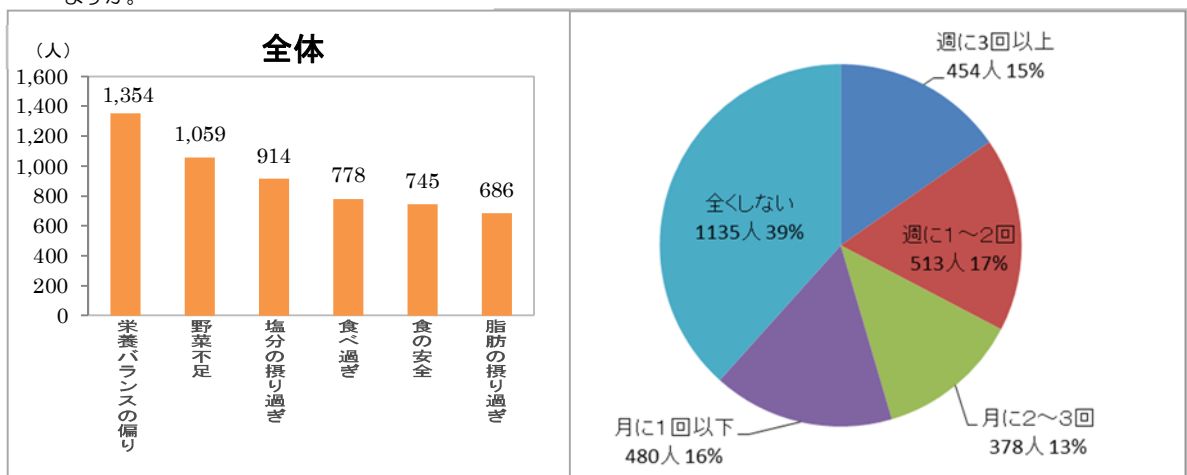
- ◆ 身近な生活における課題解決のために地域組織の果たす役割は更に重要となっていることから、地域に住む人々が自らの課題を認識し、共有しながら解決を図っていくために、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会の効率性を高めることのできる協働による取り組みにより、自助・共助意識を高め、地域への誇りと愛着を醸成していくことが課題となっています。
- ◆ 女性が置かれている状況や女性の活躍に関する意識は、地域により大きく異なることから、家庭、地域、職場等あらゆる場で能力を発揮できるよう、地域の主体的な環境整備への取り組みが一層求められています。

#### (4) 健康と医療体制の充実

《町民アンケート結果》

問 18 あなたの食生活で気になっていることはありますか。

問 19 あなたは、運動をどれくらい行っていますか。

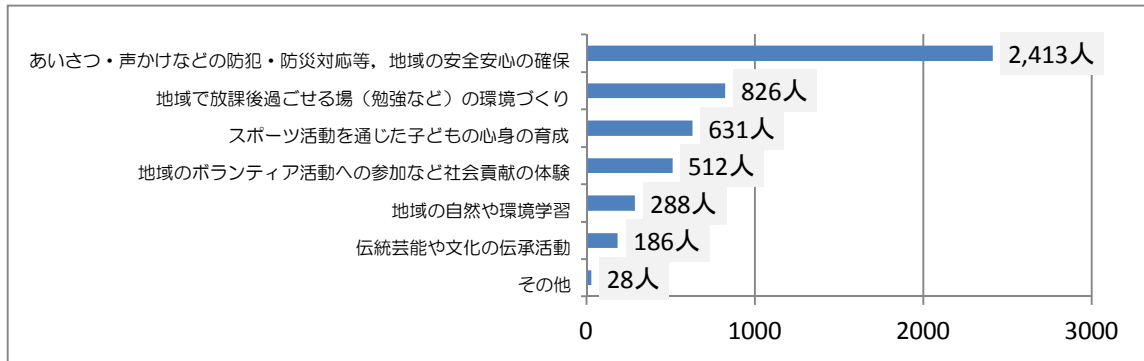


- ◆ 食生活の変化や運動習慣等を起因とする生活習慣病の増加や悪性新生物、心疾患や脳血管疾患などの循環器系疾患等により要介護状態となる人の増加が問題となっています。病気の早期発見・早期治療はもとより、「自分の健康は自分でつくる」という視点に立った食育の取り組みなどによる生活習慣の改善と、心身の健康の保持・増進を図るために積極的な一次予防の推進が課題となっています。
- ◆ 身近な地域で安心した医療を受ける上で、専門医師の不足から二次救急医療に対処できず、町外の医療機関への搬送率が増加傾向にあり、薩摩郡医師会などと連携した医師確保対策が課題となっています。
- ◆ 川薩地域においては、産婦人科の病院が減少傾向にあり、周産期・小児医療提供の体制支援が課題となっています。

## (5) 安心して学べる教育環境の整備

《町民アンケート結果》

問 30 子どもたちを地域で見守る取り組みを進めています。地域で特に重視した方が良いと思うことは何ですか。

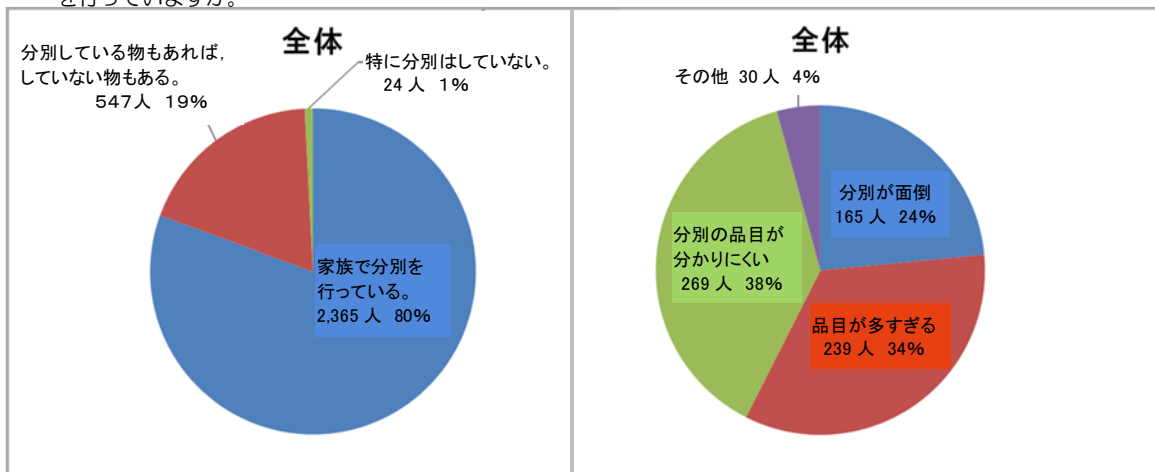


- ◆ 少子化により児童・生徒数の減少が続き、学校の小規模化が進行していることから、教育環境の充実を図るため、学校再編が進められています。新たな学校に順応するために、<sup>※</sup>スクールカウンセラー及び<sup>※</sup>スクールソーシャルワーカーなどとも連携しながら、相談体制の充実を図るほか、遠距離通学に対応するためにスクールバス運行を行うなどの新たな対策により、児童・生徒が安心して教育を受けられる環境整備が課題となっています。
- ◆ かつて地域の大人が他人の子も我が子同様、叱責や賞賛を行うことで、家庭教育を補完する役割を担ってきました。しかしながら、近年、家庭教育の低下はもとより地域コミュニティが疎遠になり、「地域の教育力」の低下が課題となっています。

## (6) 自然環境の保全と循環型社会の創造

問 32 あなたの家では、ごみの分別（ごみの資源化）を行っていますか。

問 32-1 分別していない理由は何ですか。（複数回答）



- ◆ 町内の美しい景観の維持保全が望まれている中、空家の増加や人々のマナーやモラルの低下から、沿道や公園など公共の場においてはごみの散乱や不法投棄が見られ、住みやすい環境形成に向けての意識の醸成を図ることが課題となっています。
- ◆ ごみの減量や再資源化等を通じて自然環境の保全・再生・活用に取り組むとともに、再生可能エネルギーの活用を図るなど、暮らしのあらゆる側面において、持続可能な循環型社会をつくっていくことが課題となっています。

※スクールカウンセラーとは

教育機関において、心理相談業務に従事する心理職専門家

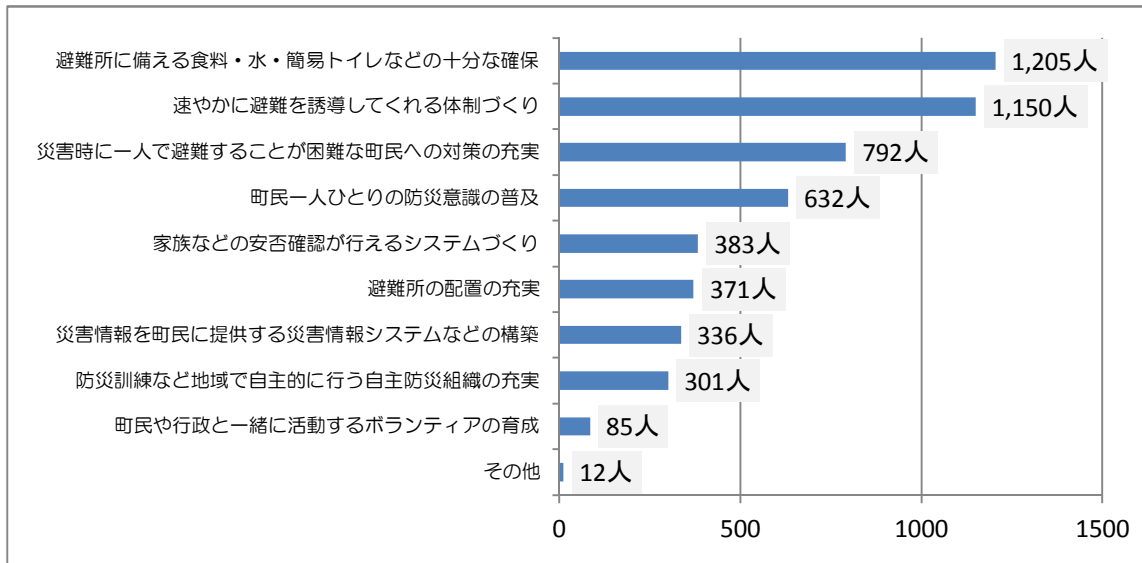
※スクールソーシャルワーカーとは

児童・生徒のいじめ、不登校、暴力行為、非行といった問題行動や児童虐待などの背景・原因を見極め、子どもやその家庭に働きかけるばかりでなく、医療機関、児童相談所、福祉事務所、警察などと連携して問題解決に導く専門家

## (7) 暮らしの安全・安心

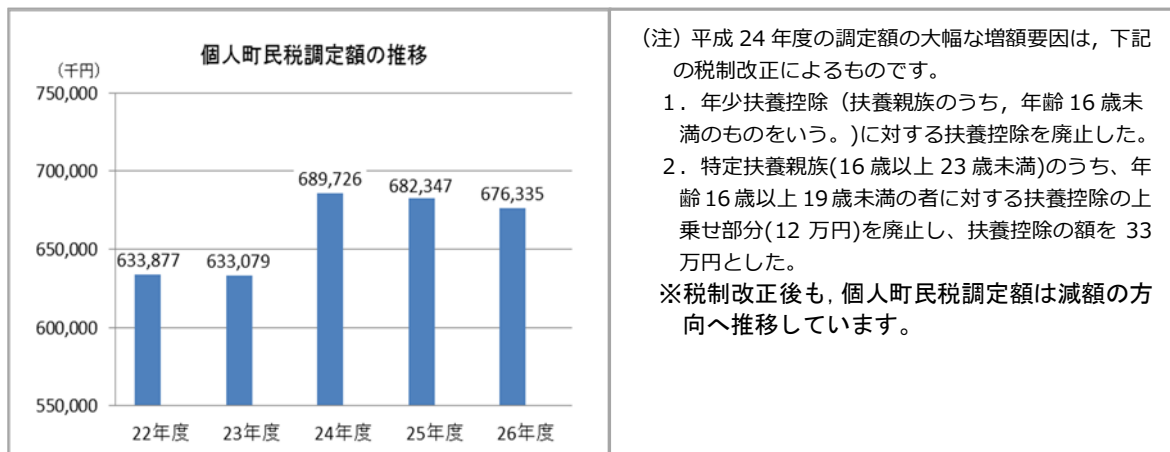
《町民アンケート結果》

問37 地震等の防災対策を強化するためには、どのようなことが重要と考えますか。



- ◆ 過去において、大規模な地震災害や川内川の氾濫による水害を経験しており、高齢化が更に進む中で、災害による被害を最小限に止めるため、自助・共助の精神のもとに地域における自主防災組織の取り組みによる要援護者等の避難体制の構築など、町民の安全・安心の確保対策が更に重要性を増しています。

## (8) 持続可能な行財政基盤の確立



- ◆ 住民ニーズはますます多様化・複雑化する一方で、人口減少などによる税収等の減や市町村合併に伴う地方交付税の優遇措置が、平成27年度から段階的に縮減されることから、今後においても歳入の減少が見込まれ、限られた財源を最大限に活かした、効率的かつ有効的な行政運営がより一層求められています。
- ◆ 町内の公共施設においては、経年劣化により今後大規模な修繕が必要な施設を多数抱えていることから、将来の財政見通しを把握しながら、公共施設等総合管理計画を基本として、施設等の統合・廃止の取り組みが課題となっています。



# 《第2章》

## 基本構想

(平成28年度～平成37年度)

- 1 将来像
- 2 基本方針
- 3 基本目標



## ～第2章～ 基本構想（平成28年度～平成37年度）

### 1 将来像

《将来像》

ひと・まち・自然 <sup>つむ</sup> みんなで紡ぐ さつま町

### 2 基本方針



～ 竹から連想されるイメージ ～

- ☆伸びる（町が成長する、人が増えていく）⇒ **まちの発展**
- ☆つながる（竹の根っこのように、地中（見えない所）でつながっている）⇒ **共生・協働**
- ☆紡ぎあう（地域の魅力ある豊富な資源を活用し、人の手で紡ぎあう）⇒ **あるものを活かす**

## ～ みんなで紡ぐ ～

「ひと」ふれあい、「まち」にぎわい、「自然」うるおい、キラリとかがやくさつま町を目指して、「みんなで紡ぐ」協働のまちづくりを進めます。

### 《まちづくりの姿勢》

語らいで育む

連携と役割を担うまち

少子高齢化・過疎化の進行にともない、集落機能や活力の低下など、地域コミュニティをめぐる様々な問題を克服するために、産・官・学・金・労・言など多様な主体がそれぞれの役割のもとに連携し、積極的に語らいを深めることで、共生・協働によるまちを育みます。また、これらの実現のため、将来にわたる財政の健全化を図り、効果的・効率的な行政運営を進めます。

### 3 基本目標

～基本方針Ⅰ～

## 『ひと』ふれあう

交流、連携、協働など、人と人がお互いのつながりの中でふれあい、子どもから高齢者まで、誰もが、いつまでも、自分らしく、安心して生活できるまちを目指します。

#### 《基本目標1》

まちぐるみで育む、  
子どもの笑顔が輝くまち

未来にはばたくさつまの子どもたちが、様々な世代の人々と交流や遊び、社会参加などを通して、豊かな心とふるさとさつまに対する郷土愛を育みながら、健やかに育っていけるよう子ども・子育てを支援します。

#### 《基本目標2》

希望に満ちて、生涯を  
いきいきと暮らせるまち

町民が、個々の夢や目標の実現に向けて、充実したライフスタイルを確立できるよう、健康づくりをはじめとする自助の取り組みと共助の支えあいにより、生涯をいきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

#### 《基本目標3》

ともに認めあい  
支えあうまち

コミュニティ活動やボランティア・NPO活動、多文化共生の取り組みなどを通じて、お互いを理解し、尊重し合いながら、一人ひとりが地域の中で主体的に参画し、支え合うことのできるまちづくりを進めます。

#### 《基本目標4》

安全・安心の輪を  
広げるまち

過去の災害の教訓をもとに、大規模災害への備えを進め、いざというときに助け合える地域のネットワークづくりを進めながら、まちぐるみで防災・防犯に取り組む主体的な意識や体制を強化します。

～基本方針Ⅱ～

## 『まち』にぎわう

悠久の歴史と個性ある地域が育んできた豊かな生活文化を守るとともに、これらの個性や人材を活かしながら地域活動や産業活動を促進し、まちの活力を創出します。

### 《基本目標5》

価値ある資源が  
活かされるまち

自然や歴史・文化などを活かした集客・交流・観光拠点のネットワーク化を図るとともに、既存の資源と産・官・学などの知的資源との融合による商工業の再生と6次産業化などを推進し、活力と魅力に満ちたまちを創出します。

### 《基本目標6》

さつま学の推進による  
人間性豊かなまち

先人たちが受け継いできた伝統的な文化と新たな発想・感性による文化が出会い、互いに生きがいを持って知的風土を高め合いながら、学びの成果を地域社会に活かすことのできる仕組みづくりを進めます。

### 《基本目標7》

みんなに優しく  
魅力あふれるまち

町民も来訪者もすべての人々が、日常的生活や広域的な交流を便利で快適なものにするとともに、安全で豊かさを実感できるよう「住む、働く、集う、憩う」ことの利便性を高める取り組みを進めます。

～基本方針Ⅲ～

## 『自然』 うるおう

紫尾山や川内川などの豊かな自然との共生を図るとともに、その恵みを享受できる取組みを進めます。

### 《基本目標8》

豊かな自然を守り、  
水と緑に癒されるまち

紫尾山や川内川などかけがえのないふるさとの自然を、積極的に守り育てていくために、まちぐるみの取り組みにより、保全・再生・活用しながら次世代に継承します。

### 《基本目標9》

ふるさともを見直し、  
資源を大切にするまち

わたしたち一人ひとりが地球環境を担う一員として自覚し、地域ぐるみで具体的な行動を興し、美しい景観を保ちながら、環境に配慮した資源循環の仕組みづくりを進めます。

# 《第3章》

## 基本計画

(平成28年度～平成32年度)

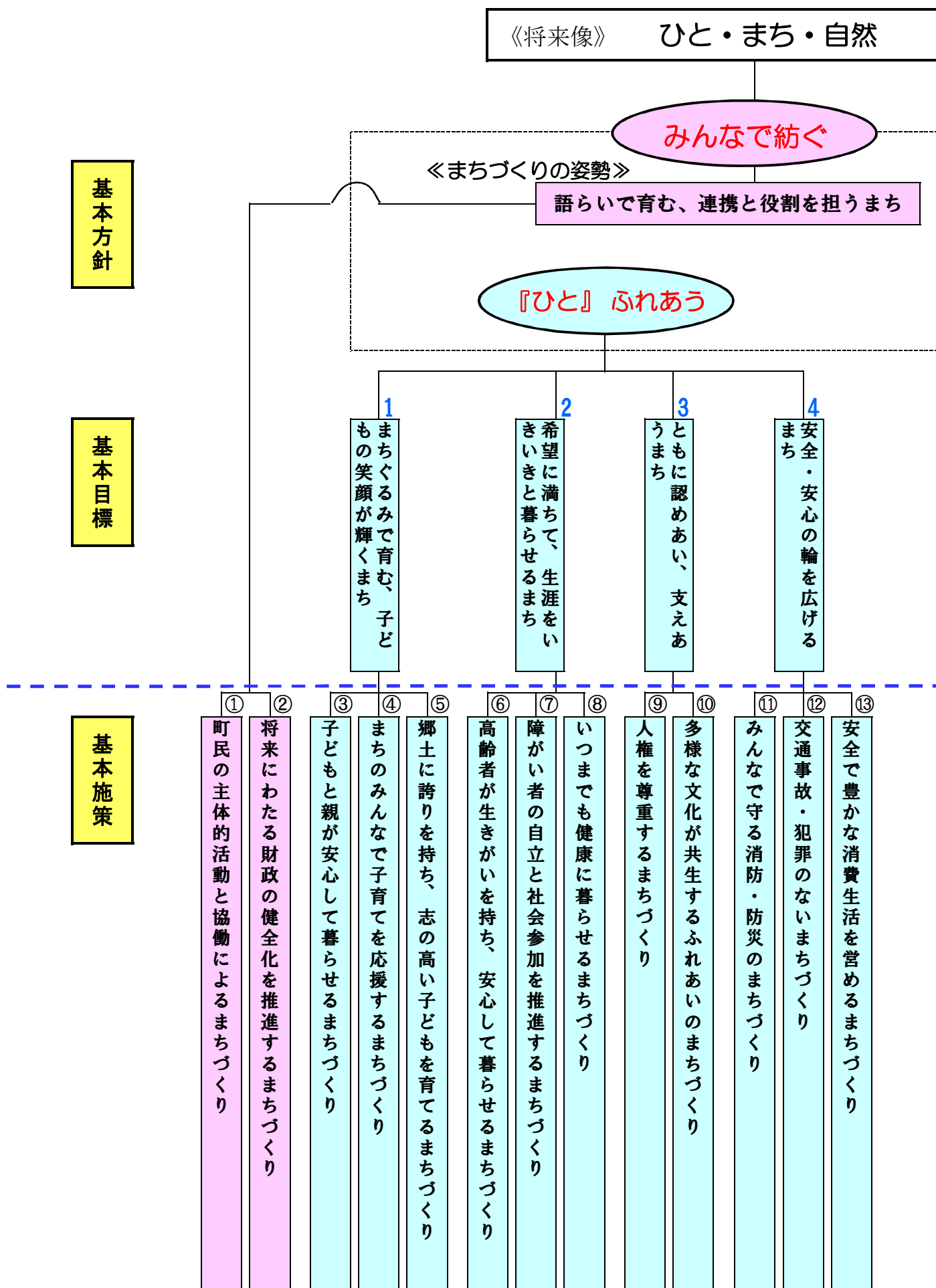
Ⅲ-1 計画（施策）の体系

Ⅲ-2 『みんなで紡ぐ』重点プロジェクト

Ⅲ-3 『みんなで紡ぐ』施策別基本計画の展開



# Ⅲ-1 第2次総合振興計画施策体系





『まち』 にぎわう

『自然』 うるおう

5 価値ある資源が活かされるまち

6 さつま学の推進による人間性豊かなまち

7 みんなに優しく魅力あふれるまち

8 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

9 ふるさとを見直し、資源を大切にするまち

⑭ 地場産品を活かした農林水産業のまちづくり

⑮ 活気あふれる商工業のまちづくり

⑯ 人と人がふれあう観光のまちづくり

⑰ 未来につなぐ生涯学習のまちづくり

⑱ 生涯スポーツ推進のまちづくり

⑲ 歴史と文化の薫るまちづくり

⑳ 利便性の高いコンパクトなまちづくり

㉑ 住んでみたくなる住環境の整備されたまちづくり

㉒ 良質な水道が安定供給されるまちづくり

㉓ 自然環境に優しいまちづくり

㉔ 田園や森林を守り育てるまちづくり

㉕ 憩いの空間あふれるまちづくり

㉖ ゴミ減量化・リサイクルを推進するまちづくり

㉗ 環境美化意識が充実したまちづくり

基本構想

基本計画

# 目次

## Ⅲ-2 『みんなで紡ぐ』重点プロジェクト

- 1 重点プロジェクトの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 重点プロジェクトの施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 重点プロジェクトの展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

## Ⅲ-3 『みんなで紡ぐ』施策別基本計画の展開

### 《まちづくりの姿勢》語らいで育む，連携と役割を担うまち

- 基本施策-1 市民の主体的活動と協働によるまちづくり・・・・・・・・ 35
- 基本施策-2 将来にわたる財政の健全化を推進するまちづくり・・・・ 38

### 《基本方針Ⅰ》『ひと』ふれあう

#### 基本目標1 まちぐるみで育む，子どもの笑顔が輝くまち

- 基本施策-3 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり・・・・・・ 41
- 基本施策-4 まちのみんなで子育てを応援するまちづくり・・・・・・ 44
- 基本施策-5 郷土に誇りを持ち，志の高い子どもを育てるまちづくり・・・・ 46

#### 基本目標2 希望に満ちて，生涯をいきいきと暮らせるまち

- 基本施策-6 高齢者が生きがいを持ち，安心して暮らせるまちづくり・・・・ 49
- 基本施策-7 障がい者の自立と社会参加を推進するまちづくり・・・・・・ 53
- 基本施策-8 いつまでも健康に暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・・・ 56

#### 基本目標3 とともに認め合い，支えあうまち

- 基本施策-9 人権を尊重するまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 基本施策-10 多様な文化が共生するふれあいのまちづくり・・・・・・ 62

#### 基本目標4 安全・安心の輪を広げるまち

- 基本施策-11 みんなで守る消防・防災のまちづくり・・・・・・・・・・・・ 64
- 基本施策-12 交通事故・犯罪のないまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 基本施策-13 安全で豊かな消費生活を営めるまちづくり・・・・・・ 69

### 《基本方針Ⅱ》『まち』にぎわう

#### 基本目標5 価値ある資源が活かされるまち

- 基本施策-14 地場産品を活かした農林水産業のまちづくり・・・・・・ 71
- 基本施策-15 活気あふれる商工業のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 76
- 基本施策-16 人と人がふれあう観光のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 80

#### 基本目標6 さつま学の推進による人間性豊かなまち

- 基本施策-17 未来につなぐ生涯学習のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 84
- 基本施策-18 生涯スポーツ推進のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 88
- 基本施策-19 歴史と文化の薫るまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 92

#### 基本目標7 みんなに優しく魅力あふれるまち

- 基本施策-20 利便性の高いコンパクトなまちづくり・・・・・・・・・・・・ 94
- 基本施策-21 住んでみたくなる住環境の整備されたまちづくり・・・・ 98
- 基本施策-22 良質な水道が安定供給されるまちづくり・・・・・・ 102

### 《基本方針Ⅲ》『自然』うるおう

#### 基本目標8 豊かな自然を守り，水と緑に癒されるまち

- 基本施策-23 自然環境に優しいまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 105
- 基本施策-24 田園や森林を守り育てるまちづくり・・・・・・・・・・・・ 108
- 基本施策-25 憩いの空間あふれるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 110

#### 基本目標9 ふるさつを見直し，資源を大切にすまち

- 基本施策-26 ゴミ減量化・リサイクルを推進するまちづくり・・・・ 113
- 基本施策-27 環境美化意識が充実したまちづくり・・・・・・・・・・・・ 115

## Ⅲ-2 「みんなで紡ぐ」重点プロジェクト

- 1 重点プロジェクトの趣旨
- 2 重点プロジェクトの施策体系
- 3 重点プロジェクトの展開



## Ⅲ-2 「みんなで紡ぐ」重点プロジェクト

### 1 重点プロジェクトの趣旨

将来像である『ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町』の実現に向けて、平成28年度から5年間の前期基本計画期間内に推進する事業のうち、特に優先的・重点的な取り組みとして、基本構想に定める「ひと」、「まち」、「自然」の3つの基本方針に沿って位置づけるものです。

なお、このプロジェクトは、町民、地域、各種団体、事業者、行政などの多様な主体の協働による取り組みとして、「みんなで紡ぐ」をキーワードに横断的な視点で進めます。

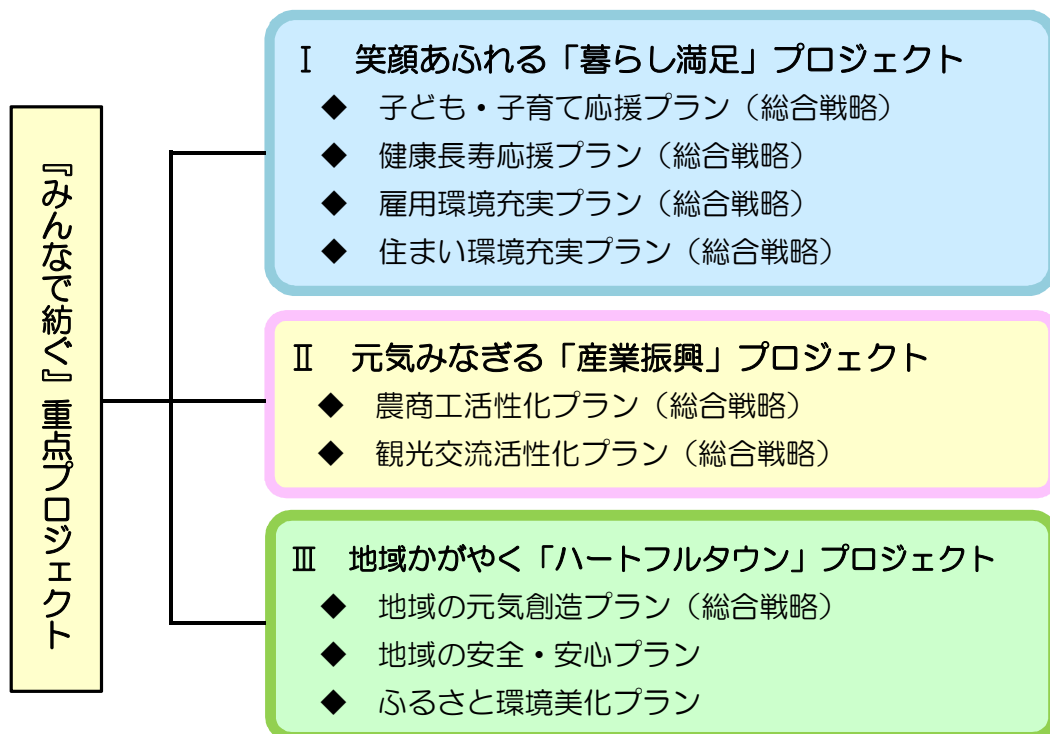
また、本町の人口減少克服と地方創生を目的として、平成27年度に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」との整合を図り、総合戦略事業を重点プロジェクトに盛り込みました。

このようなことから、人口減少問題を我が町の最重要課題として捉え、これまでの長い歴史の中で先人たちが築き上げてきた、歴史や文化・伝統を守りつつ、人々の対話や盛んな交流を通して共に紡ぎあいながら、「このまちに住んでみたい」「このまちに住んでよかった」と思える、生涯幸福度の高いまちを目指すための重点的な政策として、

#### 『みんなで紡ぐ』重点プロジェクト

に取り組みます。

### 2 重点プロジェクトの施策体系



「みんなで紡ぐ」重点プロジェクトのイメージ図

- 子ども・子育て応援**
  - ◆産前・産後ケア体制整備
  - ◆いのちを育む教育
  - ◆学童保育の充実
  - ◆さつま学の推進
  - など
- 健康長寿応援**
  - ◆高齢者サロンへの支援
  - ◆活躍の場の創出
  - ◆地域包括ケア体制構築
  - など
- 雇用環境充実**
  - ◆企業誘致活動の推進
  - ◆企業間連携の促進
  - ◆キャリア教育の実施
  - など
- 住まい環境充実**
  - ◆交通網体系の充実
  - ◆移住体験住宅の整備
  - ◆移住・定住情報の提供
  - ◆空家の有効活用促進
  - など

**笑顔あふれる「暮らし満足」プロジェクト**

育む      つなぐ      支えあう

住みたい      住んでよかった

郷土愛

**元気みなぎる「産業振興」プロジェクト**

地産地消      地域資源

マッチング・付加価値

**地域かがやく「ハートフルタウン」プロジェクト**

交流      共助      知的風土

- 農商工活性化**
- ◆担い手の育成・確保支援
  - ◆6次産業化の促進
  - ◆新規創業支援
  - ◆地産地消の推進
  - ◆空き店舗活用支援
  - など

- 観光交流活性化**
- ◆温泉知名度アップ支援
  - ◆かわまちづくり計画推進
  - ◆スポーツコンベンション受入体制の充実
  - ◆広域観光交流圏の構築
  - など

- 地域の元気創造**
- ◆地域活性化の促進
  - ◆地域リーダー育成支援
  - ◆女性の活躍支援
  - ◆生涯学習の支援強化
  - など

- 地域の安全・安心**
- ◆自主防災組織への支援
  - ◆防災行政無線デジタル化の推進
  - ◆消防団組織の充実強化
  - など

- ふるさと環境美化**
- ◆地域景観保全の推進
  - ◆ごみ減量化・資源化の推進
  - ◆環境教育・環境学習の充実
  - など

### 3 重点プロジェクトの展開

#### I 笑顔あふれる「暮らし満足」プロジェクト

##### (1) 子ども・子育て応援プラン

産前・産後ケアの支援や子育て家庭への経済的支援、また、学校教育や保育事業所、子育て支援施設、地域での郷土教育の充実など、子どもを産み、健やかな成長のために適切な環境が確保されるよう充実した取り組みを進めます。

No.	重点施策	主な取り組み内容
①	子育て環境の充実	◆ 産後の母親に対して、産科病院または助産施設等を利用し、宿泊型のサービスを提供する体制を整え、安心して育児ができるよう支援に努めます。
②	保護者の経済的負担軽減	◆ 保育料を助成することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
③	きめ細やかな子育て支援	◆ 将来の母親・父親になる児童・生徒に対するいのちを育む教育や保護者を対象にした育児フォーラムなどに取り組み、子育て支援に努めます。
④	子育て世帯を支援する地域づくり	◆ 子育て支援コーディネーター等による情報提供・相談・助言を行える体制を整えるとともに、子育て世代包括支援センター等を設置し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に努めます。
⑤	子どもが健やかに成長する環境の整備	◆ 学童保育を充実させることにより、学校・関係機関・家庭が連携して子育て支援に努めます。
⑥	学校教育の充実	◆ 夏休み期間等に本町出身の大学生が帰省し、児童生徒が教育を通じて先輩との交流を深めることにより、お互いの成長を促し、青少年の健全育成を図ります。 ◆ 自然・産業・文化などを活かした「さつま学」を推進し、郷土に誇りを持ち、志の高い子どもの育成に努めます。
⑦	薩摩中央高等学校との連携	◆ 薩摩中央高等学校生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るなど、就学支援を行うことで、高校の振興及びイメージアップを図ります。

##### (2) 健康長寿応援プラン

生涯を幸福で充実したものとするために健康は欠かせません。健康で生き生きと暮らすには、寿命が長くなるだけでなく、寝たきりや認知症になることを予防し、心身ともに自立して生活できる健康寿命の延伸を図ることが大切です。

このようなことから、健康さつま21に基づき健康増進への取り組みを進めるとともに、生涯を住みなれた地域で過ごすことのできるよう地域包括ケア体制の充実に努めます。

No.	重点施策	主な取り組み内容
①	生きがいづくりの推進	◆ 高齢者ふれあいいきいきサロンの実施回数を増やし、また、未組織公民会のサロンの組織化を推進しながら、高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防の促進に努めます。 ◆ 高齢者が地域内で積極的な役割を担い、生きがいを感じながら活躍することのできる場の創出に努めます。
②	安心して暮らせるまちづくりの推進	◆ 「ころばん体操」などの普及を図り、元気な高齢者の育成に努めながら、地域に必要な支援は、地域の元気高齢者で支える <sup>*</sup> インフォーマルサービスの充実に努めます。

※インフォーマルサービスとは

自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な介護保険等の法律・制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと

### (3) 雇用環境充実プラン

生活の根幹である就業の場を充実・確保するため、トップセールスなど積極的な企業誘致活動に取り組むとともに、ハローワークや町内誘致企業などとの密接な連携・情報共有を図りながら、事業規模の拡大や雇用の確保に向けた支援策の充実に努めます。

No.	重点施策	主な取り組み内容
①	企業誘致活動の推進強化と雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町内に事業所の新設・増設等をしようとする事業者に対して、土地、建物及び設備の取得に要した経費を助成し、地元雇用の促進に努めます。</li> <li>◆ 食品関連産業の誘致に取り組むとともに、企業誘致を行うために必要な基礎調査等に努めます。</li> <li>◆ 町内企業等のネットワークを活用するとともに、企業振興のための組織づくりを支援し、情報収集や企業活動の促進を図ります。</li> <li>◆ 薩摩中央高等学校の生徒が町内企業を訪問し、会社を知る機会をつくとともに、経営者等による特別講座の実施に努めます。</li> <li>◆ ハローワークと連携し、移住・定住の情報提供等におけるワンストップサービス機能の強化に努めます。</li> </ul>

### (4) 住まい環境充実プラン

移住者の住宅取得やリフォーム等に対する支援、本町での暮らしを体験してもらう取り組みなどにより、移住者を受け入れやすい体制の構築に努めます。

また、まちづくりや観光振興を含め、町外からの来訪者に対して、わかりやすく利便性の高い交通網体系の整備により住まい環境の充実に努めます。



No.	重点施策	主な取り組み内容
①	利用しやすい交通体系の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交通ニーズを把握し、まちづくり施策と連携した利用しやすい交通体系の確立を図ります。</li> </ul>
②	移住・定住対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 定住促進補助制度の拡充や公共施設を活用した住宅整備を実施することで、北薩地域におけるベッドタウン化の推進を図ります。</li> <li>◆ ハローワークと連携したワンストップサービスの強化やふるさと回帰支援センター等を活用した情報発信の強化に努めます。</li> <li>◆ 町外で暮らす大学生など若い出郷者への親元からの物品の仕送りに対し、専用の宅配箱の活用と併せて、ふるさと情報の発信によるUターン促進を図ります。</li> <li>◆ 企業や各種団体、婚活サポーター等と協力し、異業種交流による出会いの場を創出することで、“運命の出会い”につながる活動支援に努めます。</li> </ul>
③	空家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 空き家情報バンクへの登録・活用の促進や空家住宅へのリフォーム費用の助成などにより、定住対策として空家の有効活用を図ります。</li> </ul>

## Ⅱ 元気みなぎる「産業振興」プロジェクト

### (1) 農商工活性化プラン

元気なまちの象徴として、地場産業の活力は欠かせないことから、地域資源を最大限に活用して、産業界、行政、大学等の教育機関、金融機関、労働団体、メディア、地域コミュニティなど多様な主体の連携・交流により、6次産業化をはじめとする新産業の創出や特産品の開発など地場産業の活性化に努めます。



No.	重点施策	主な取り組み内容
①	農林漁業担い手の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域農業の担い手の減少を食い止めるために、地元畜産農家や意欲ある農業者と連携して、就農支援のための各種研修制度の構築に努めます。</li> </ul>
②	地域資源を活かしたブランド化・産地化と交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農産物加工施設の整備や販路開拓に向けた事業支援、教育機関等と連携した研究・開発の推進など、まちぐるみで6次産業化の促進に努めます。</li> <li>◆ ブランド戦略に関わるあらゆるプレーヤーと協力し、「薩摩のさつま」ブランドの積極的なプロモーション活動の展開を図ります。</li> <li>◆ パルプ用竹材の買取支援や竹林所有者と利用者のマッチングを推進することで、竹林整備を促進し、安定供給体制の構築を図ります。</li> <li>◆ 「竹」資源を最大限活用するために、新たな素材としての活用促進とともに、竹製品の芸術性を高めるなど「竹」のイメージアップ及び「竹の町」のイメージ確立を図ります。</li> </ul>
③	安全・安心で環境に優しい食の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地産地消の推進に向け、物産館の機能を強化するとともに、空家や空き校舎等を活用した農家レストランなど、新たなビジネスの展開を図ります。</li> </ul>
④	商業の活性化と経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新規創業をめざす方への支援活動や助成事業等により、新規創業者をはじめ、後継者の育成・確保に努めます。</li> <li>◆ 地元商店街を魅力あるものにするために、各種イベントや空き店舗活用等への支援に努めるとともに、商店街活性化のための組織づくりを支援します。</li> </ul>
⑤	地域資源を活かしたもののづくりや新産業の創出と市場開拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農産物の付加価値を高めるため、農産物加工施設の整備を図るとともに、消費者ニーズに対応した加工品の試作、デザイン、パッケージ、ネット販売など販路開拓につながる取組支援に努めます。</li> <li>◆ 新規創業を目指す方に対し、関係機関・団体との連携を図りながら、商工会による開業準備の進め方や事業計画の作成など創業支援に努めます。</li> </ul>



## (2) 観光交流活性化プラン

本町の魅力を最大限に発揮し、交流人口の増加による観光振興を図るため、地域資源を活用した商品開発や広域観光ルートの構築を進めるとともに、メディア等と連携した情報発信の強化に努めます。また、観光・文化財ボランティアや地域の人々との交流による温かいおもてなしにより、来町された人々に十分に満足いただけるよう、「つながり・おもてなしのまちづくり」を促進します。



No.	重点施策	主な取り組み内容
①	地域資源を活かした観光のデザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 旅館等の施設整備への支援を継続するとともに、温泉ガイドブックや温泉の一日利用券などイメージ戦略による受入態勢の整備と温泉の知名度アップ・利用促進を図ります。</li> <li>◆ 観光特産品協会の法人化への取り組みを支援し、観光事業の推進や特産品の販売促進など、事業のけん引役として運営体制の見直し、強化を図ります。</li> <li>◆ 鶴田ダムを中心とした施設整備計画の策定やかまちづくり計画を推進し、ホテル舟や屋形船、鶴田ダム周辺施設など川内川の水辺環境の利活用により、交流人口の増加を図ります。</li> <li>◆ 地元メディア等と連携し、「美」をキーワードとした町の魅力の情報発信、地域資源を活用した商品開発などを行うことで、町全体の観光振興を図ります。</li> <li>◆ プロスポーツキャンプの誘致など地域の公共施設を活用したスポーツ合宿等の受入体制を充実し、交流人口の増加を図ります。</li> </ul>
②	つながり・おもてなしの町づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町内20の区公民館が取り組む地域の特色を活かしたイベント等の支援を行うことで、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ります。</li> <li>◆ 川内川の豊かな自然を最大限活用するために、周辺自治体や各種団体と連携し、広域観光交流圏の構築を推進しながら交流人口の増加に努めます。</li> <li>◆ 町の玄関口としての宮之城鉄道記念館のバスターミナル機能強化など、観光拠点施設の再整備を図ります。</li> </ul>
③	公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 芸術性や文化性を備えた北薩広域公園の整備を促進するとともに、ちくりん公園及びかぐや姫グラウンドを再整備することで、周辺の一体的な利活用と魅力アップを図ります。</li> </ul>

### Ⅲ 地域かがやく「ハートフルタウン」プロジェクト

#### (1) 地域の元気創造プラン

移住者を受け入れる一番身近な組織として、地域の果たす役割は大きいことから、「地域づくり活性化計画」を柱に、各地区が進める特色ある取り組みを支援し、地区外の人々との交流促進により、元気で魅力ある地域づくりを進めます。

No.	重点施策	主な取り組み内容
①	多様な主体の参加による地域活性化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公民会や地域のボランティア団体等が実施する住民参画による社会貢献や地域づくり活動を支援し、地域活性化の促進に努めます。</li> <li>◆ 地域コミュニティの現状を把握・分析し、これからの地域づくりの方向性や本町に適した地域活動、組織体制の提案に努めます。</li> <li>◆ 女性の活躍を支援するとともに、地域活動を通して、次世代を担う地域リーダーの育成に努めます。</li> <li>◆ 総合戦略コーディネーターを設置し、住民自治による地域づくりを推進するなかで、地域リーダーの積極的な育成に努めます。</li> <li>◆ 「さつまの郷出前講座」の内容充実を図り、地域における生涯学習活動の支援強化に努めます。</li> </ul>

#### (2) 地域の安全・安心プラン

自主防災組織の結成・活動促進と併せ、消防災害支援隊組織の充実や女性消防団員の登用、消防団組織の再編などにより、地域防災力の向上を図り、地域住民がいつでも安全・安心に暮らせる環境づくりに努めます。

No.	重点施策	主な取り組み内容
①	防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自主防災組織の結成を促進し、防災訓練などの充実・強化により、自助・共助による地域防災力の強化を図ります。</li> <li>◆ 住民への情報伝達手段として活用している防災行政無線施設のデジタル化の推進に努めます。</li> </ul>
②	地域防災力の中核である消防団体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防団組織の充実を図るため、団員確保や消防団の組織再編に努めます。</li> </ul>

#### (3) ふるさと環境美化プラン

ごみ全体の排出量を抑制するために、リサイクル（再生利用）と併せて、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進により、ごみ減量化と資源化の更なる取り組みを強化し、環境に優しい循環型社会の構築と廃棄物処理施設の長寿命化に努めます。

また、自然環境をはじめとする大切な財産を次世代へ引き継ぐため、環境教育・環境学習の充実に努め、住民主体の活動による地域の環境美化を図ります。

No.	重点施策	主な取り組み内容
①	大切な財産を残す景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 次代を担う子どもたちにわが町にある大切な財産を残すため、地域の歴史・文化・自然に配慮したまちづくりを住民とともに推進し、住民自らの計画として共生・協働による景観づくりに努めます。</li> </ul>
②	ごみ減量化及び資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ さつま町一般廃棄物処理基本計画に基づき、より一層のリサイクル、リユース、リデュースなど循環型社会の形成を推進し、環境負荷の軽減に努めます。</li> </ul>
③	環境教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町民や事業者が意欲と主体性を持って環境問題に取り組めるよう広報紙やホームページ、出前講座等を充実させ、環境教育・環境学習の充実に努めます。</li> </ul>

Ⅲ-3 「みんなで紡ぐ」施策別基本計画



〔基本施策 - 1〕 町民の主体的活動と協働によるまちづくり

1 現状と課題

(1) 多様な主体の参画による地域活性化の推進

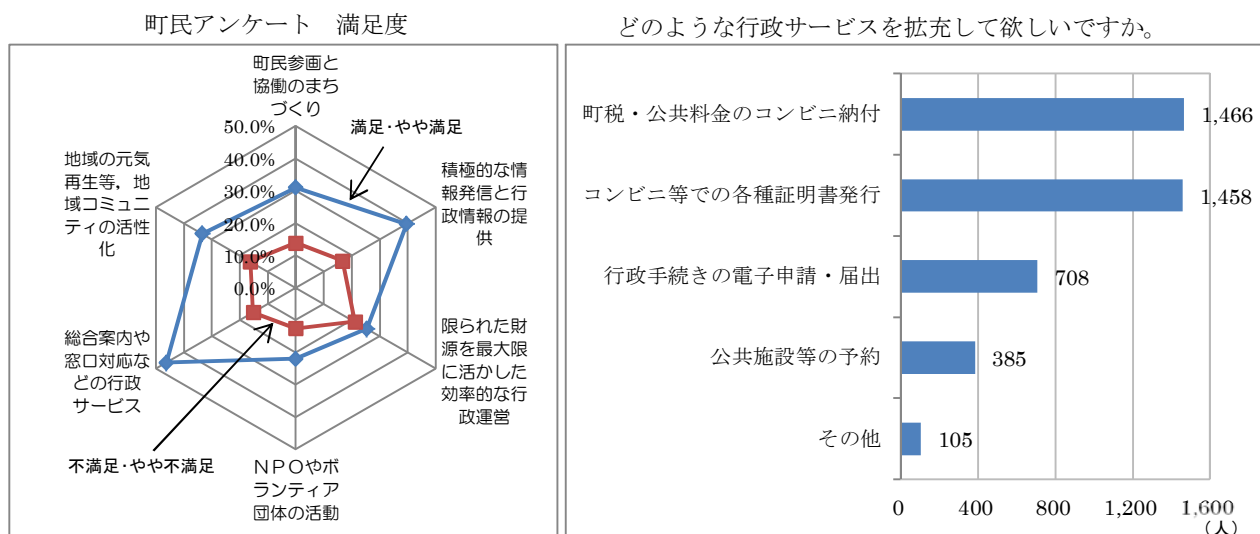
- ◆ 少子高齢化や住民ニーズの多様化・複雑化など、社会経済情勢が大きく変化する中で、地域コミュニティをめぐる環境が変化しており、集落の機能・活力の低下など、様々な問題が生じつつあります。また、地域に住む人々が地域の課題を認識し共有しながら解決を図っていくことが求められています。

(2) 積極的な情報発信と広聴活動の充実

- ◆ 行政情報を入手する手段として活用されている広報紙は、より一層わかりやすく・親しまれる紙面づくりが求められるとともに、知りたい情報が的確に得られ、旬な情報を迅速に発信できるホームページづくりに取り組む必要があります。
- ◆ ますます多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、町民が積極的に参画できる仕組みづくりを更に促進する必要があります。

(3) ICT(情報通信技術)への対応

- ◆ 社会生活の多様化が一層進む中、情報提供や利便性の確保のため、ICT(情報通信技術)を活用した更なる住民サービス向上に取り組む必要があります。



2 施策の方向性

(1) 多様な主体の参画による地域活性化の推進

- ◆ 町民、NPOやボランティア、事業者、大学など、多様な主体による積極的な社会参画を推進するとともに、地域の課題解決のため、それぞれの役割と責任の下に協働によるまちづくりの推進を図ります。
- ◆ 地域づくり活性化計画を柱に、地域に語らいの場づくりを進め、地域の課題を町民と行政が共有するとともに、それぞれの役割に応じた取り組みを展開し、地域の元気再生・活性化に努めます。
- ◆ 様々な地域課題の改善を図るため、県・町主催の地域づくり研修会等の開催をはじめ地域おこし協力隊やコーディネーター等を地域に派遣するなど、地域リーダーの育成に努めます。

- ◆ 男女が性別や年齢等にとらわれることなく、個性を伸ばし、能力を十分に発揮できるような女性や高齢者の活躍の場を創出し、地域の活力を高める社会づくり、「男女共同参画社会の実現」に努めます。

(2) 積極的な情報発信と広聴活動の充実

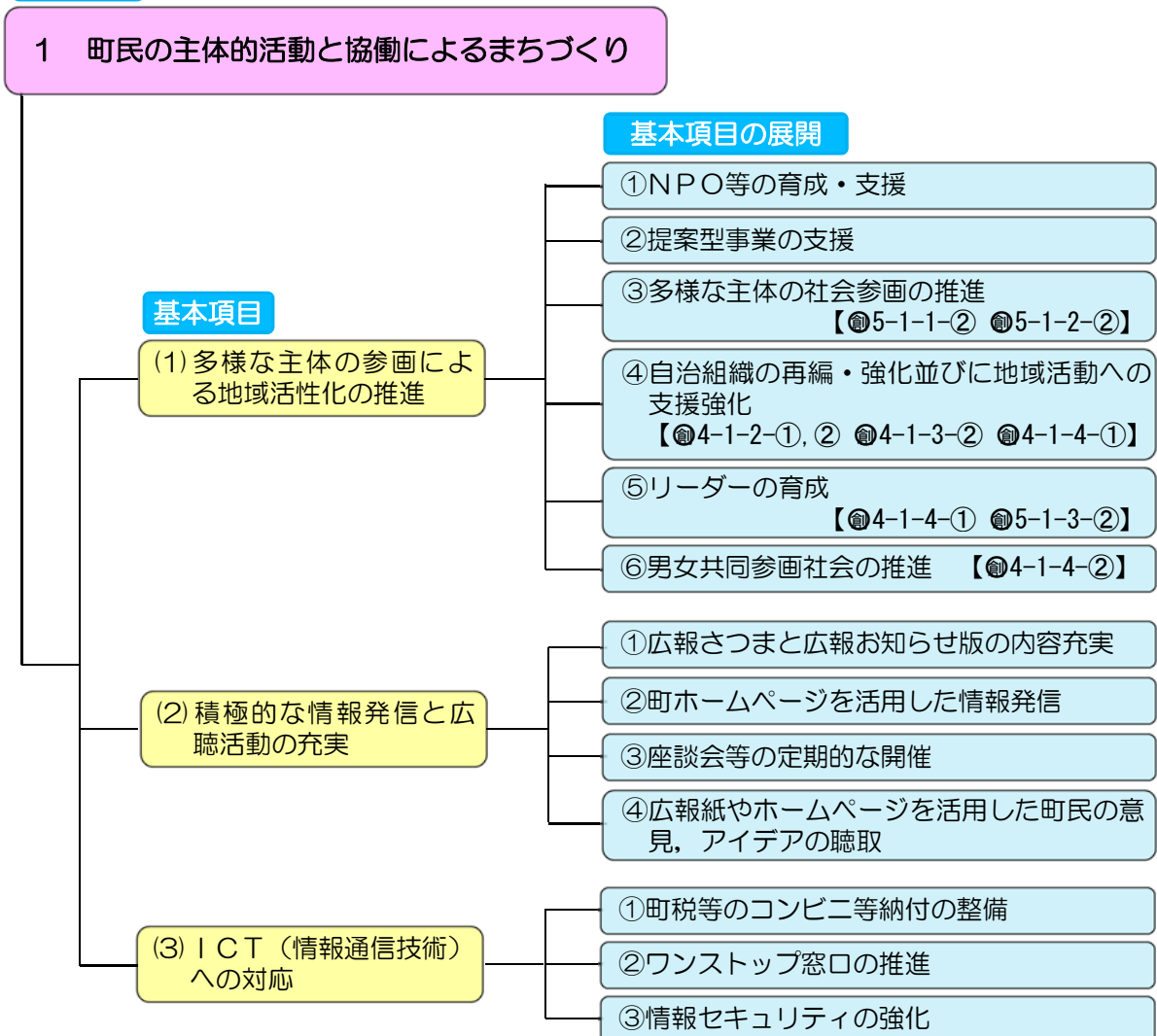
- ◆ 町政の情報発信源として広報紙「広報さつま」とお知らせ版を町民にわかりやすく、また親しまれる紙面となるよう内容充実を図ります。
- ◆ 町の魅力などの情報をホームページを活用してリアルタイムに発信し、本町のPRや知名度アップ等に努めます。
- ◆ 座談会等を定期的に開催し、町民や地域が抱える課題や問題点等について意見を集約するとともに、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報紙やホームページ等を活用した意見聴取を行い、町民と行政の情報交換に努めます。

(3) ICT(情報通信技術)への対応

- ◆ コンビニ納付や自動交付機の整備など、新たなICT(情報通信技術)に対応した効率的な行政サービスの向上に努める一方、個人情報の保護や情報セキュリティの強化に努めます。

3 施策体系

基本施策



※●…「さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のこと



【広報さつま】



【住民協働による地域おこし活動】

#### 4 成果目標

項目	現状値 (H26)	目標値 (H32)	比較
町内のNPO法人数	7 団体	10 団体	3 団体増
公民会加入率 (公民会加入世帯/推計人口に基づく世帯数)	86.7%	88.0%	1.3%増
ホームページ閲覧件数	114 万件	150 万件	36 万件増
座談会参加者数	700 人	1,000 人	300 人増
地域づくり活性化計画に対する取組評価検討会の実施地区数	—	20 区 (全区)	20 区増
地域元気再生事業 (提案公募型) 実施団体数	7 団体	10 団体	3 団体増
総合戦略コーディネーター派遣地区数	—	3 か所	3 か所増
委員会等の女性登用率	15%	20%	5%増

#### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住民アンケート・座談会等を利用し、政策・施策の形成課程に参画しましょう。</li> <li>◆ 町からの各種出版物やホームページに掲載されている行政情報に関心を持ちましょう</li> <li>◆ 自分たちの地域は自分たちでつくるという意識を持ち、積極的に地域活動、公民館活動に参加しましょう。</li> <li>◆ 地域の特性や課題に関心を持ち、不安や不便など、同じ地域に住む仲間として助け合いましょう。</li> <li>◆ 町民相互の親睦を図り、情報を共有しながら地域課題の解決に取り組みましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域活動に理解を深め、積極的に参加・協力しましょう。</li> <li>◆ マイナンバーなどの個人情報の漏えい防止に努めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公民会加入の促進に努めます。</li> <li>◆ 町民との情報共有を図るため、広報紙やホームページ等の内容充実に努めます。</li> <li>◆ 地域活性化計画を柱に区公民館・公民会に対して、支援メニューを提供し、地域の活性化の促進に努めます。</li> <li>◆ 男女が等しく参画できる社会の構築のため、関係機関と連携して啓発などの働きかけに努めます。</li> <li>◆ 個人情報の管理を徹底し、情報セキュリティの強化に努めます。</li> </ul>

〔基本施策 - 2〕 将来にわたる財政の健全化を推進するまちづくり

1 現状と課題

(1) 中長期的な財政運営の継続

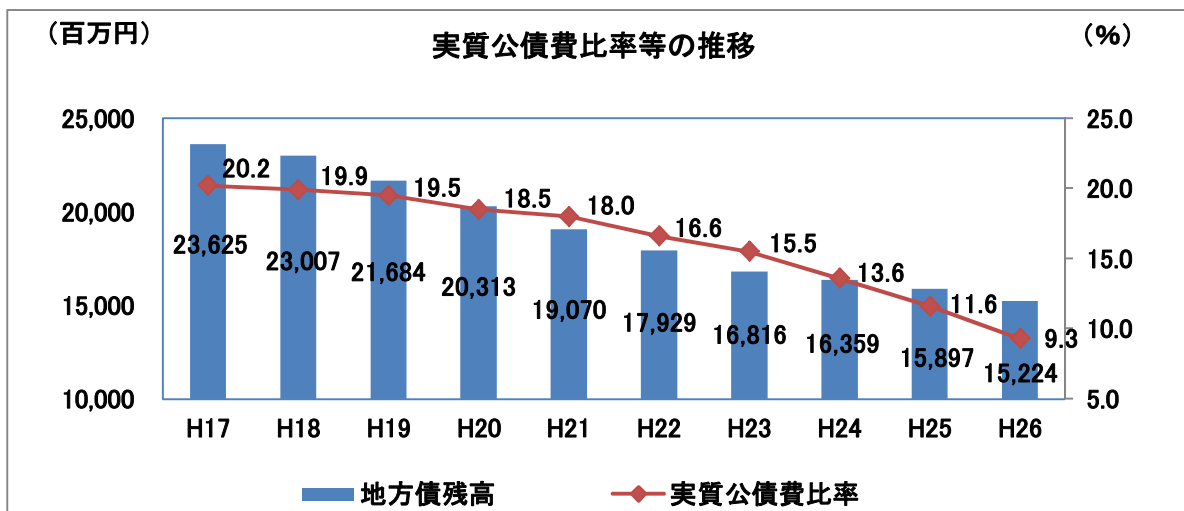
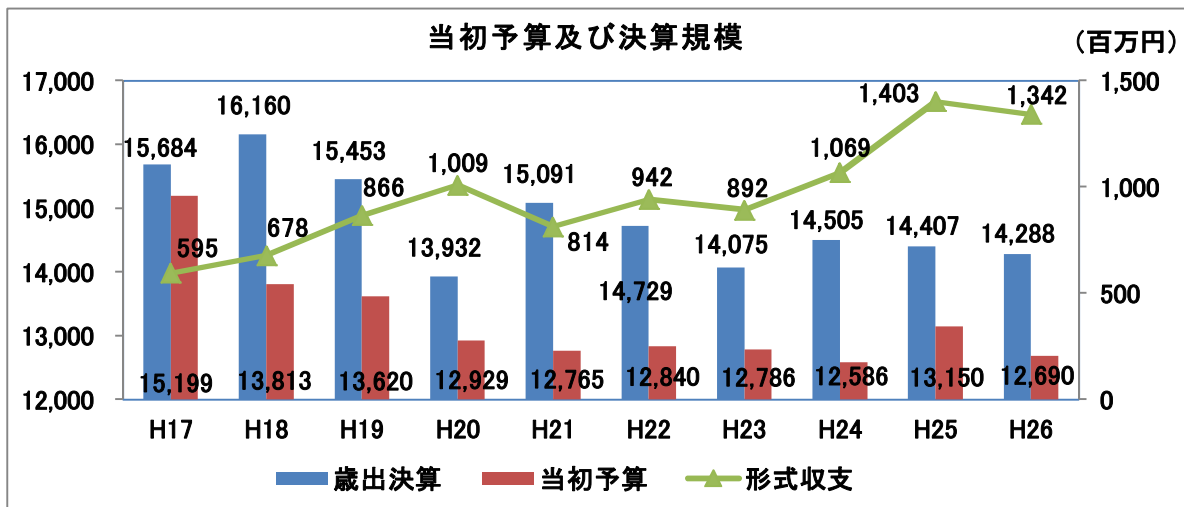
◆ 長引く景気の低迷、人口減少や税収の伸び悩み、地方交付税の見直しなどに加え、歳出面においても社会保障関係経費や特別会計への繰出金の増加、さらに、公共施設やインフラ施設の更新など、大規模な財政需要が予想され、本町を取り巻く環境は年々厳しさを増しているところです。

(2) 組織づくりと人材育成の実施

◆ これまで、3町合併から10年間に渡り、定員管理計画等に基づく組織再編や事務事業の見直し、民間委託等により職員数の削減を進めてきました。今後も普通交付税の段階的縮減や公共施設の維持管理など多くの財政需要が見込まれる中、行政サービスの水準を維持していくためには、一定の職員数の確保と組織体制づくりを進める必要があります。

(3) 効果的・効率的な行財政運営の推進

◆ 本町は、高齢化率が高く、保健福祉分野を中心に行政需要が多く見込まれる中、類似団体と比較し行政面積が広いため、人件費などの行政コストが多くかかる状況です。加えて、地方分権をはじめ、以前には無かった事務事業も増加しており、これまで以上に効果的・効率的な行政運営が求められています。



## 2 施策の方向性

### (1) 中長期的な財政運営の継続

- ◆ 地方税や普通交付税などの一般財源総額を意識し、歳入に見合った財政規模を基本としながら、引き続き起債計画の見直しや公共施設の管理など、将来負担を抑制するとともに、中長期的な視点から安定した財政運営に努めます。
- ◆ 課税客体を的確に把握し公平な課税を行うとともに、税及び使用料などの滞納徴収の強化に努めます。

### (2) 組織づくりと人材育成の実施

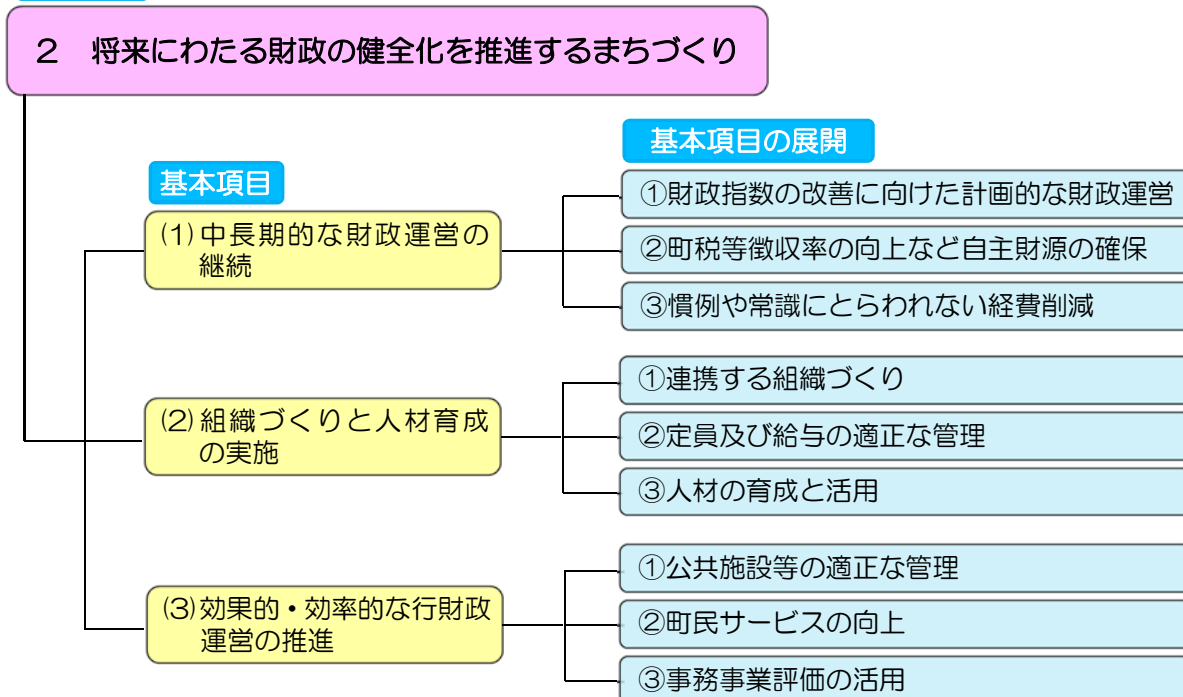
- ◆ 国の制度改正をはじめ、新たな行政課題や住民の多様なニーズに的確に対応するため、窓口の一本化など行政サービスの充実に努め、各課及び職員間の協力が敏速かつ弾力的に行える柔軟な組織づくりに努めます。
- ◆ 多様化、高度化する行政課題に敏速かつ的確に対応し、住民から信頼される職員を育成するため、職員研修を効果的に実施し、意識改革と能力開発を図ります。

### (3) 効果的・効率的な行財政運営の推進

- ◆ 住民ニーズが多様化する中、町民の視点に立った事務手続き等の改善に努め、わかりやすく利用しやすい町民満足度を高める行政サービスの提供に努めます。
- ◆ 公共施設等総合管理計画により道路・水道等のインフラ資産を含む全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化対策を図ります。

## 3 施策体系

### 基本施策







【平成26年10月に落成した役場新庁舎】

#### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
歳出決算規模	142億8,800万円	123億1,400万円	19億7,400万円減
経常収支比率	87.2%	99.2%	12%増
実質公債費比率	9.3%	6.7%	2.6%減
町税徴収率(現年度分)	98.97%	99.0%	0.03%増
公共施設保有面積	185,355 m <sup>2</sup>	176,087 m <sup>2</sup>	5%減

#### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 施設の有効利用と適正なコスト負担をお願いします。</li> <li>◆ 町税等は決められた納期内に納入しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定管理者等による独自の経営手法の実践をしましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各種事業の地域間のバランスを考慮した予算配分に努めます。</li> <li>◆ 重複する施設の統合・整理と改修・更新コスト、維持管理コストの縮減に努めます。</li> </ul>

## 〔基本施策 - 3〕 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり

## 1 現状と課題

## (1) 子育て環境の充実

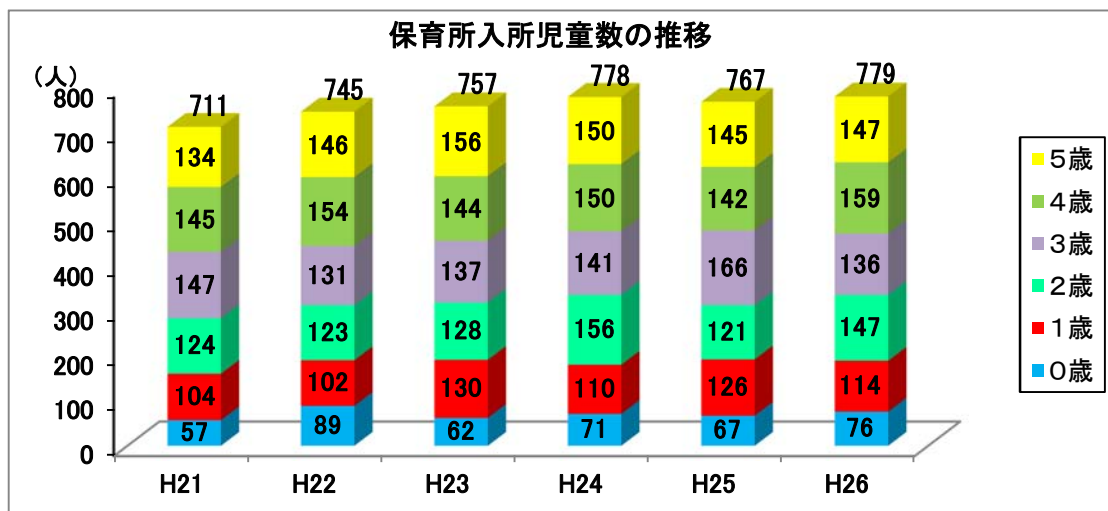
- ◆ 妊婦健康診査から乳幼児期に健康診査、健康相談、訪問活動及び乳幼児歯科健康診査、フッ素塗布などの実施により子育て環境の充実に努めていますが、核家族化が進み、1人で悩みを抱えている母親の増加、また、出生数の減少、低体重児の出産などへの対策が求められています。
- ◆ 核家族化や保護者の就労形態の多様化に伴い、保育所入所児が増加しており、延長保育や休日保育・病児保育など保育ニーズの増加に加え、保育が必要な心身障がい児や丁寧な関わりを必要とする児童の増加への対策が求められています。

## (2) 保護者の経済的負担軽減

- ◆ 社会情勢の変化に伴い、近年、子育てに対する経済的負担感が大きいことから、医療費の助成や保育料の軽減などの経済的支援が求められています。

## (3) きめ細やかな子育て支援

- ◆ 育児に関する悩みや、育児放棄・身体的児童虐待の相談や事案が多くなってきており、関係機関と連携した対策が求められています。
- ◆ 発達支援などを必要とする児童が増加傾向にあり、個別ケースに応じた専門的な支援が求められています。



## 2 施策の方向性

## (1) 子育て環境の充実

- ◆ 妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実に図り、妊娠・出産から育児への継続的な相談・指導による支援体制の確保を図ります。
- ◆ 産後の母親に対して、産科病院又は助産施設等を利用し、宿泊型のサービスを提供するなど、出産に関する不安を解消し、安心して育児できるよう産後ケアの体制づくりに努めます。
- ◆ 保護者の就労と子育ての両立を支援するため、休日保育・延長保育・病児保育等の特別保育サービスの充実に努めます。

(2) 保護者の経済的負担軽減

- ◆ 中学校卒業までの子どもの保険診療にかかる医療費や、ひとり親家庭等の子どもと親の保険診療にかかる医療費、また、予防接種費用助成や不妊治療に係る費用の一部助成、保育料の軽減などにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

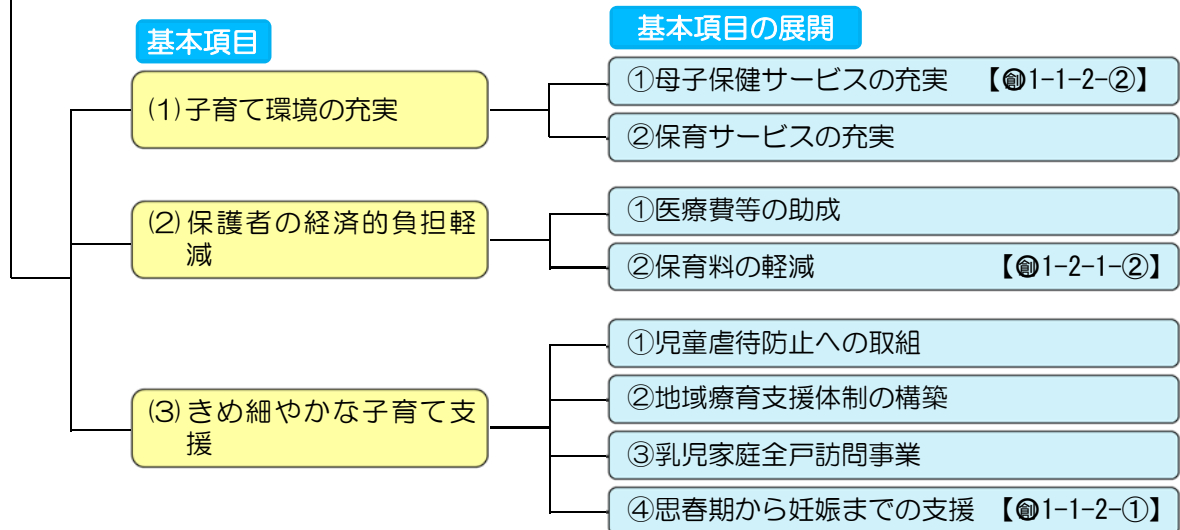
(3) きめ細やかな子育て支援

- ◆ 児童虐待の発生防止や早期発見・早期対応のため警察署、児童相談所、医療機関等との連携強化に努めます。
- ◆ 要保護・要支援児童について、保健師・保育所・医療機関・療育機関・学校と連携し、個々に合ったきめ細やかな支援の充実を図ります。
- ◆ 将来の父親・母親になる児童・生徒に対するいのちを育む教育や、保護者を対象にした育児フォーラムなど、充実した子育て支援に努めます。

3 施策体系

基本施策

3 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり



## 4 成果目標

項 目	現状値(H26)	目標値(H32)	比 較
乳幼児健診受診率	90%以上	95%以上	5%増
延長保育事業実施事業所数	4 か所	4 か所	維持
休日保育事業実施事業所数	2 か所	3 か所	1 か所増
病児保育事業実施事業所数	1 か所	1 か所	維持
いのちを育む教育実施校数	6 校	10 校	4 校増
産後ケア施設数	—	2 か所	2 か所増

## 5 役割分担

区 分	役 割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子育てに関する不安感を、ひとりで抱え込まずに相談しましょう。</li> <li>◆ 自分の周りの子育て世帯について、困っていないか気を配りましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子育て世帯が働きやすい環境づくりに努めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ホームページ等を活用して、子育てに関する情報提供の充実を図ります。</li> <li>◆ 保育料の軽減と特別保育事業への取り組みを推進するなど、子育て環境の充実に努めます。</li> </ul>

〔基本施策 - 4〕 まちのみんなで子育てを応援するまちづくり

1 現状と課題

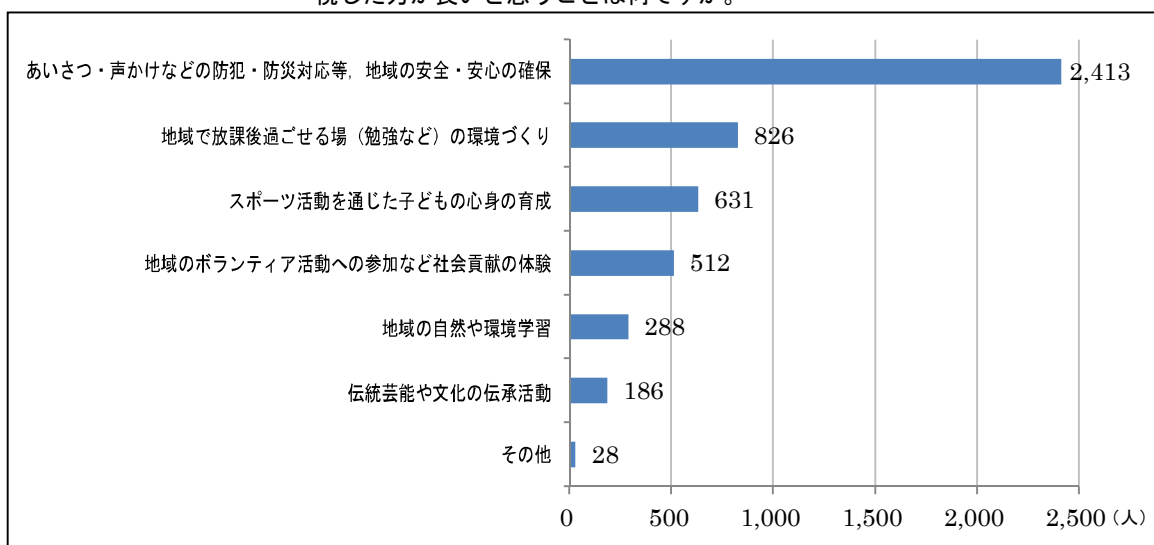
(1) 子育てを支援する地域づくり

- ◆ 未就園児を家庭で保育している世帯では、育児についての不安等を相談できず、地域での孤立化が懸念され、また、核家族化の進行により子育て力の低下がみられることから、これらの世帯への適切な支援が求められています。

(2) 子どもが健やかに成長する環境の整備

- ◆ 共働き家庭の増加等により学童保育のニーズが高まってきており、ひとり親家庭等の保護者の病気や入院、児童虐待等、一時的な保育を必要とするケースへの対策が求められています。

《町民アンケート結果》 問30 子どもたちを地域で見守る取り組みを進めていますが、地域で特に重視した方が良いと思うことは何ですか。



2 施策の方向性

(1) 子育てを支援する地域づくり

- ◆ 育児の仲間づくりを支援し、育児についての不安感などの解消を図るため、子育て支援拠点事業の充実に努めます。
- ◆ 若い保護者や核家族の保護者が地域で孤立しないよう、保健師、民生委員、子育て支援センター等の関係機関と連携し、相談・助言・情報提供を行える体制を整えるとともに、子育て世代包括支援センター等の設置による妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援に努めます。
- ◆ 未就園児を対象とした交流保育の場を設け、保護者同士の交流や子育て情報の提供などに努め、情報共有できる機会の充実に努めます。

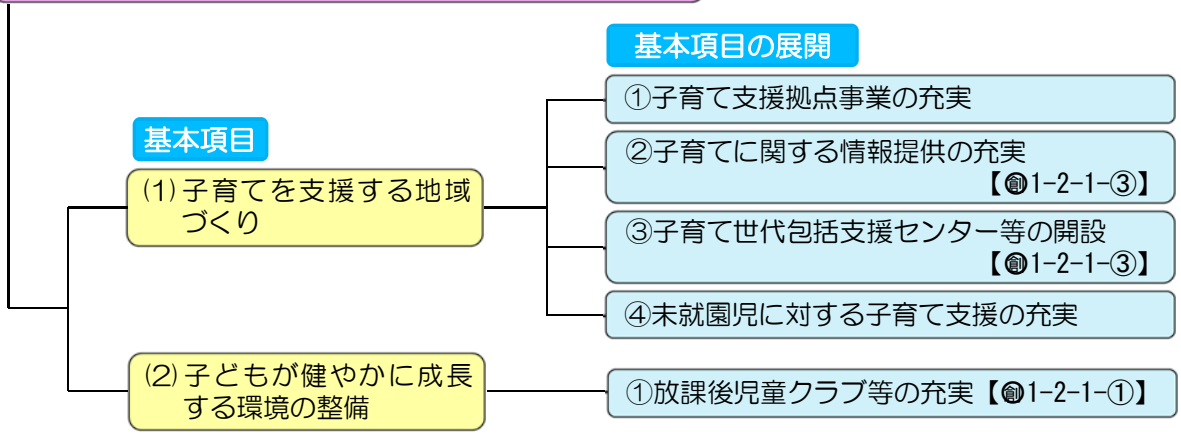
(2) 子どもが健やかに成長する環境の整備

- ◆ 放課後児童クラブ利用希望者の増加に対応できるよう、保育事業所、教育委員会、学校、地域と連携し、放課後児童クラブの設置・充実に努めます。
- ◆ 保育所での一時保育や児童養護施設への短期入所の活用に結びつくよう情報の周知に努めます。

### 3 施策体系

基本施策

4 まちのみんなで子育てを応援するまちづくり



### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
子育て支援拠点事業所数	2 箇所	2 箇所	維持
放課後児童クラブ設置数	4 箇所	9 箇所	5 箇所増
子育て短期支援事業施設数	2 箇所	2 箇所	維持
子育て世代包括支援センター等の設置数	—	1 箇所	新規開設

### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	◆ 子どもと子育てをしている保護者に関心を持ち、困っている家庭があったら声かけしましょう。
事業者・NPO等	◆ 子育てに関する相談に応じたり、子育ての情報提供・放課後児童クラブの充実に協力しましょう。
行政	◆ 放課後児童クラブ・子育て世代包括支援センター等の設置に向けて、関係機関と連携して取り組みます。

〔基本施策 - 5〕 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てるまちづくり

1 現状と課題

(1) 幼児教育の充実

- ◆ 基本的な生活習慣が十分身に付いていないなど、家庭の教育力の低下が大きな課題となっています。
- ◆ 少子化や外で遊ぶ機会が少なくなり、自然とふれあう遊びや社会体験の不足、コミュニケーション能力の低下などの傾向が見られることから、育児サークル等のふれあいの場の環境づくりが求められています。
- ◆ 近年、特別な支援を要する児童が増加していることから、個々のケースに応じた適切な指導が求められています。

(2) 学校教育の充実

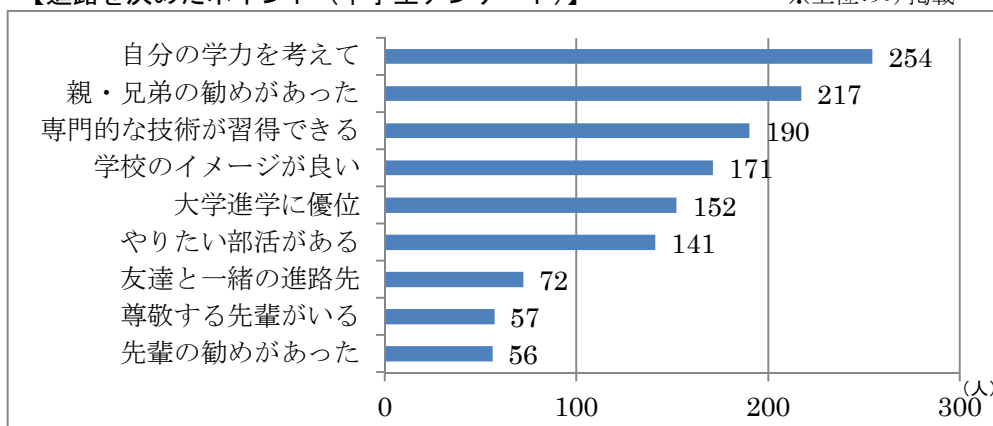
- ◆ 「さつまの3構え」（身構え・心構え・物構え）に沿って、学習の準備・姿勢・態度等の指導が全町的に実施されており、基礎的・基本的な知識・技能は概ね習得されていますが、それを活用する力に課題が見られます。
- ◆ 各学校区ごとの自然・産業・歴史文化等を活かした「さつま学」を推進しています。
- ◆ いじめ問題等に関しては、「町いじめ防止基本方針」を基に、早期発見・早期対応に努めていますが、不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、教育委員会・学校・家庭・関係機関等の連携が重要となっています。
- ◆ 第一次小中学校再編計画に基づき、中学校の再編に向けた準備を進め、円滑に統合校の開校を行う必要があります。
- ◆ 老朽化した学校施設が多く、適正な維持管理に努める必要があります。
- ◆ 学校再編計画の進捗状況を踏まえ、学校給食センターの統廃合を行う必要があります。

(3) 薩摩中央高等学校との連携

- ◆ 小・中学校・高等学校間では、連携した研究会の実施による児童生徒に関する情報交換や学力向上のための授業を通じた研修などが進められていますが、今後、更なる学力向上を目指した連携が求められています。
- ◆ 町内唯一の高校である薩摩中央高等学校は、年々生徒確保が難しくなっており、専門的な技術習得や大学進学に優位なことが高校進学に影響していることから、特色ある学校づくりが求められています。

【進路を決めたポイント（中学生アンケート）】

※上位のみ掲載



## 2 施策の方向性

### (1) 幼児教育の充実

- ◆ 思いやりの心や基本的な生活習慣を身に付けさせる教育に努め、規範意識が培われる指導の充実に努めます。
- ◆ 幼稚園・保育所・小学校と連携し、情報を共有しながら義務教育への円滑な接続を図ります。
- ◆ 子どもの発達段階に応じた、適切な支援体制による教育・指導に努めます。

### (2) 学校教育の充実

- ◆ 児童生徒の学びをより充実させるため、「さつまの3構え」をこれまで以上に推進し、集中して学習に取り組む環境と雰囲気づくりに努めるとともに、夏休み期間等に本町出身の大学生等を活用した「さつまっ子チャレンジ教育」の実施や地域の個性を活かした「さつま学」を推進するなど、特色のある教育環境づくりに努めます。
- ◆ 学力向上に向けて、問題解決的な学習など教員の指導法の改善等を図り、基礎的・基本的な知識・技能を活用する力を培うとともに、家庭学習の充実に努めます。
- ◆ 不登校児童生徒の解消に向け、スクールソーシャルワーカー・教育相談員を積極的に活用するとともに、適応指導教室や地域・関係機関等との連携の強化を図ります。
- ◆ 福祉関係部局との連携や特別支援教育支援員の活動強化等により、特別支援教育の充実に努めます。
- ◆ 複式学級の解消や教育環境の充実のため、第二次小学校再編計画を策定し、学校規模の適正化を図ります。
- ◆ 学校施設の計画的な整備を図り、教育環境の充実に努めます。
- ◆ 安全・安心でバランスのとれた給食の提供に努め、地元産食材を積極的に活用しながら児童生徒への食育の指導に努めます。また、学校再編計画と合わせた給食センターの統合計画の検討を進めます。



### (3) 薩摩中央高等学校との連携

- ◆ 小中高連携研究会を通じ、教員の情報交換や主に学力向上に向けた研修活動の充実に努めます。また、奨学資金制度等により、薩摩中央高等学校に進学する生徒への支援に努めます。
- ◆ 薩摩中央高等学校振興対策協議会を中心に、中学生の進路希望等の現状を把握・分析し、生徒確保のための支援に努めます。また、農業分野や福祉分野など特色のある学科が設置されていることから、地域との交流や行事への参画など、特色ある学校づくりを進め、「行きたい高校」「目指す進路」となるよう努めます。

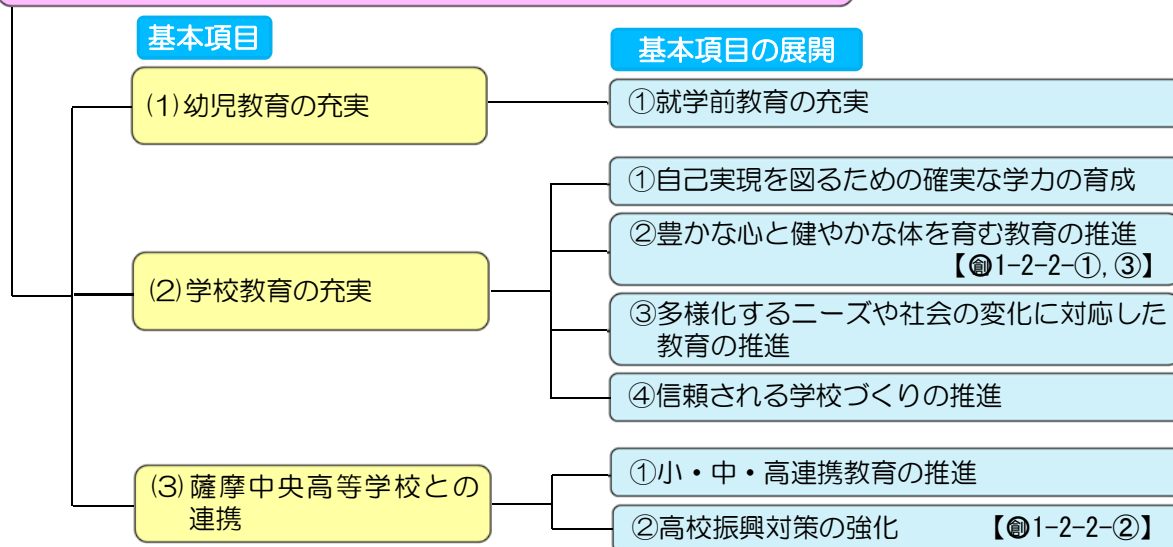




### 3 施策体系

#### 基本施策

#### 5 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てるまちづくり



### 4 成果目標

項目	現状値 (H26)	目標値 (H32)	比較
さつまっ子チャレンジ教育参加大学生の数	—	年 10 人	累計 50 人増
不登校児童生徒数	小 3 人, 中 16 人	小 0 人, 中 8 人	半数以下
薩摩中央高等学校から国公立大学への進学者数	4 人	7 人	3 人増
薩摩中央高等学校入学者数	94 人 (H27)	140 人	46 人増

### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 積極的に子どもたちに関わりを持ち、幼稚園や保育所、小・中・高等学校の取組を支援しましょう。</li> <li>◆ 幼稚園や保育所、小・中・高等学校の取組を知るために、進んで訪問や参観をしましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 未就学児の就学指導等に関して、関係機関と連携を図り、積極的な情報交換に努めましょう。</li> <li>◆ 就学指導等に関する相談に応じたり、情報提供をしたりして支援しましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 保護者からの相談等には積極的に対応し、関係部署との連携の充実を図ります。</li> <li>◆ 幼・保、小・中、高校が連携して取り組めるように、研修等の充実を図ります。</li> </ul>

## 〔基本施策 - 6〕 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり

## 1 現状と課題

## (1) 生きがいづくりの推進

- ◆ 高齢者の社会参加が図られ、高齢者が地域の担い手となることは、地域づくりの観点から重要であり、高齢者と社会とのつながりを確保し、社会参加と生きがいづくりを推進することが求められています。

## (2) 安心して暮らせるまちづくりの推進

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ることが求められています。
- ◆ 高齢者だけの世帯が増加していることから、見守り体制の整備が課題となっており、地域の住民や関係機関・団体等が連携して、高齢者を地域全体で見守り、支える体制の充実が求められています。

## (3) 安全・安心で高齢者にやさしい環境の整備

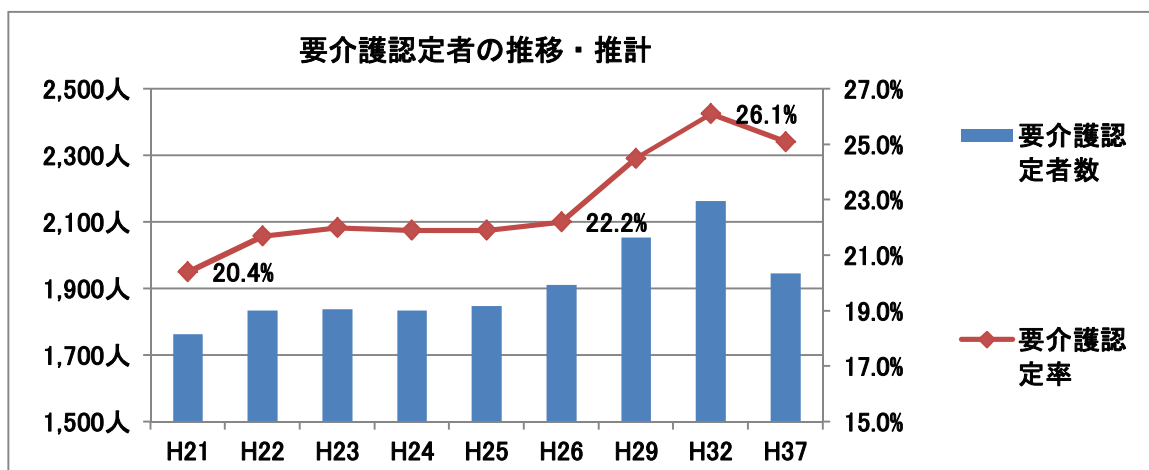
- ◆ 高齢者の住環境を充実させるためには、バリアフリー化対応の住まいの確保など、高齢者一人ひとりのニーズに対応した住まいの確保が課題となっており、併せて生活支援サービスの一体的な提供が求められています。
- ◆ 高齢者が安全・安心に暮らすためには、関係機関と地域住民との連携による緊急時の救援体制が課題となっており、火災や自然災害、犯罪や交通事故等の被害に遭うことのない安全なまちづくりが求められています。

## (4) 日常生活を支える支援サービスの充実

- ◆ 高齢者の介護度や必要とするサービスのニーズに応じて、適切なサービスが切れ目なく提供できるようにするため、民生委員や元気な高齢者など地域の社会資源を活用した多様な生活支援サービス体制の構築が求められています。

## (5) 介護保険事業の円滑な推進

- ◆ 要介護認定者が年々増加し、それに伴い介護給付費も年々増加するなか、高齢者数は平成29年度、要介護認定者数は平成32年度がピークになると予想されるため、将来の介護需要を見据え、介護サービスの基盤整備に取り組む必要があります。



## 2 施策の方向性

### (1) 生きがいづくりの推進

- ◆ 高齢期を生きがいある人生にするため、高齢者ふれあいいいきいきサロンをはじめとする自主的活動や学習活動など、高齢者が参加しやすい活動の場の充実に努めます。
- ◆ 地域が主体となり進める介護予防事業「ころばん体操教室」の普及・促進と支援に努めます。
- ◆ 高齢者は地域づくりを支える活動や他の高齢者を支える様々なサービスの担い手として期待されることから、地域内で積極的な役割を果たしていけるような社会づくりに努めます。

### (2) 安心して暮らせるまちづくりの推進

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で自立し、社会参加しながら、かつ尊厳を持って、安心して生活できる地域社会を実現するため、介護予防や認知症対策、在宅医療等に積極的に取り組み、高齢者が安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- ◆ 高齢者に必要な支援を敏速かつ効果的に行うため、民生委員や在宅福祉アドバイザー等との連携による見守り体制の充実に図ります。また、地域の福祉活動組織として福祉部の設置を推進し、福祉コミュニティの充実やボランティアの育成に努めます。

### (3) 安全・安心で高齢者にやさしい環境の整備

- ◆ ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加していることから、高齢者が生活しやすい住環境の整備・居住支援を進め、また、要介護状態となっても在宅生活を可能な限り持続できるよう、在宅医療等の体制づくりに努めます。
- ◆ 高齢期を安全・安心に暮らすため、災害時に自力での避難が困難な方を支援する災害時要援護者制度の推進を図ります。
- ◆ 災害・急病等の緊急時に適切な対応ができるよう緊急通報体制の整備に努めます。

### (4) 日常生活を支える支援サービスの充実

- ◆ 地域住民グループや関係機関・団体等と連携しながら、生活支援の担い手としての高齢者の社会参加を促す取り組みの促進に努めます。
- ◆ 高齢者ふれあいいいきいきサロンなどの集いの場を充実させ、更に高齢者の見守り、外出支援、家事支援等のインフォーマルサービスの充実に図ります。

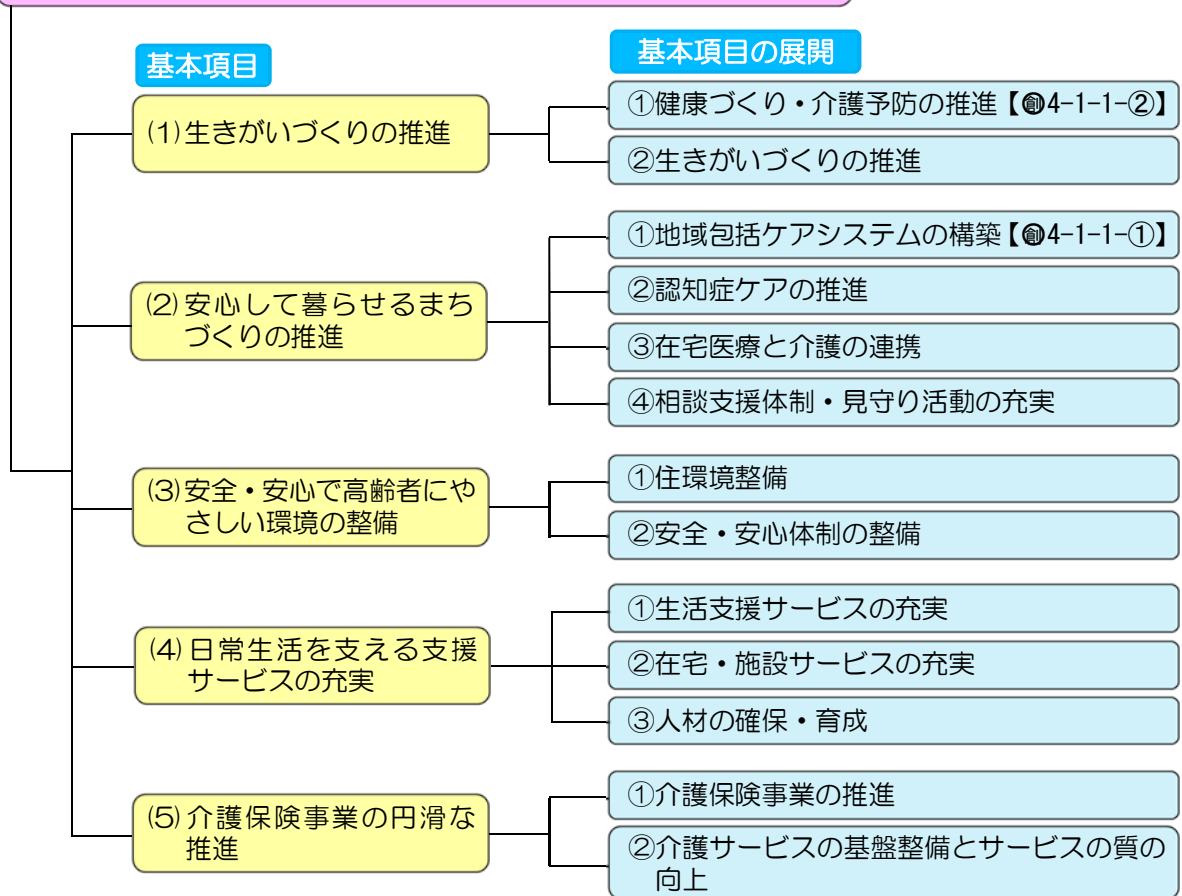
### (5) 介護保険事業の円滑な推進

- ◆ 被保険者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度についての情報提供に努めます。
- ◆ 適正なサービス利用量を見込み、必要なサービス量が確保されるよう、介護サービスの基盤整備の検討や、介護支援専門員等と円滑な連携・支援体制を構築し、高齢者等に適切な介護保険サービスを提供できるよう努めます。
- ◆ 介護給付の適正化を推進し、介護給付費の抑制に努めるとともに、利用者に対する適切な介護サービスの確保を図ります。
- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業に取り組み、要介護認定を受けても住み慣れた地域で生活を継続できる仕組みづくりに努めます。

3 施策体系

基本施策

6 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり



#### 4 成果目標

項 目	現状値(H26)	目標値(H32)	比 較
高齢者ふれあいいきいきサロン数	101 団体	134 団体	33 団体増
在宅福祉アドバイザー数	277 人	300 人	23 人増
災害時要援護者登録者数	575 人	630 人	55 人増
公民館「福祉部」設置数	9 公民館	20 公民館	11 公民館増
要介護認定率の維持・改善	22.5%	20.0%	2.5%減
地域包括ケア体制づくりモデル団体数	—	38 団体	38 団体増

#### 5 役割分担

区 分	役 割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 運動などを通じて自ら要介護状態となることを予防し、身体能力の維持向上に努めましょう。</li> <li>◆ 高齢者の社会参加、地域活動の担い手となることに協力し、生きがいを支援しましょう。</li> <li>◆ 行政や社会福祉協議会等と連携し、地域に不足する共助を基本とした高齢者の見守り・安否確認、外出支援、家事支援など、生活支援に努めましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者等の要介護度や身体の状態に応じ、適切な介護サービスの提供や、地域住民の活動に対する支援並びに行政機関等の取組みへの協力を努めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 民生委員や在宅福祉アドバイザー等と連携を図り、地域福祉に係る人材を育成し、高齢者の日常生活支援に努めます。</li> <li>◆ 高齢者の生きがいをづくりと福祉の増進に努めます。</li> <li>◆ 介護サービスの適正な給付と運営に努めます。</li> </ul>

## 〔基本施策 - 7〕 障がい者の自立と社会参加を推進するまちづくり

## 1 現状と課題

## (1) 差別解消に向けた啓発・広報活動の推進

- ◆ 「さつま町障害福祉計画」策定時に行ったアンケートにおいて、回答者の3～4割の方が住んでいる地域で差別感を感じています。また、障がい者の就労支援として必要なことについては「障がい者への理解」との回答が最も多く、障がいや障がい者に対する理解を深めるための継続した取り組みが求められています。

## (2) 障害福祉サービスの質的向上及び提供体制の充実

- ◆ 障害福祉サービスの利用増加が見込まれることから、身体・知的・精神に関する障害福祉サービスの一元化や、障害福祉サービスの質的向上と提供体制の充実が求められています。
- ◆ 障がい者やその家族の高齢化の進行により、ライフステージに応じた、グループホーム・ショートステイ等多様な生活の場の確保、地域内での福祉サービスの充実、医療的ケアとの連携などの生活支援が課題となっています。

## (3) 雇用・就業の支援

- ◆ 障がい者の就労は、雇用の場が限られ、事業主の障がいに対する理解も十分でないことなどにより、意欲や能力があっても就労に結びついていない現状にあることから、ハローワークや企業との連携による就労先の確保など、障がい者の雇用施策の充実が求められています。

## (4) 相談支援体制の充実

- ◆ 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、必要とするニーズへの的確な支援が必要ですが、相談の窓口や方法がわからないために必要な支援を受けられないケースも未だ見受けられることから、相談体制の更なる充実が求められています。
- ◆ 障がい者への虐待の防止、早期発見が課題となっており、関係機関との連絡調整やネットワークの充実が求められています。

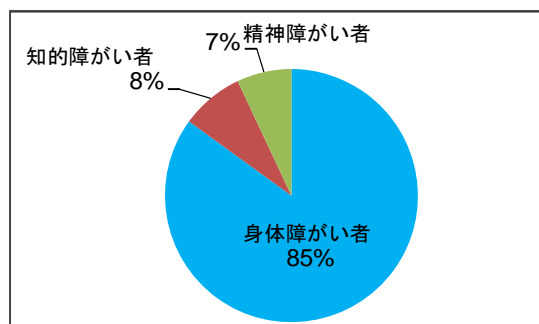
## (5) 生活環境基盤の整備充実

- ◆ 住居や公共施設などの建造物や公共交通機関などのバリアフリー化を進めていますが、障がい者ニーズの全てには対応できていない現状にあることから、生活環境のバリアフリー化の更なる促進が求められています。
- ◆ 火災や地震等の災害発生時に、一人では避難できない障がい者等を対象に、避難体制の整備・充実が求められています。

■本町の障がい者(手帳所持者)数の推移 (単位:人)

障がい別	H23	H24	H25	H26
身体障がい者	1,641	1,634	1,632	1,611
知的障がい者	143	143	146	151
精神障がい者	104	112	120	130
合計	1,888	1,889	1,898	1,892

■障がい者(手帳所持者)の種類別割合(平成26年度)



## 2 施策の方向性

### (1) 差別解消に向けた啓発・広報活動の推進

- ◆ 公共情報媒体などを活用し、障がいや障がい者についての正しい知識と理解の普及・啓発活動の推進を図ります。
- ◆ 障がい者団体・ボランティア団体等が開催するイベント等への住民の積極的な参加を求めるなど、交流活動による差別解消を図ります。
- ◆ 学校教育において、児童生徒に対し、福祉作文コンクールや福祉講話、障がい者（児）との交流会などを実施し、特別支援教育などの理解を深めるための活動に努めます。
- ◆ 地域内に、障がい者についての理解と熱意をもった人材の確保を図るため、ボランティアの育成や見守り活動の推進、家族会の支援などに努めます。

### (2) 障害福祉サービスの質的向上及び提供体制の充実

- ◆ 利用者の視点に立って、個人の多様なニーズに対応し、日常生活を通じて切れ目のない各種サービスを提供できる体制の整備を進め、サービス基盤の量的・質的な充実を図ります。



### (3) 雇用・就業の支援

- ◆ 各種雇用援護制度の活用や、障がいの特性等に応じた職業相談、職業紹介体制と職業訓練等の充実など、障がい者の雇用促進に努めます。
- ◆ 建物や設備のバリアフリー化など職場環境の改善、障害者雇用率制度による町内企業の障がい者雇用の拡大、公的機関における障がい者雇用促進及び雇用の場における障がい者の人権擁護に努めます。

### (4) 相談支援体制の充実

- ◆ 相談支援事業者や行政窓口職員の資質の向上を図り、相談窓口機能の充実に努めます。
- ◆ 民生委員等の研修実施による相談員としての資質向上を図ります。
- ◆ 障がい者の虐待防止に関する広報、啓発活動に努めるとともに、関係機関との連携を図り、通報・報告等に適切に対応できる体制づくりに努めます。
- ◆ 障がい等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう適切に保護し、支援する成年後見制度の周知に努めます。

### (5) 生活環境基盤の整備充実

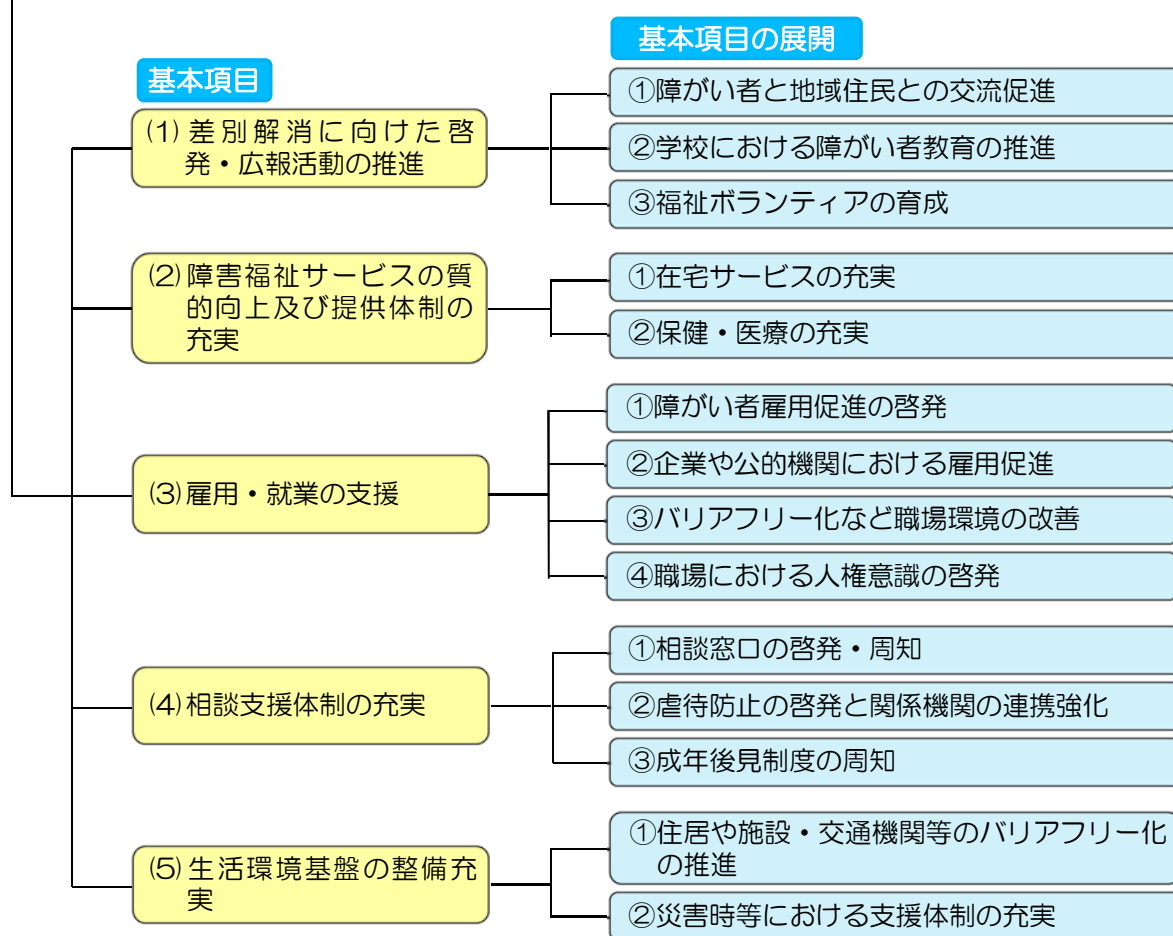
- ◆ 住居や公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化への取り組みに努めます。
- ◆ 災害時に避難が困難な障がい者について、災害時要援護者制度の登録を進め、地域住民の協力体制づくりに努めます。



### 3 施策体系

#### 基本施策

#### 7 障がい者の自立と社会参加を推進するまちづくり



### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
就労継続支援人数	74 人/月	80 人/月	6 人/月 増
相談支援人数	23 人/月	29 人/月	6 人/月 増

### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障がい者への理解を深めましょう。</li> <li>◆ 障がい者を支援するための福祉活動・ボランティア活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障がい者の情報収集に努め、状況を常に把握し、行政と連携しながら適切なサービスの提供に努めましょう。</li> <li>◆ 障がい者の就業支援・雇用の拡大に努めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障がい者に対し、各種福祉施策等の情報提供に努めます。</li> <li>◆ 町民が障がい者への理解を深めるよう啓発に努めます。</li> <li>◆ 事業者と連携しながら、適切なサービスの提供に努めます。</li> </ul>



〔基本施策 - 8〕 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

1 現状と課題

(1) 健康づくりの実践・支援

- ◆ 超高齢化社会を迎えた本町では、元気に年齢を重ねる健康寿命の延伸を目指すことが重要であることから、生活習慣病等に対する対策や生きがいつくり、介護予防事業の推進など、様々な分野からの取り組みが求められています。
- ◆ 健康づくり推進員を各公民会に配置し、各地域で「自分の健康は自分でつくる」ための活動が進められており、これを更に推進する必要があります。
- ◆ 健康・保健事業の拠点施設である保健センターの老朽化が進んでおり、改修等の検討が必要とされています。

(2) こころの健康づくり

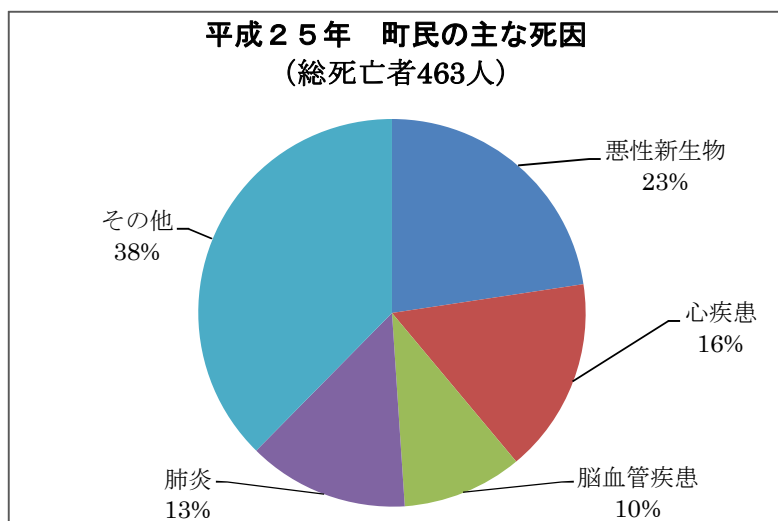
- ◆ 様々な要因による自殺者がいることから、身体と心の両面の健康対策が求められています。

(3) 医療の確保

- ◆ 二次救急医療機関である薩摩郡医師会病院では、医師不足による救急医療維持が厳しい状況にあり、医師確保対策が課題となっています。
- ◆ 川薩地域の産婦人科の病院が減少傾向にあるなど、周産期・小児医療提供の体制支援などが求められています。

(4) 安定した国保事業の推進

- ◆ 特定健康診査・特定保健指導の受診率は高いものの、国民健康保険事業における一人あたりの医療費は、県内で高い水準にあり、その改善が求められています。
- ◆ 医療費の適正化は、保健指導や相談体制の構築が欠かせないが、これらに対処する保健師や管理栄養士等の専門職の人材不足が課題となっています。
- ◆ 保険税の収納率は、比較的高くこれを維持する必要がありますが、人口減に伴い被保険者数が減少することなどから保険税の減収が予測され、これまで以上に国保財政の健全化に向けた取り組みが求められています。



## 2 施策の方向性

### (1) 健康づくりの実践・支援

- ◆ がん検診など各種検診事業について、住民が受診しやすい検診体制を構築します。また、検診結果に伴う健康相談や健康教育事業を充実しながら健康寿命の延伸に努めます。
- ◆ 感染症予防対策に取り組み、予防接種率の向上に努めます。
- ◆ 食生活改善指導と併せ、各世代の口腔衛生の促進に努めます。
- ◆ 健康さつまポイント事業の推進により、「自分の健康は自分でつくる」意識の高揚に努めます。
- ◆ 保健センター機能の充実を図るため、改修や新たな利用計画の検討に努めます。



### (2) こころの健康づくり

- ◆ 民生委員・健康づくり推進員などの地域の支え合いにより、自殺予防対策に努めます。
- ◆ 区公民館・公民会主体で行う住民主体の健康づくりの推進を図りながら、「気づき」「つながり」「見守り」という地域のつながりの強化による「こころの健康づくり」に努めます。

### (3) 医療の確保

- ◆ 二次救急医療機関である薩摩郡医師会病院の機能維持を図るため、県・郡医師会等関係機関と連携し、医療体制の支援に努めます。
- ◆ 川薩地域の医療の確保を図りながら、鹿児島大学ワークキャンプの受入れや医師確保のための要望活動を行うなど、県の地域枠による医師確保に努めます。
- ◆ 県・周辺市町と連携し、川薩地域の周産期・小児医療提供体制について協議を進め、医療体制の充実に努めます。

### (4) 安定した国保事業の推進

- ◆ 特定健康診査・特定保健指導の受診率を維持し、疾病の早期発見・早期治療を促し、医療費の適正化に努めます。
- ◆ 保健師・管理栄養士等による個別指導・訪問等の体制の充実に努めます。
- ◆ 川薩圏域の医療機関と連携し、慢性腎臓病（CKD）予防ネットワークの構築と推進を図ります。
- ◆ 国保財政の今後の見通しについて、国保税の改正などを含めて検証を進め、更なる国保財政の健全化に努めます。



3 施策体系

基本施策

8 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

基本項目

(1)健康づくりの実践・支援

基本項目の展開

①各種がん検診等の実施, 勧奨

②感染症の予防, 予防接種の推進

③食生活の改善

④口腔衛生の推進

⑤主体的な健康づくりの推進  
(健康さつまポイント事業)

⑥保健センターの機能充実

(2)こころの健康づくり

①自殺予防対策の推進

②地域見守り体制によるつながり強化

(3)医療の確保

①二次救急医療体制の支援

②鹿児島県修学資金貸与制度による地域枠医師の確保

③周産期・小児医療体制の支援

(4)安定した国保事業の推進

①特定健康診査, 特定保健指導の推進

②個別指導・訪問等の充実

③CKD予防ネットワークの推進

④国保財政健全化の推進



## 4 成果目標

項 目		現状値(H26)	目標値(H32)	比 較
がん検診の受診率	胃がん	11.4%	50%	38.6%増
	肺がん	17.4%	50%	32.6%増
	大腸がん	25%	50%	25.0%増
	子宮頸がん	17%	50%	33.0%増
	乳がん	18.4%	50%	31.6%増
特定保健指導の終了率		49.4% (H25)	60%	10.6%増
自殺死亡数		4人 (H25)	0人	4人減
むし歯がない子どもの増加	1歳6か月児むし歯有病率	1.24%	1%	0.24%減
	3歳児むし歯有病率	19.89%	12%	7.89%減
二次救急医療機関の常勤医師の確保数		5人	10人	5人増
1人当たりの医療費(国保)の県内順位		37位	29位	8位上昇

## 5 役割分担

区 分	役 割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「自分の健康は自分でつくる」意識を持ち、日頃から積極的な運動、食生活改善、健診受診等に努めましょう。</li> <li>◆ 地域住民に対し、特定健診への受診勧奨、ふれあいサロン等による地域主体の健康づくり運動に取り組みましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 職場における健康づくりの啓発・各種健(検)診の受診勧奨を行いましょ。</li> <li>◆ 住民が安心して暮らすために、医療体制の充実に努めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町民の健康づくりに対する意識の向上、健(検)診の受診勧奨、保健指導の徹底、医師確保のための支援に努めます。</li> </ul>

〔基本施策 - 9〕 人権を尊重するまちづくり

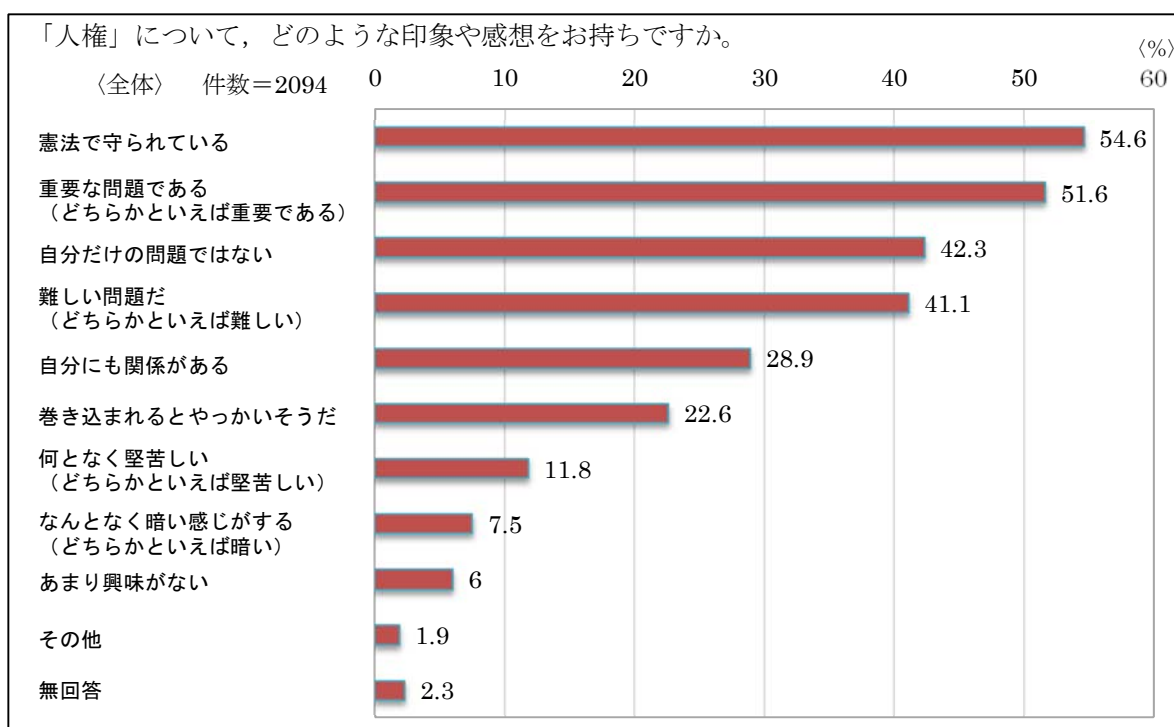
1 現状と課題

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

◆ 人権に関する問題は、女性・子ども・高齢者・障害者・外国人・犯罪被害者・感染症患者・インターネットによる人権侵害・拉致問題など多岐にわたり、また、その背景や経緯は個々の分野により異なります。このような多様な人権問題を解決・解消していくためには、人権全般が尊重され差別や偏見のない地域社会づくりを進めていくことが課題となっています。

(2) 同和問題対策の推進

◆ 同和問題は、これまでの特別措置法(平成 14 年失効)により地区内の物的な生活環境はおおむね整えられ、ハード面における格差は大きく改善されつつも、同和問題に関する差別意識は依然として根強く存在していることから、これらの改善に向けてより一層の取り組みが求められています。



2 施策の方向性

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

◆ 人権に関する多様な問題を解決するため、学校・家庭・地域・職場などあらゆる場における人権教育・啓発活動を進めます。

(2) 同和問題対策の推進

◆ 同和問題についての正しい理解と認識を一層深めるため、教育及び啓発等を積極的に推進し、差別意識解消に向けた研修会等を充実させ、学校・家庭・地域・職場で更なる認識と理解の向上に努めます。

### 3 施策体系

#### 基本施策

#### 9 人権を尊重するまちづくり

##### 基本項目

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

(2) 同和問題対策の推進

##### 基本項目の展開

① 人権教育・啓発活動の推進

② 人権相談の充実・体制の強化

① 同和問題研修会等の充実



### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
人権イベント等の開催回数	1回	2回	1回増
人権啓発研修会等の開催回数	2回	3回	1回増
特設人権相談の実施回数	4回	5回	1回増

### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	◆ 人権教育の正しい認識と理解をより一層深めるよう教育・啓発活動の充実に努めましょう。
事業所・NPO等	◆ 男女の均等な雇用機会・待遇の確保に取り組みましょう。 ◆ 人権教育・啓発に、より一層取り組み、人権意識の高揚を図りましょう。
行政	◆ 人権問題を正しく理解し、人権が尊重される明るい社会の実現を目指します。 ◆ 人権意識の高揚を促すため関係機関・団体との連携を図り、人権教育・啓発活動を推進します。

〔基本施策 - 10〕 多様な文化が共生するふれあいのまちづくり

1 現状と課題

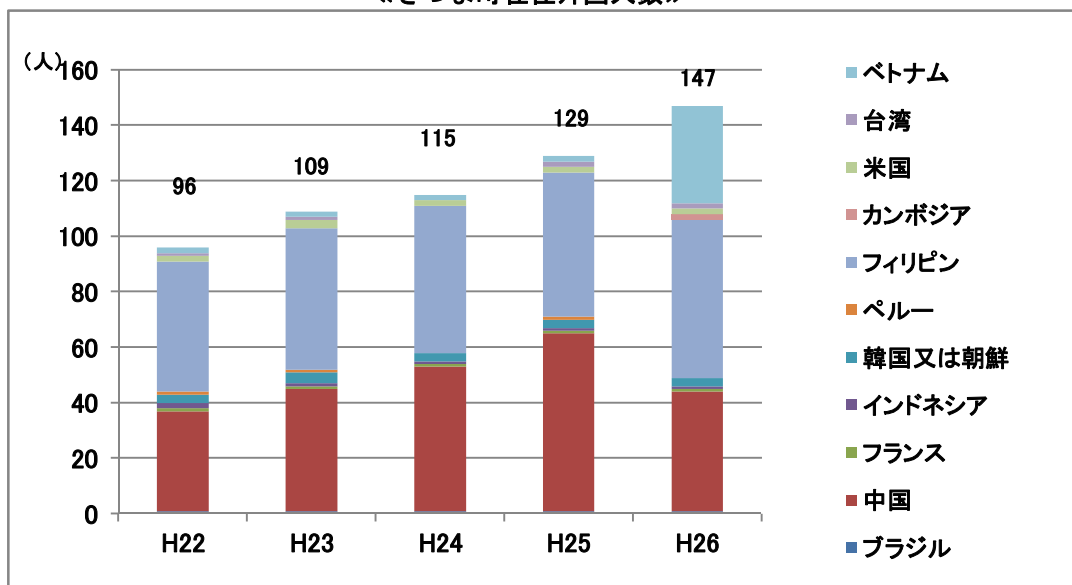
(1) 多文化共生への支援

- ◆ 多様な文化とのふれあいや交流は、地域の活性化や町民の国際理解を深める上で大きな役割が期待されます。一方で在住外国人が日常生活を送る上で、言語や生活習慣の違いなどからトラブルや必要な情報の入手が難しいなどの問題が生じています。
- ◆ グローバル化の進展によって、日常生活において諸外国との関係が年々深まっているなか、今後、外国人観光客の増加が見込まれるため、在住外国人への対策を含め、さまざまな標記や情報発信の多言語化が必要となってきています。
- ◆ 青森県鶴田町及び鹿児島県中種子町と友好交流協定を結んでおり、経済や観光・教育・文化など、お互いの風土や地域性を尊重し、友好を深め合いながら、更に今後においては、地域の活性化に繋げる交流が求められています。

(2) 国際交流に対応できる人材づくり

- ◆ グローバル社会で活躍できる人材を育成するために、コミュニケーション能力の向上が重要であり、的確かつ柔軟に対応できる国際性豊かな人材育成が求められています。

《さつま町在住外国人数》



(資料：町民環境課)

2 施策の方向性

(1) 多文化共生への支援

- ◆ 在住外国人の日常生活における相談窓口を整えるとともに、異文化への相互理解を深めるための交流等を促進し、安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ◆ 外国語の案内表示やユニバーサルデザイン<sup>※</sup>の導入、ガイドブック、行政情報の翻訳などにより、在住外国人がより暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、外国人観光客向けの情報発信に努めます。

※ユニバーサルデザインとは  
障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

- ◆ 友好交流協定町との青少年交流や経済交流を実施し、お互いの風土や地域性を理解し合うとともに、民間による新商品の開発やふるさと納税を活用した製品の交流など、地域の活性化に努めます。また、国の重要無形民俗文化財である「ねぶた」の運行により、本町の新たな文化としての定着に努めます。



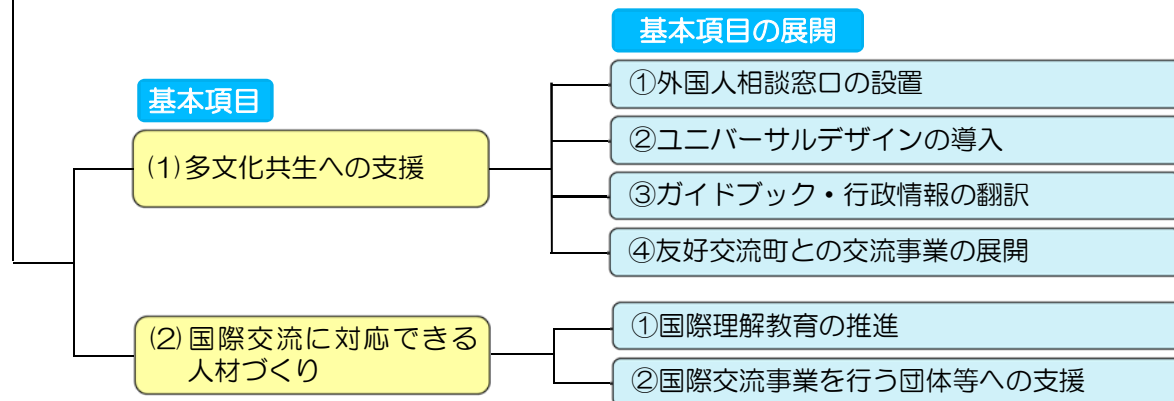
(2) 国際交流に対応できる人材づくり

- ◆ A L Tを活用した英語による授業をはじめ、外国の文化や習慣に興味・関心を深める国際理解教育に努めます。
- ◆ 青少年海外ホームステイや国際交流事業を行う団体や個人の支援策として、人材育成基金などの検討を進めます。

3 施策体系

基本施策

10 多様な文化が共生するふれあいのまちづくり



4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
友好交流による新商品開発数	2品	4品	2品増
友好交流による交流人口	85人	200人	115人増

5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 在住外国人との交流や、異文化への相互理解を深めましょう。</li> <li>◆ 友好交流を行っている町との交流に、積極的に参加しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 異文化への相互理解を深め、在住外国人や外国人観光客等に対する親切・丁寧なおもてなしに努めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 人権フェスタなどを通じて、多文化共生への理解を深める取り組みを進めます。</li> <li>◆ 外国人向けのガイドブックや案内板の設置などにより、外国人にも優しいまちづくりに努めます。</li> <li>◆ 青少年を中心とする国際交流を支援し、グローバルな人材育成に努めます。</li> </ul>



〔基本施策 - 11〕 みんなで守る消防・防災のまちづくり

1 現状と課題

(1) 防災対策の推進

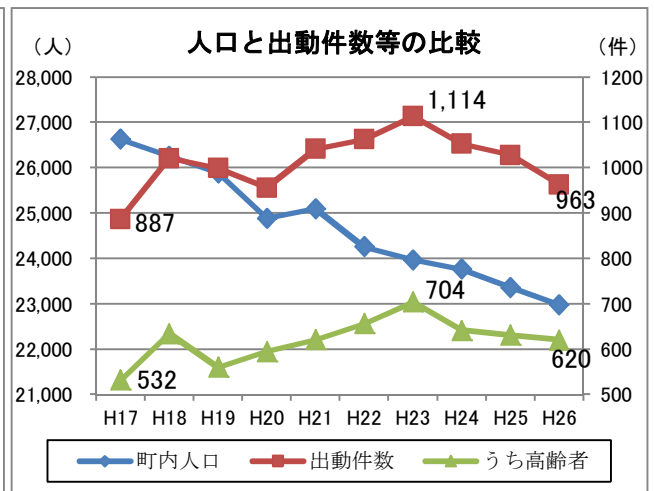
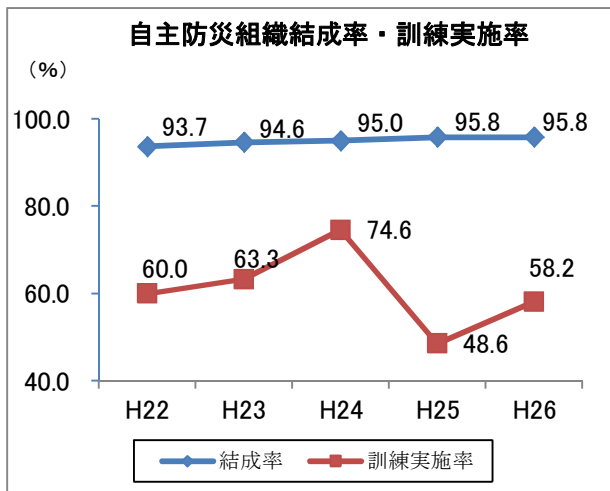
- ◆ 災害による被害を最小限にとどめるため、自助・共助の精神のもとに組織する自主防災組織の活動が重要ですが、「町内一斉防災訓練の日」の訓練等の実施率は減少傾向にあることが課題となっています。
- ◆ 土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検結果等、地域住民への周知徹底を図り、防災意識の向上を図ることが求められています。
- ◆ 原子力災害対策をはじめ、避難の実効性を高めるため、防災訓練を毎年、適切な時期に実施する必要があります。
- ◆ 防災・行政情報の住民への一斉情報伝達手段として、基本となる同報系防災行政無線施設の経年劣化が進んでおり、既存機器の製造中止で代替機がない状況にあることから、設備更新の対策が課題となっています。

(2) 常備消防体制の充実

- ◆ 消防活動拠点である消防庁舎は、昭和56年に建設され34年の経過により施設の老朽化が著しい状況であることから、消防機能の低下を招くことのないよう、消防車両等の更新と併せて計画的な施設改修等の取り組みが求められています。
- ◆ 本町の消防職員の定員充足率は50.6%、実人員充足率は47.2%であり、定員管理計画のもと、「消防力の整備指針」に基づく定員数の検討が必要となっています。
- ◆ 消防広域化は、北薩地域はもとより県内各地域においても進展していない状況であり、今後、県をはじめ関係団体との協議が必要となっています。

(3) 地域防災力の中核である消防団体制の強化

- ◆ 少子高齢化や社会情勢の変化により、消防団員の確保が困難となっていることから、消防災害支援隊組織の充実、女性消防団員の登用及び消防団組織の再編・整備が求められています。
- ◆ 消防団施設及び資機材の整備については、老朽化や経過年数等を考慮し、消防団組織の再編等を見据えながら計画的な整備・更新が求められています。
- ◆ 消防団員の個人装備については、消防団員服制基準等の改正に伴い軽量で安全性の高い装備への更新が求められています。



## 2 施策の方向性

### (1) 防災対策の推進

- ◆ 国の防災基本計画や県の地域防災計画の見直しに基づき、必要な修正を行い、適切な計画実施の推進に努めます。
- ◆ ハザードマップ（自然災害・原子力災害対応）やホームページのほか情報提供媒体の活用・強化を図り、危険箇所、避難場所、避難ルートなどの防災情報の提供に努めます。
- ◆ 住民への情報伝達手段として活用している防災行政無線施設のデジタル化を推進するとともに、各公民会が設置している公民会放送施設の無線化、維持管理、設備更新の支援に努めます。
- ◆ 出前講座開催のほか、自主防災組織の結成・活動の促進に努め、自助・共助による地域防災力の強化、避難行動の習慣化の推進に努めます。
- ◆ 危機管理体制を充実・強化するため、計画的に訓練等を実施し、危機管理事象への迅速・的確な対応に努めます。

### (2) 常備消防体制の充実

- ◆ 消防庁舎をはじめ、消防施設及び消防車両、資機材等の整備については、現状を把握し、整備計画による年次的な更新に努めます。
- ◆ 消防職員定数及び職員採用計画についての検討を行い、「消防力の整備指針」に基づく、警防力の確保、救急救命体制及び火災予防指導の充実に努めます。
- ◆ 住宅用火災警報器の設置率向上のため、町民への広報など積極的な設置促進活動を展開し、火災予防体制の強化を図ります。また、町民の防火・防災意識の高揚を図るため、啓発活動の充実に努めるとともに、幼少期からの防火・防災教育の推進に努めます。
- ◆ 消防広域化について、関係市町との連絡会の開催等、国・県と連携し、国指針に基づく消防広域化推進計画の研究・検討に努めます。

### (3) 地域防災力の中核である消防団体制の強化

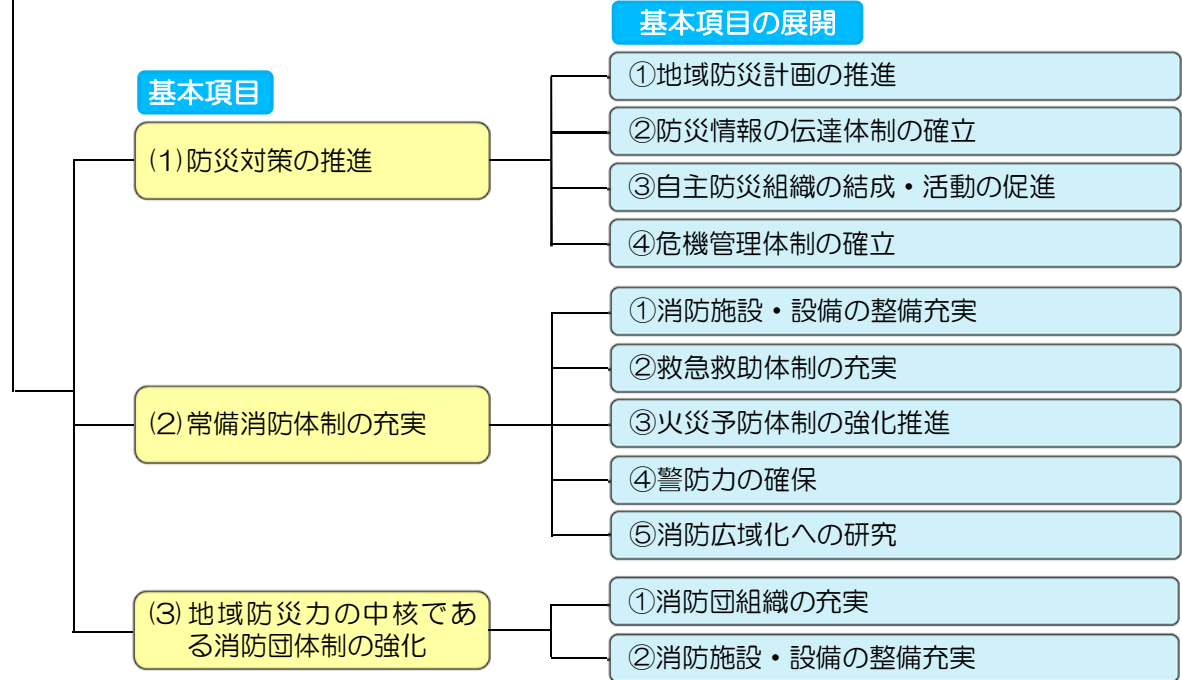
- ◆ 消防団組織の充実に努めるため、女性消防団員の登用を含めた団員確保や消防災害支援隊組織の充実、消防団の組織再編に努めます。
- ◆ 老朽化した消防車庫、車両及び資機材等の年次的な更新を図り、地域消防力の強化に努めます。
- ◆ 消防団員の安全確保対策と地域防災力のなお一層の充実強化を図るため、関係法令の基準にもとづく個人装備の充実に努めます。



### 3 施策体系

#### 基本施策

#### 11 みんなで守る消防・防災のまちづくり



### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
自主防災組織結成率	95.8%	100%	4.2%増
自主防災組織防災訓練実施率	58.2%	100%	41.8%増
住宅用火災警報器設置率	96.2%	100%	3.8%増
消防団員数	427人	452人	25人増

### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動しましょう。</li> <li>◆ 救急車両は、適正に利用しましょう。</li> <li>◆ 普通救命講習を積極的に受講しましょう。</li> <li>◆ 自宅に住宅用火災警報器を設置しましょう。</li> <li>◆ 地元消防団の活動への理解を深め、団員確保に協力しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 多くの人が利用する施設、危険物取扱事業所等は、自衛消防隊を結成し、災害、事故等に備えましょう。</li> <li>◆ あらゆる災害に備え、避難訓練を実施しましょう。</li> <li>◆ 火災予防上の届出は、必ず行いましょう。</li> <li>◆ 消防団活動に理解を深め、被用者への入団を進めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動の充実強化を図ります。</li> <li>◆ 消防施設の整備充実に努めます。</li> <li>◆ 救急救助体制の充実に努めます。</li> <li>◆ 火災予防への適切な指導を行います。</li> <li>◆ 消防団員への加入促進に努めます。</li> </ul>

## 〔基本施策 - 12〕 交通事故・犯罪のないまちづくり

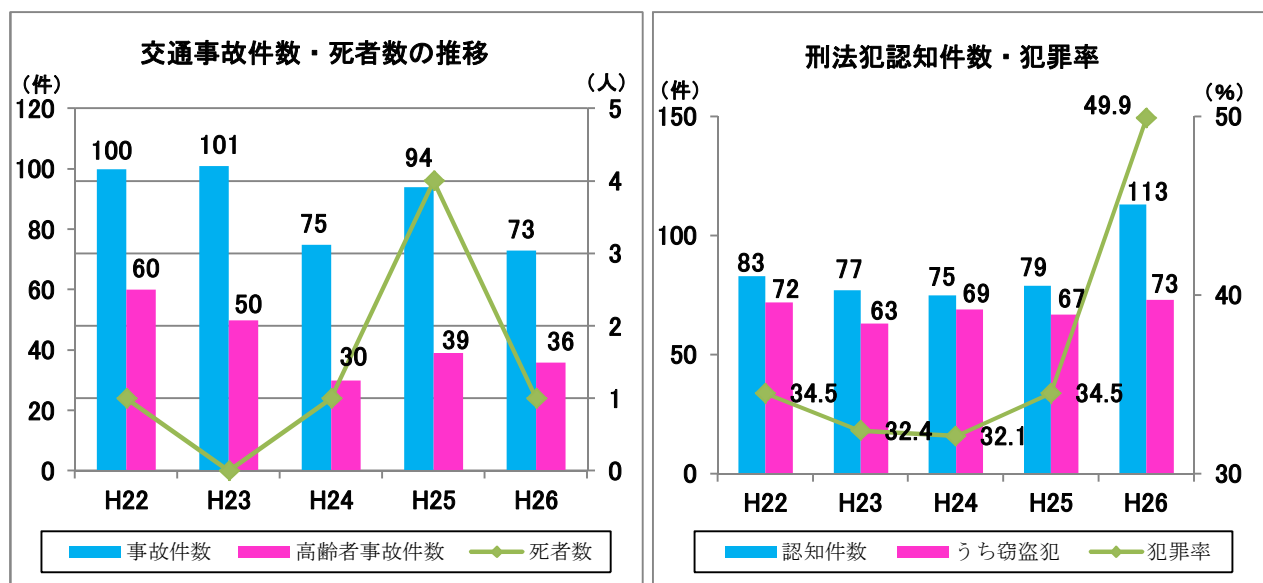
## 1 現状と課題

## (1) 交通安全対策の推進

- ◆ 本町の交通安全対策の計画的な推進を図るため、第9次交通安全計画（平成23年度～平成27年度）を策定し、年間の死者数ゼロの達成と、人身事故件数の二桁化を目標として設定し、関係機関、団体等と一体となって交通安全対策を実施していますが、本町における交通事故の発生状況をみると、高齢者の関係する事故の割合が依然として高いことから、引き続き高齢者に対する交通安全対策の強化が求められています。

## (2) 防犯対策の推進

- ◆ 平成26年中の本町の刑法犯認知件数は113件、犯罪率（人口1万人当たりの認知件数）は49.9%となっており、県内43市町村の中で上位7番目となっています。種別でみると、窃盗犯が73件で、全体の64.6%を占めています。また、「車上ねらい」や「声かけ事案」のほか「うそ電話詐欺」の被害など、犯罪の多様化が指摘されており、これらの未然防止対策の強化が求められています。
- ◆ 町管理防犯灯のLED整備率は21.6%（平成27年3月末現在）で、第1次総合振興計画の成果目標20%を達成していますが、引き続き、LED防犯灯の整備を推進し、省エネ化を図る必要があります。



《交通事故の発生状況》

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
件数	100件	101件	75件	94件	73件
死者	1人	0人	1人	4人	1人
傷者	123人	118人	92人	115人	81人
高齢者事故 (割合)	60件 (60.0%)	50件 (49.5%)	30件 (40.0%)	39件 (41.5%)	36件 (49.3%)

## 2 施策の方向性

### (1) 交通安全対策の推進

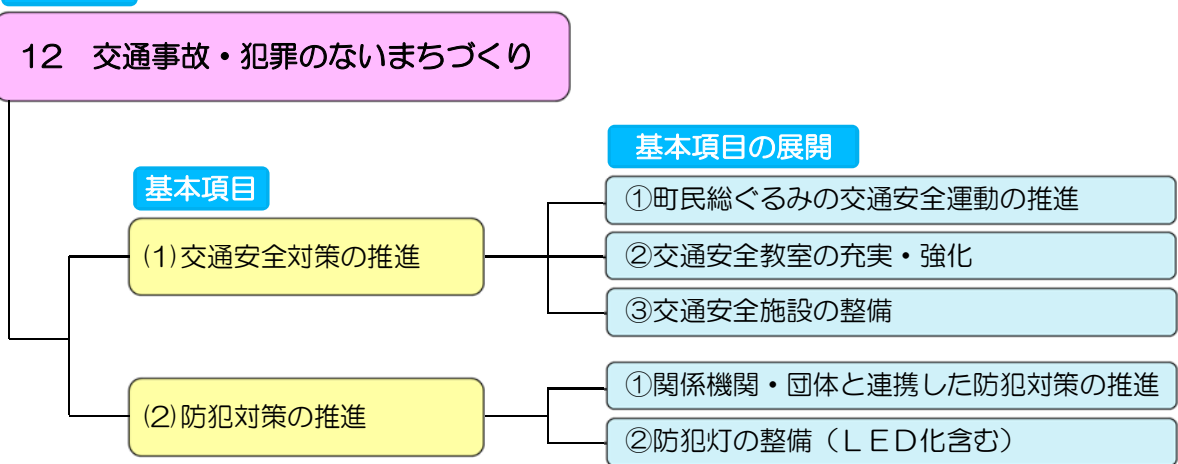
- ◆ 「さつま町交通安全計画」に基づき、町民総ぐるみの交通安全運動を展開し、交通事故防止に努めます。(第10次交通安全計画<平成28年度～平成32年度>の策定)
- ◆ 幼児、児童生徒、高齢者等への交通安全教室の充実・強化を図ります。
- ◆ 道路を安全に通行できるよう交通安全施設を整備し、危険箇所の解消に努めます。

### (2) 防犯対策の推進

- ◆ 警察・地区防犯協会をはじめ関係機関・団体との連携を強化し、防犯情報の提供に努め、防犯意識の高揚や防犯対策の推進に努めます。
- ◆ 防犯灯を設置する公民会を支援し、地域の防犯対策の強化に努めます。
- ◆ 町管理防犯灯のLED化を図り、電気料など維持管理費の軽減に努めます。

## 3 施策体系

### 基本施策



## 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
交通事故件数	73件	二桁化	二桁化の継続
刑法犯認知件数	113件	二桁化	二桁化の継続
町管理防犯灯LED化率	20%	30%	10%増

## 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	◆ 交通安全・防犯意識を高め、日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、各種安全運動に積極的に参加しましょう。
事業者・NPO等	◆ 事業活動を行う上で安全確保に努め、各種安全運動に積極的に協力しましょう。
行政	◆ 県、関係機関等との連携を図りながら、町民総ぐるみの交通安全・防犯対策の推進を図ります。

## 〔基本施策 - 13〕 安全で豊かな消費生活を営めるまちづくり

## 1 現状と課題

## (1) 消費者トラブルの未然防止と救済

- ◆ 近年消費者トラブルが複雑化、悪質・巧妙化している中で、消費生活における安全・安心の確保が強く求められています。

## (2) 消費者教育・啓発の充実


- ◆ 情報化社会、カード社会、契約社会と言われる中で、社会経験の浅い若年者は、有料情報サイトの架空請求や金融トラブルなどの消費者トラブルに遭うケースが多くなっています。また、高齢者においては、訪問販売や電話勧誘などの被害が多く、被害に遭っても相談しない、あるいは被害に気付かないケースも多くみられることから、消費者教育・啓発の強化、充実が緊急の課題となっています。

## (3) 高齢者等の見守り体制の連携強化

- ◆ ひとり暮らしや認知症等の高齢者や障がいなどにより十分な相談や判断ができないまま事業者と契約し、消費者トラブルに巻き込まれているケースが多く発生しており、民生委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会、消防、警察などと連携した見守り体制の強化が求められています。

## 《消費生活相談件数等の状況》

(単位：円)

	さつま町		鹿児島県 (さつま町関係分)		合 計		平成26年度中の 主な相談内容
	件数	救済金額	件数	救済金額	件数	救済金額	
平成26年度	115	18,424,137	85	3,037,386	200	21,461,523	①健康食品購入 ②健康器具(マット等)購入 ③住宅外壁等工事 ④送りつけ商法 ⑤電話設定業務 ※その他、インターネットによる不当請求や金融に関する相談あり。
平成25年度	30	2,181,480	104	3,894,887	134	6,076,367	
平成24年度	24	1,886,550	87	5,108,410	111	6,994,960	
平成23年度	30	3,366,616	115	7,764,925	145	11,131,541	
平成22年度	24	1,047,880	67	1,531,351	91	2,579,231	
平成21年度	19	2,660,346	87	2,770,045	106	5,430,391	
平成20年度	22		68	3,320,823	90	3,320,823	
合 計	264	29,567,009	613	27,427,827	877	56,994,836	

## 2 施策の方向性

## (1) 消費者トラブルの未然防止と救済

- ◆ 広報紙や消費生活講座等の活用により情報提供を行い、消費者トラブルの未然防止に努めます。
- ◆ 消費者の身近な相談窓口である町相談窓口について、その周知に努め、相談体制の更なる充実・強化に努めます。

## (2) 消費者教育・啓発の充実

- ◆ 年齢層など対象者ごとにテーマを絞った各種消費生活講座等の開催や教材等の作成・提供を行うなど、消費者教育・啓発の充実・強化に努めます。

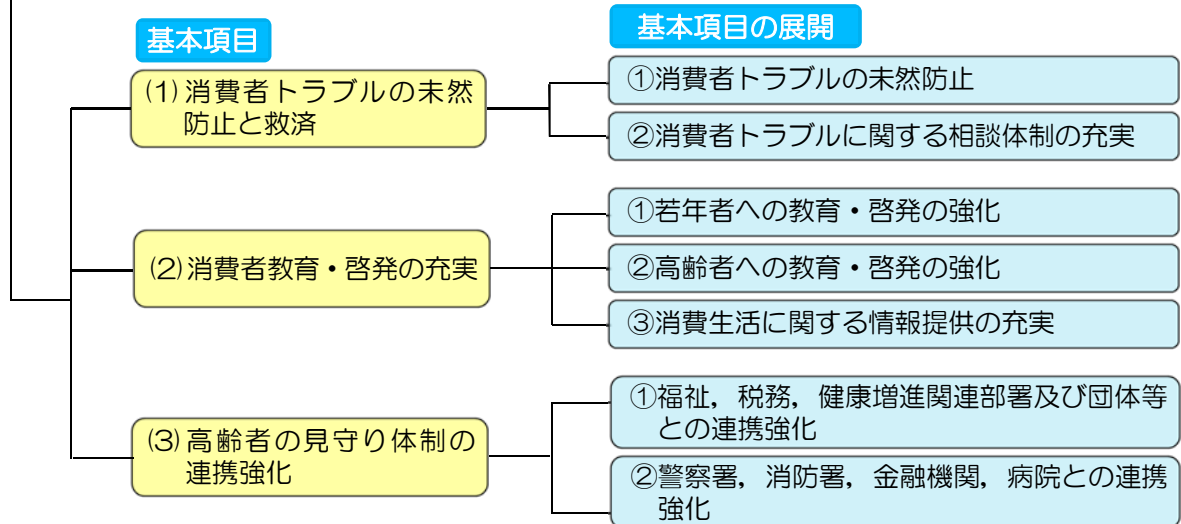
(3) 高齢者の見守り体制の連携強化

- ◆ 増加傾向にある高齢者の消費者トラブルの未然防止，被害拡大の防止や被害者救済を図るため，関係機関や民生委員・ホームヘルパー等との連携強化による見守り体制の充実に努めます。

3 施策体系

基本施策

13 安全で豊かな消費生活を営めるまちづくり



4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
消費生活講座受講者数	1,400人	1,700人	300人増

5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消費生活講座に積極的に参加し，消費者トラブルを未然に防ぎましょう。</li> <li>◆ 地域の見守り活動を強化しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消費者に対し，契約内容等の十分な説明に努めましょう。</li> <li>◆ 行政機関等と連携して，消費生活問題の情報提供に努めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消費生活講座を開催し，消費者教育の強化に努めます。</li> <li>◆ 消費生活相談窓口を設置し，消費者トラブルに関する相談体制の充実に努めます。</li> <li>◆ 国・県や各関係機関との連携強化に努めます。</li> </ul>

## 〔基本施策 - 14〕 地場産品を活かした農林水産業のまちづくり

## 1 現状と課題

## (1) 農林漁業担い手の育成・確保

- ◆ 過疎高齢化により後継者や担い手が減少してきており、耕作放棄地の増加や森林などの管理不足による生産基盤の脆弱化が進行しています。
- ◆ 国際貿易の自由化などにより海外からの圧力が高まり、産地間競争の激化、農産物の価格低迷、さらに鳥獣被害の増加により農業の経営が一段と難しくなっていることから、担い手の育成と確保が喫緊の課題となっています。

## (2) 地域資源を活かしたブランド化・産地化と流通の促進

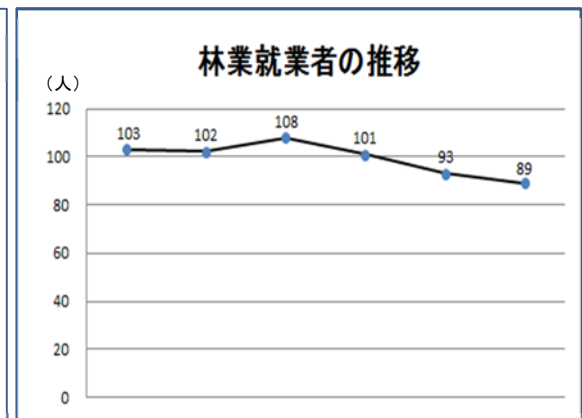
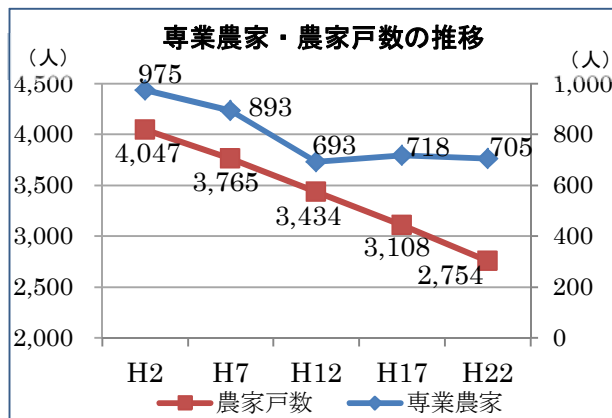
- ◆ 町内には優れた農林産物があるものの、銘柄産地としてブランド物が育成されておらず、今後においては、流通面や販売方法の改善、一定品質での安定的な供給が求められています。
- ◆ 畜産については、子牛価格が高値で推移している反面、優良牛の町外流出が続いており、今後においては、優良牛保留によるブランド化の確立や海外市場を視野に入れた市場開拓などの取り組みが求められています。

## (3) 安全・安心で環境に優しい食の供給

- ◆ 食品偽装表示や異物混入などによる消費者の食の「安全・安心」に対する関心が高まっており、食品の安全を確保するために、栽培や飼育から加工・製造・流通などの過程を明確にする<sup>※</sup>トレーサビリティに基づく農業生産の推進、安全・安心な地場農産物の地産地消、また環境に優しい資源循環型農業の推進が求められています。

## (4) 農林漁業生産基盤の整備

- ◆ 町内のほ場整備は、これまで様々な事業の導入により推進されてきましたが、依然として不整形で狭小な農地が多く、特に山間部の農地においては耕作条件が悪いことから、耕作放棄地の拡大が課題となっています。
- ◆ 後継者や担い手の不足等により、放置竹林の増加が見られ、町の特産品である筍の生産量の減少が課題となっています。
- ◆ 農業施設においては、適正な維持管理による長寿命化対策が課題となっています。
- ◆ 水産業においては、外来魚等による魚卵や稚魚の捕食が見られ、年々収穫量が減少しており、稚魚の放流や外来魚駆除等を進めることによる魚族の保護が求められています。



※トレーサビリティとは

食品の安全を確保するために、栽培や飼育から加工・製造・流通などの過程を明確にすること。また、その仕組みのことで、主に品質マネジメントシステムにおいて使用される定義



## 2 施策の方向性

### (1) 農林漁業担い手の育成・確保

- ◆ 地域農業の核となる効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手（認定農業者等）の育成・確保を図るため、地元農家における研修制度の構築などを進めるとともに、集落営農の取り組みを更に強化しながら、効率的・効果的な営農体制の構築に努めます。
- ◆ 効率的で生産性の高い競争力のある経営体の育成を推進しながら、生産基盤の強化を図ることにより、国際競争力のある生産構造の構築に努めます。

### (2) 地域資源を活かしたブランド化・産地化と流通の促進

- ◆ 優れた農産物の産地化を図るとともに、付加価値を高めるため、6次産業の起業化の推進や高校・大学等の教育機関や研究機関との連携による新商品開発やメディア、金融機関等の企業とのネットワーク形成による販売戦略を促進するなど、地域ブランドとしての確立を図ります。
- ◆ 農産物を取り扱うJA北さつまを核としながら、近隣自治体との広域連携により、インターネットなどを活用した「薩摩のさつま」ブランドの販売戦略の推進に努めます。
- ◆ 引き続き、子牛生産地の維持・拡大に努め、「さつま牛」ブランドを確立するとともに、国内市場を含め、海外市場を視野に入れた販路拡大や流通の効率化等を図るための取り組みに努めます。
- ◆ 県内有数の竹林を甦らせるため、担い手対策や生産基盤の整備、需要拡大策を一体的に行い、早掘り筍の産地として「質」「量」とも全国一の確立を図ります。
- ◆ 日本有数の面積を誇る「竹」資源をバックに、薩摩川内市竹バイオマス産業都市協議会や教育機関などとの連携により、竹資源の新たな活用策の研究や公共施設等のリノベーションによる「竹のまち」としてのイメージの定着化を図ります。

### (3) 安全・安心で環境に優しい食の供給

- ◆ 畜産経営の多頭化の進展や家畜・畜産物の流通の広域化・国際化に伴う疾病の多様化に対応した家畜衛生体制（トレーサビリティ・<sup>※</sup>ポジティブリスト・家畜防疫）の確立に努めます。
- ◆ 安全・安心な食を消費者へ提供するため、トレーサビリティの導入により、消費者等の期待と信頼に応えるとともに、環境に優しい環境保全型農業や資源循環型農業の推進を図ります。
- ◆ 安全・安心な地場農産物を学校給食への提供や直売所等の流通により「地産地消」の推進を図ります。

### (4) 農林漁業生産基盤の整備

- ◆ 未活用農地を含めた農地を集約・団地化し、農作物の生産・加工・販売まで行う農業法人等を育成することにより、新たな農業体系の構築に努めます。
- ◆ 地域の特性を活かした集落営農や認定農業者等への農地集積を促し、ほ場及び用排水施設等の生産基盤整備や水田の汎用化、多面的機能支払交付金（資源向上（長寿命化））の活用を進め、生産性の高い農業構造の確立に努めます。
- ◆ JA北さつまと連携し、繁殖センター等の整備を進め、繁殖牛の維持・拡大に努めます。

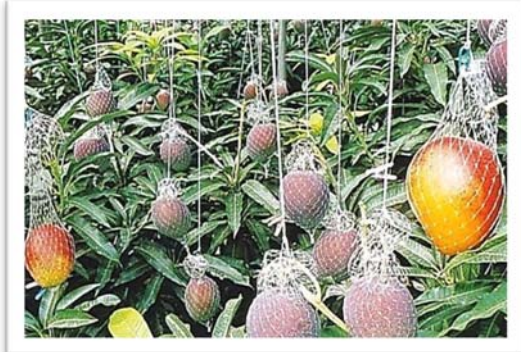
※ポジティブリストとは

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度のこと

- ◆ 適地・適木を基本とし、スギ・ヒノキの再生林を推進し、健全な森林として次世代に継承するよう努めます。
- ◆ 森林に求められる社会的要請も踏まえ、広葉樹林化等の多様な森林への誘導を図ります。
- ◆ 森林作業道の整備を推進し、労働力の削減及び生産コストの縮減に努め、生産性の向上と生産量の拡大を図ります。
- ◆ 水産資源の維持・拡大に向け、川内川漁業協同組合と連携し、稚魚の放流事業や外来魚駆除事業等の支援を行いながら内水面漁業の振興を図ります。
- ◆ 魚族保護のため、環境分野をはじめ各関係機関と連携し、河川を取り巻く自然環境の保全に努めます。
- ◆ 有害鳥獣の被害防止対策を強化し、農業者の生産意欲の向上を図ります。



### 『我がまち自慢の豊富な農産物』



3 施策体系

基本施策

14 地場産品を活かした農林水産業のまちづくり

基本項目

(1) 農林業担い手の育成・確保

基本項目の展開

- ① 認定農業者・新規就農者等の育成確保 【●2-1-4-①, ②】
- ② 集落営農の組織化・法人化への支援
- ③ 人・農地プランの推進
- ④ 効率的で生産性の高い畜産経営体の育成
- ⑤ 畜産生産基盤の強化と国際競争力のある生産構造の構築
- ⑥ 担い手の育成・確保による生産量の増大
- ⑦ 新規参入者が生産者として定着するためのフォロー態勢の強化 【●2-1-4-①, ②】

(2) 地域資源を活かしたブランド化・産地化と流通の促進

- ① 「さつま牛」の生産拡大・支援
- ② 畜産物の国内外への販売戦略と販路拡大
- ③ 農林産物の産地化と加工施設等の整備促進 【●2-1-2-① ●2-2-1-①, ②】
- ④ 農林産物の新たな加工品の開発・流通・ネット販売の促進 【●2-1-2-①, ② ●2-1-3-①, ②】
- ⑤ 国際流通への参加の促進
- ⑥ 「竹のまち」のイメージ定着化の促進 【●2-2-2-①, ②】

(3) 安全・安心で環境に優しい食の供給

- ① 安全・安心な畜産物の供給を図るための家畜防疫体制の強化
- ② 学校給食への食材提供
- ③ 地産地消・消費者への安心農産物の提供 【●2-1-1-①, ②】
- ④ 環境に配慮した資源循環型農法の推進

(4) 農林漁業生産基盤の整備

- ① 農地集積の促進（農地中間管理事業）
- ② 飼料自給率の向上を目指した飼料生産基盤の整備
- ③ 周辺環境と調和した畜産環境の整備
- ④ 効率化・低コスト化を目指す生産基盤整備の推進
- ⑤ 多面的機能支払交付金の有効活用（資源向上・長寿命化）
- ⑥ 施業集約化によるコスト削減
- ⑦ 経営計画作成による計画的整備
- ⑧ 有害鳥獣被害防止対策の充実
- ⑨ 水産資源の維持・増大への支援
- ⑩ 水産資源を活用した地場産品の開発
- ⑪ 魚族の保護（稚魚の放流）及び外来魚の駆除
- ⑫ 河川浄化活動の推進

## 4 成果目標

項 目	現状値(H26)	目標値(H32)	比 較
認定農業者数	224 経営体	239 経営体	15 経営体増
新規就農者数	5 人	30 人	25 人増
農地中間管理機構農地集積面積	14.4ha	300 ha	285.6ha 増
営農組織数	27 組織	32 組織	5 組織増
ほ場整備面積（田）	1,638ha	1,643ha	0.3%増
ほ場整備面積（畑）	273ha	275ha	0.7%増
多面的機能支払交付金(資源向上(長寿命化))の活用面積	651.8ha	850ha	30.4%増
木材素材生産量	22.9 千m <sup>3</sup>	32.1 千m <sup>3</sup>	40%増
林業就業者数	89 人	112 人	23 人増
農業粗生産額	132 億 5,469 万円	140 億円	5.6%増
地産地消取組団体数	—	2 団体	2 団体増
物産館の販売額	475 百万円	525 百万円	50 百万円増
新商品開発数	—	累計 7 件	累計 7 件増
特産品プロモーション活動連携・協力企業数	—	15 社	15 社増
「さつま牛」生産担い手研修支援制度における研修生受入数	—	累計 3 人	累計 3 人増
竹材出荷量	5,308 トン	5,600 トン	292 トン増
たけのこ生産量	218 トン	220 トン	2 トン増
竹素材の新規販路数	—	2 件	2 件増
公共施設等における竹資源の活用件数	—	累計 3 件	累計 3 件増

## 5 役割分担

区 分	役 割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地場産品を積極的に消費するとともに、多くの人に伝えましょう。</li> <li>◆ 農林漁業を取り巻く地域課題について、話し合いを進めながら解決に努めましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 安全・安心かつ良質で付加価値の高い農林畜水産物の生産に努めましょう。</li> <li>◆ 農地等の適正な管理に努めましょう。</li> <li>◆ 減農薬栽培など、環境負荷の低減に努めましょう。</li> <li>◆ 地場産品のPR強化等を通じて、更なる販路拡大に取り組みましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 誇れるブランド農林産物づくりへの支援施策の構築を図ります。</li> <li>◆ 県・JA等と連携を図りながら、経営体や担い手の育成・確保の支援に努めます。</li> <li>◆ 生産基盤整備を行う各種補助事業に関する情報提供に努めます。</li> <li>◆ 効率化、低コスト化を目指す生産基盤整備を行うため、県や関係機関と協議しながら各種事業の導入を検討します。</li> <li>◆ 農地や農業用施設の保全活動の支援に努めます。</li> </ul>

〔基本施策 - 15〕 活気あふれる商工業のまちづくり

1 現状と課題

(1) 商業の活性化と経営基盤の強化

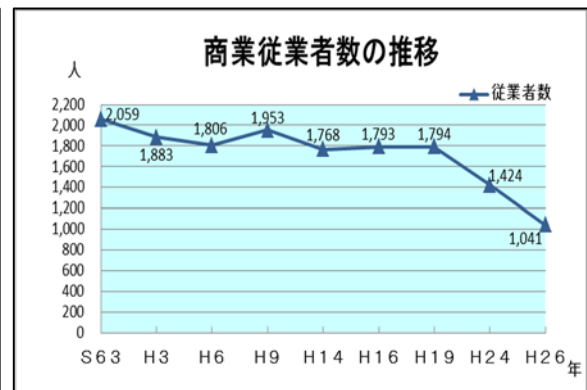
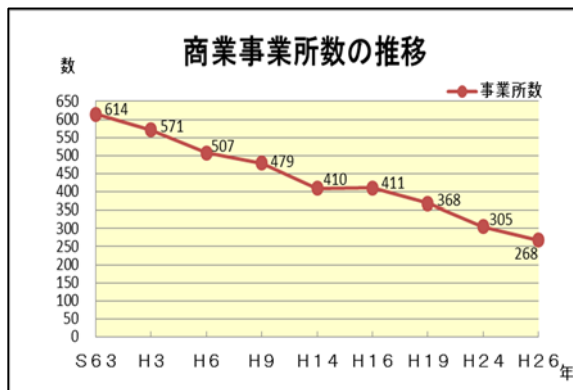
- ◆ 大型店・郊外型店舗・コンビニエンスストアの進出，消費者ニーズの変化等，社会・経済環境に加え，商店主の高齢化・後継者不足等，様々な要因が起因し，商店数や年間商品販売額は年々減少しており，極めて厳しい経営状況にあります。
- ◆ 中心市街地をはじめ，商店の廃業により空き店舗が増加傾向にあり，商店街としての機能低下が見受けられることから，地域の消費者と緊密な関係の再構築を図りながら，さらには近隣の市町からも多くの来街者を迎え入れることのできる魅力ある商店街の創造に向けて，早急に着手する必要があります。
- ◆ 商店の減少により，高齢者などの買い物弱者は，日常生活に支障を及ぼすことが懸念されますが，本格的な高齢社会の到来を迎え，地域コミュニティにおける商業機能の充実が今後ますます重要となってきます。

(2) 地域資源を活かしたものづくりや新産業の創出と市場開拓

- ◆ 豊かな地域資源を活かした竹製品，鶴田和紙，薩摩切子などの既存の伝統工芸品や地元産品・商品のPRや消費拡大等への支援を行っていますが，これらの地場産業を衰退させないためにも消費者ニーズにあった新商品の開発や新たな販路開拓・拡大の支援が求められています。

(3) 企業誘致活動の推進強化と雇用の確保

- ◆ 工業については，近年，少子化による人口の減少や高齢者の急激な増加による国内市場の変化，産業のグローバル化による世界規模での競合の激化など，企業を取り巻く環境や経済情勢は依然として厳しい状況が続いていることから，引き続き企業訪問を実施し，経営状況や設備投資の計画，要望等についての情報収集に努めながら，企業のニーズにあった支援策の充実や新たな工業用地等の環境整備が求められています。
- ◆ 本町の交通の利便性を最大限に活かした積極的な企業誘致活動の展開とともに，更なる雇用の拡充を図る取り組みが課題となっています。



【商業統計調査（H24は経済センサス）資料】

企業立地協定数・地元雇用者数

年 度	件 数	地元雇用者数
平成 22 年度	3 件	15 人
平成 23 年度	3 件	11 人
平成 24 年度	2 件	3 人
平成 25 年度	2 件	—
平成 26 年度	3 件	16 人

※企業立地協定数は、鹿児島県助成金分を含む



倉内工業団地

## 2 施策の方向性

### (1) 商業の活性化と経営基盤の強化

- ◆ 町内で創業しようとする新規参入者に対しては、商工会や金融機関等の創業支援機関で構成する「さつま町創業支援ネットワーク」による一体的・継続的な支援を行うほか、後継者に対しても経営指導や各種支援制度の創設・活用など、商工会や関係機関と一体となった支援に努めます。
- ◆ 中心市街地における商店街の環境保全施設の整備やチャレンジショップ等による空き店舗の活用促進を図ります。
- ◆ 町内小売業等の店舗改装や各種イベント等への支援、スタンプ事業の統一やプレミアム付商品券などの活用による商店街の活性化を図るため、これらの戦略事業を推進するための新たな組織づくりに取り組み、魅力ある商店街づくりに努めます。
- ◆ 高齢化の進行、交通弱者の増加などを見据え、関係機関・団体と連携し、買物支援対策に努めます。



### (2) 地域資源を活かしたものづくりや新産業の創出と市場開拓

- ◆ 地場産業の育成・支援及び地元産品・商品の消費拡大に向けた取り組みの強化に努めます。
- ◆ 豊かな地域資源である農林産物の付加価値を高める6次産業化を推進し、新たな商品開発や新産業を創出しようとする者に対して、商工会をはじめ鹿児島県工業技術センターやかごしま産業支援センター、教育機関等の関係機関と連携した支援に努めます。
- ◆ 商工会やJA北さつま等の専門的機関との連携を強化し、新たな市場開拓に努めます。



### (3) 企業誘致活動の推進強化と雇用の確保

- ◆ 生活の根幹である就業の場を確保するため、トップセールスなど積極的な企業誘致活動に取り組み、ハローワークや町内誘致企業などとの密接な連携・情報共有を図りながら、規模拡大や雇用の確保に向けた支援策の充実に努めます。

- ◆ 豊富な農林産物などの地域資源の付加価値を高めるため、食品関連企業の誘致に努めます。
- ◆ 町内企業等のネットワークを活用して、企業振興のための組織づくりを支援しながら異業種による交流を促進し、情報収集や企業活動の促進を図ります。



### 3 施策体系

#### 基本施策

#### 15 活気あふれる商工業のまちづくり

##### 基本項目

(1) 商業の活性化と経営基盤の強化

(2) 地域資源を活かしたもののづくりや新産業の創出と市場開拓

(3) 企業誘致活動の推進強化と雇用の確保

##### 基本項目の展開

①創業者及び後継者への支援 【②2-3-3-①, ②】

②活気ある中心市街地の整備促進 【②2-3-2-②, ③】

③魅力ある商店づくりへの支援・促進 【②2-3-2-①, ④, ⑤, ⑥】

④人に優しい買い物支援の促進

①新たな商品開発への支援 【②2-1-2-①, ②】

②新産業創出への支援 【②2-3-3-①】

③国内外への販路開拓・拡大支援

①新たな工業用地の整備

②トップセールス等による企業誘致活動の推進強化 【②2-3-1-①, ②】

③立地企業や既存企業等支援策の充実 【②2-3-1-①】

④地元企業との連携による雇用の確保 【②2-3-3-③】

⑤就業希望者のための情報提供 【③3-1-①】

⑥異業種交流の推進 【②2-3-1-③】



## 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
商工業新規参入者数	21人	46人	25人増
立地協定企業数	18社	23社	5社増
企業立地促進事業による新規雇用者数	—	累計50人	累計50人増
空き店舗利活用件数	—	累計15件	累計15件増
チャレンジショップ実施店舗数	—	2店舗	2店舗増
高等学校卒業生の町内就職者数	31人	41人	10人増

## 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地場産品について学び、消費拡大に努めましょう。</li> <li>◆ 町内商業店舗の利用に努めましょう。</li> <li>◆ 事業者への労働力の提供や創業新規参入に努めましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 就業機会の提供と地元雇用の促進に努めましょう。</li> <li>◆ 異業種間の交流活動を活性化しましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 商工会をはじめ関係機関と連携し、新規創業支援や商店街の活性化、高齢者の買い物支援等に努めます。</li> <li>◆ 新たな工業用地の整備、立地企業や既存企業等への支援就業希望者への情報提供に努めます。</li> </ul>



〔基本施策 - 16〕 人と人がふれあう観光のまちづくり

1 現状と課題

(1) 地域資源を活かした観光のデザイン

- ◆ 本町は豊かな自然に恵まれ、貴重な歴史遺産や全国に誇れる地域資源が数多くあることから、これらを組み合わせた観光メニューの確立が求められています。
- ◆ 観光ニーズにおいては、自然体験型や自然志向、健康志向、癒しを求めるなど、ますます多様化する傾向にあり、着地型の観光として内容の充実が求められています。
- ◆ スポーツコンベンションの充実を掲げ、年間を通じてスポーツ合宿が行われていますが、宿泊施設の減少などの要因から宿泊者数が減少傾向にあり、その受け皿づくりが課題となっています。
- ◆ グローバル化の進展により外国人観光客が増加していることから、隣接市にある鹿児島空港や九州新幹線を利用した国内外の観光客を呼び込むための情報発信が求められています。

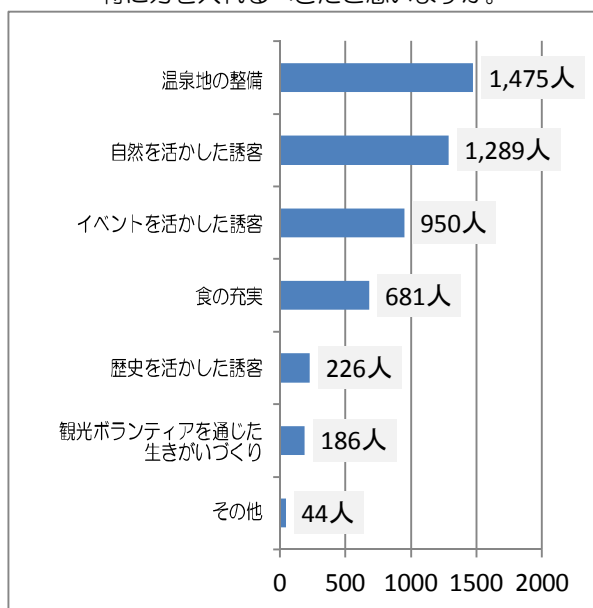
(2) つながり・おもてなしのまちづくり

- ◆ 町内では様々なイベントや祭りが開催され、多くの町民や地域が関わっていることから、人と人との出会いや触れ合い、さらに、つながりによる観光の振興が求められています。
- ◆ 歴史や観光拠点に精通した観光ボランティアガイドが活躍しているものの、会員数が十分とは言えず、外国人観光客への対応を含めた人材の育成や確保が求められています。

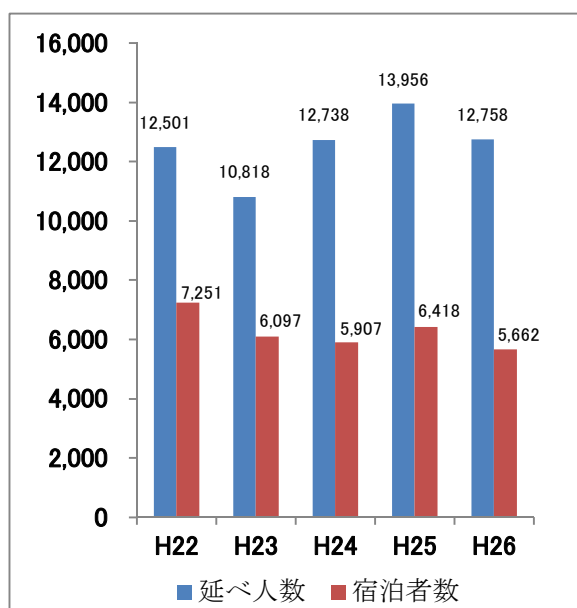


《町民アンケート結果》

問 54 観光振興に関して、今後どのようなことに特に力を入れるべきだと思いますか。



【スポーツコンベンションの年度別受入状況】



※H23年度までの宿泊者数には、夏合宿ラグビーの町外宿泊を含む。

## 2 施策の方向性

### (1) 地域資源を活かした観光のデザイン

- ◆ 川内川を中心に鶴田ダムやホテル舟、良質な泉質を誇る温泉、ガラス工芸など、地域の豊富な資源を組み合わせた観光メニューづくりと情報発信の強化に努めるとともに、これらの受け皿として、観光特産品協会の機能強化への支援を進めます。
- ◆ 町外からの観光客の宿泊拠点となる旅館等の施設整備などへの支援を行い、受け入れ態勢の充実を図ります。
- ◆ 川内川の活用による交流人口の増加を図るため、国・県や各種団体等との連携により、今後の河川利活用に関する計画の推進に努めます。
- ◆ これまで取り組んできたグリーンツーリズムの充実に加え、自然、温泉、食などの地域の魅力を交えたビューティーツーリズムなど、新たな組み合わせによる着地型の観光を推進します。
- ◆ 町内の温泉巡りが気軽にできる温泉ガイドブックの作成やお得な一日利用券などにより、町内温泉施設・温泉郷の連携強化や温泉の知名度アップと利用促進を図ります。
- ◆ スポーツコンベンション等を充実させるために、コンベンションタウンさつま推進協議会を中心に、観光特産品協会や宿泊施設などの連携強化を図るとともに、新たな宿泊施設の整備及び確保を推進し、受け入れ体制の強化に努めます。

### (2) つながり・おもてなしのまちづくり

- ◆ 地域イベントなどを通じて町民や地域が一体となり、心を込めたサービスや接遇に心がけ、リピーターや心の拠り所となるよう、まちぐるみの「おもてなし」によるさつま町のファンづくりに努めます。
- ◆ 国・県や近隣市町等との連携による観光ルートの構築を図り、観光客の満足度の向上と交流人口の増加を目指します。
- ◆ 観光特産品協会等の研修会や定期的な勉強会の開催により、観光ボランティアの育成と活躍の場の創出に努めます。
- ◆ ホームページ、SNSの活用や観光特産品協会と一体となった情報発信に努め、さらに、新聞やテレビ、ラジオなどのメディアを有効に活用しながら町のPRに努めます。
- ◆ スマートフォンやタブレット端末の普及が急速に進んでいることから、公共施設や観光地等における情報通信の利便性向上を図るため、公衆無線LANの環境整備についての検討を進めます。
- ◆ 本町の「よかところ」「よかもん」にストーリー性を持たせたプロモーション活動や公用車を活用したラッピング事業などを展開し、タウンセールスやイメージ定着に積極的に努めます。
- ◆ 町の玄関口としての宮之城鉄道記念館のバスターミナル機能強化など、観光拠点施設の再整備等について検討を進めます。

※ビューティーツーリズムとは

「美」をキーワードにし、温泉をはじめとする本町の魅力ある地域資源を活用した情報発信や商品開発などを行うことで、町全体の観光振興を図る取り組み。

※SNSとは

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

※公衆無線LANとは

駅や空港などの公共施設や飲食店で、ケーブルがなくてもインターネットに接続できる仕組みで、「Wi-Fi（ワイファイ）」とも呼ばれる。

### 3 施策体系

#### 基本施策

#### 16 人と人がふれあう観光のまちづくり

##### 基本項目

(1) 地域資源を活かした観光のデザイン

(2) つながり・おもてなしのまちづくり

##### 基本項目の展開

- ①観光特産品協会の機能強化への支援 【③-1-2-④】
  - ②豊かな自然環境を活かした観光交流の促進
  - ③温泉街の振興と温泉資源の活用 【③-1-2-①, ②】
  - ④川内川利用促進による「かわまちづくり計画」の推進 【③-2-1-④, ⑤】
  - ⑤グリーンツーリズム等着地型観光の充実 【③-1-1-① ③-1-2-②】
  - ⑥スポーツコンベンションの推進 【③-4-2-①】
  - ⑦地域資源の魅力や特産品のコラボレーション
- 
- ①まちぐるみによるおもてなしの推進 【③-4-2-②】
  - ②近隣市町等との連携の推進 【③-2-1-②, ③, ④】
  - ③SNS等の活用や民間企業との連携など、多様な手段による情報発信の強化 【③-1-1-②, ③】
  - ④インバウンド（外国人の誘致）の推進 【③-1-2-②】
  - ⑤観光拠点施設の整備促進 【③-1-2-③】



## 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
交流人口	1,283千人	2,000千人	717千人増
温泉入込客数	428千人	500千人	72千人増
旅館等宿泊客数	63千人	80千人	17千人増
広域連携取組件数	7件	10件	3件増
コンベンション利用者数	12千人	15千人	3千人増
地域イベント交流人口	18千人	25千人	7千人増

## 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 空き缶やゴミ拾いなどのボランティア活動を積極的に行い、観光地や地域をきれいにしましょう。</li> <li>◆ みんなで「おもてなし」の心をもって接しましょう。</li> <li>◆ 自分たちの地域の資源や特性について学びましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町内及び近隣地域の情報を積極的に観光客に紹介するとともに最大限のおもてなしを実現しましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 近隣市町と連携を図りながら交流人口の増加を目指します。</li> <li>◆ SNS等のICT活用や企業との連携など、多様な手段による情報発信の強化に努めます。</li> <li>◆ インバウンドの推進に努めます。</li> <li>◆ 観光拠点施設の整備促進に努めます。</li> </ul>

〔基本施策 - 17〕 未来につなぐ生涯学習のまちづくり

1 現状と課題

(1) 家庭教育の推進

- ◆ 家庭教育学級や乳幼児学級，学童期子育て講座などを開設し，家庭教育に対する支援に取り組んでいますが，子育てに関する不安や悩みがありながら，相談しなかったり，学習機会があっても参加しない保護者への対策が課題となっています。

(2) 青少年の健全育成

- ◆ 家庭と地域との結びつきが弱くなったことにより，地域や社会との様々な関わりを持ちながら成長発達していくことが難しくなっていることから，「さつまの日」の取り組みを中心に地域の教育力の向上を図っていくことが求められています。

(3) 生涯学習の推進

- ◆ あらゆる世代の人々が「いつでも」「どこでも」学習できる環境づくりに向けて，行政は町民の主体的な活動をより一層支援する役割に徹し，町民や地域が一体となって進めていけるよう活動のあり方や運営の仕方などについて改善を図っていくことが求められています。

〈本町の出前講座及び生涯学習講座の実施状況〉

学 習 講 座	開 設 講 座 数			講座利用者数
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度
さつまの郷出前講座	40講座	39講座	39講座	2,282名
生涯学習講座	13講座	15講座	17講座	254名

〈町社会教育施設の蔵書状況及び利用状況（H26年度実績）〉

社会教育施設名	入館者数	蔵書冊数	個人貸出冊数	団体貸出冊数
屋地楽習館	20,550人	31,050冊	29,659冊	2,192冊
鶴田中央公民館	5,015人	15,426冊	9,697冊	552冊
こども図書館	7,761人	14,927冊	18,534冊	1,814冊
合 計	33,326人	61,403冊	57,890冊	4,558冊

2 施策の方向性

(1) 家庭教育の推進

- ◆ 家庭教育学級や諸講座，研修会などの機会を通じて，町全体で家庭教育を支えるための意識啓発の推進を図ります。
- ◆ 学校・幼稚園・保育所と連携し，乳幼児学級や家庭教育学級を開設し，家庭教育の役割や子育ての重要性について，認識を高める機会の拡充を図ります。また，保護者が集まる機会を活用し，学童期子育て支援講座や思春期子育て講座の実施に努めます。

**(2) 青少年の健全育成**

- ◆ 学校・子ども会・PTA・青少年団体・ボランティア団体及び青少年育成町民会議等との連携を一層強化するとともに、「さつまの日」を中心とした青少年育成活動の定着を図り、地域ぐるみで、幼児・児童生徒、青少年の健全育成を支える体制構築に努めます。
- ◆ ジュニアリーダークラブや高校生クラブ、青年団などの活動を支援し、青少年の地域行事への参加など自主的な活動の促進を図ります。
- ◆ 地域団体と連携し、地域に根ざしたボランティア活動を実施し、青少年の健全育成を図ります。

**(3) 生涯学習の推進**

- ◆ 町民の学習意欲を喚起し、生涯学習への関心を一層高めるため、広報活動に努め、社会教育関係団体等と連携・協力して学習講座の開催に努めます。
- ◆ 生涯学習に関する「さつまの郷 ししょどん」（人材バンク）の活用による町民・高齢者の生きがいづくりや、女性の社会参加の促進を図ります。
- ◆ 社会教育団体や地域で活躍する人材（有志指導者）の育成及び活動支援を充実し、地域の活性化に努めます。また、地域の高齢者や人材を活用し、地域の自然・歴史・文化を学ぶ講座など、学習活動をまちづくりに活かすための講座の調査研究に努めます。
- ◆ 地域ネットワークの拠点となる区公民館及び公民会の地域活動を支援するとともに、出前講座の実施により、地域における学習機会の拡充を図ります。
- ◆ 学習成果の還元を図るために、情報提供や活動場所の提供、交流機会の創出、ネットワーク構築への支援などを推進し、また、町民大会を開催し、学習成果の還元及び波及を図ります。
- ◆ 屋地楽習館や鶴田中央公民館、こども図書館の図書室の蔵書の充実や連携した検索、貸出業務の利便性の向上を図るとともに、施設の整備・充実について検討を進めます。



### 3 施策体系

#### 基本施策

#### 17 未来につなぐ生涯学習のまちづくり

##### 基本項目

(1) 家庭教育の推進

##### 基本項目の展開

- ① 家庭教育学級や講座等の推進
- ② P T A活動の推進・充実
- ③ 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進
- ④ 子ども読書活動の推進
- ⑤ 家庭教育に関する相談体制の充実

(2) 青少年の健全育成

- ① 学校・地域団体との連携及び「さつまの日」を中心とした健全育成の体制整備
- ② 青少年クラブの育成と自主的な活動の推進
- ③ 地域における体験学習の推進による青少年の育成
- ④ 非行防止体制の充実
- ⑤ 人権学習・人権啓発の取組の充実
- ⑥ 有害環境から守るための取組の推進

(3) 生涯学習の推進

- ① 魅力ある生涯学習講座の開設及び生涯学習環境の充実 【●4-1-4-③】
- ② 人材バンク活用等による社会参加の促進
- ③ 社会教育団体及び有志指導者の育成
- ④ 区公民館及び公民会活動の充実
- ⑤ 学習成果の還元の世界や場の提供
- ⑥ 人権意識の高揚を図る啓発・広報活動の充実
- ⑦ 人権学習の機会の充実
- ⑧ 子ども読書活動推進計画に基づく図書館事業の充実
- ⑨ 社会教育施設の改修と有効利用の促進



## 4 成果目標

項 目	現状値 (H26)	目標値 (H32)	比 較
図書室利用者数	33,326 人	40,000 人	6,674 人増
町民 1 人当たり蔵書冊数	2.74 冊	3.00 冊	0.26 冊増
生涯学習講座の受講者数	254 人	300 人	46 人増
さつまの郷出前講座の受講者数	2,282 人	2,500 人	218 人増

## 5 役割分担

区 分	役 割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 青少年健全育成のための活動や「さつまの日」の活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ 各種講座や学級等に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ 積極的に図書館を活用し、読書に取り組みましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 会員の増に努め、町と連携して、様々な社会教育関係事業に取り組みましょう。</li> <li>◆ 家庭教育学級等の町民を対象とする活動の普及啓発に努め、生涯学習のための機会の拡充を支援しましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各種講座や学級等を開催し、学習機会の拡充に努めます。また、出前講座等により町民の幅広い学習活動の支援に努めます。</li> <li>◆ 社会教育施設の適正な維持・管理に努めます。</li> </ul>



〔基本施策 - 18〕 生涯スポーツ推進のまちづくり

1 現状と課題

(1) スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの促進

- ◆ 年代や種目の違い、健康づくりに対する意識の違いなど、スポーツニーズが多様化しており、これらの住民ニーズに対応し、参加者の拡充を図ることが課題となっています。
- ◆ 日頃の運動不足による体力低下や生活習慣病の予防対策として、町民がスポーツに親しみ、生涯にわたり健康で心豊かな生活を送るためには、日常的に気軽にスポーツに触れ、楽しめる環境づくりと、生涯スポーツの普及、促進が求められています。

(2) 競技力向上と競技団体の育成・支援

- ◆ 少子高齢化の進行がスポーツ競技力にも影響し、競技人口の減少に伴う競技力低下が懸念されます。
- ◆ 競技スポーツにおける競技力向上のためには、若年世代における適切な指導が必要であり、特にスポーツ少年団の指導者育成が重要となっています。

(3) スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進

- ◆ スポーツ少年団の活動が競技種目活動に偏り、勝利至上主義の傾向が見られるため、地域活動やボランティア活動などスポーツ活動以外の領域も取り入れたバランスのよい活動により、本来の目的である「人間づくり」「体力づくり」を実践し、活動の基本理念に立ち返ることが課題となっています。

(4) 社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の促進

- ◆ 年代を問わず誰もが、いつでも、気軽にスポーツに触れ、楽しみながら健康づくりができるような施設環境へのニーズが高まっている中で、計画的な施設維持管理と、効率的な施設運営が求められています。
- ◆ 学校施設開放は、身近でスポーツに親しめる環境づくりや、地域の健康づくり、社会体育振興に大きく貢献しているため、小中学校の適正化計画による学校再編に伴う地域体育施設のあり方についての検討が求められています。

スポーツ施設利用者の状況

(単位：人)

スポーツ施設名		H24 年度	H25 年度	H26 年度
体育館	・宮之城総合体育館 ・宮之城トレーニングセンター ・鶴田体育館 ・B & G 海洋センター体育館	68,470	68,412	70,097
武道館	・宮之城武道館 ・鶴田武道館	11,402	10,798	10,130
プール	・宮之城屋内温泉プール ・B & G 海洋センタープール ・あび～る館プール	43,917	42,843	47,005
グラウンド	・宮之城総合グラウンド ・多目的芝生広場 ・柏原グラウンド ・薩摩総合運動公園 ・かぐや姫グラウンド	92,802	100,691	112,143
テニスコート	・宮之城テニスコート	4,940	6,186	6,379
屋外照明	・屋外照明施設 7 か所	8,107	7,712	7,055
合 計		229,638	236,642	252,809

## 2 施策の方向性

### (1) スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの促進

- ◆ 各種スポーツ大会や教室、講座等の内容・運営方法等をより一層改善・工夫し、多様化するスポーツニーズへの対応と参加者の拡充に努めます。
- ◆ 健康づくりのスポーツ活動に対応するため、ウォーキングやジョギング、ニュースポーツなどの軽スポーツの普及促進に努めます。
- ◆ 町民が気軽にスポーツに触れ、楽しめるよう、身近な活動拠点としての学校体育施設の開放を促進し、地域におけるスポーツ行事やスポーツ同好会、スポーツ少年団等の活動の支援に努めます。
- ◆ 地域のころばん会、サロン等の場を活用し、生涯スポーツとしてのニュースポーツの普及、推進に努め、町民の健康づくりの支援に努めます。
- ◆ 町民や地域のスポーツ活動をコーディネートし、支援する指導者の育成を図り、町民の健康づくり、体力づくりの促進活動の充実に努めます。
- ◆ コミュニティスポーツクラブなど多世代参加型のスポーツ活動を推進し、様々な年齢層のスポーツ交流を通して、元気で活力のあるまちづくりに努めます。



### (2) 競技力の向上と競技団体の育成・支援

- ◆ 町体育協会や競技専門部会との連携・協力体制を強化・充実し、スポーツ団体の育成、競技力向上の支援に努めます。
- ◆ スポーツ少年団における指導力向上のため、指導者育成の強化に努め、競技スポーツの競技力向上に繋がるよう努めます。
- ◆ 県民体育大会や県下一周駅伝等で、地区代表として出場する選手への援助や、各種競技の九州・全国大会へ出場する選手・団体への援助を行い、競技力向上の支援に努めます。
- ◆ 競技スポーツ教室の開催やスポーツコンベンションによるスポーツ合宿等の機会を活用したスポーツ交流により、競技力向上を図ります。
- ◆ スポーツコンベンションによるスポーツ合宿等の受入体制充実のため、施設利用面での取り組みを促進し、利用者満足度の向上を図ります。
- ◆ 第75回国民体育大会鹿児島大会の開催に向け、本町における実施競技の準備体制の整備、会場施設整備、情報発信等に努めます。



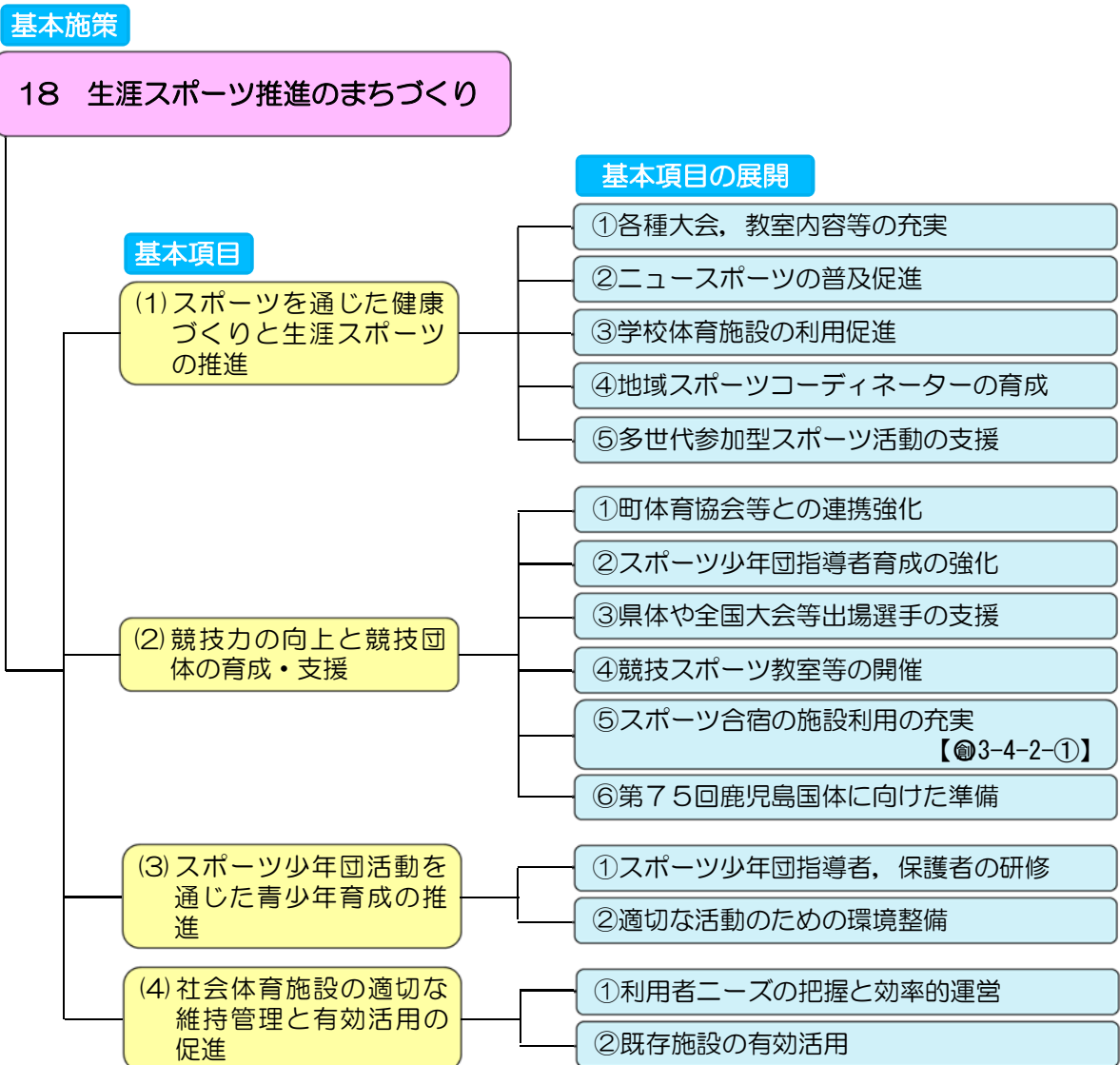
(3) スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進

- ◆ 指導者や保護者の研修を通じ、「心身ともに健全で、子どもらしい明るい表情を持った元気な子どもに育てる」基本理念の意識付けを図るとともに、活動の7領域を念頭に置いたスポーツ少年団活動の促進を図ります。
- ◆ スポーツ活動一辺倒の少年団活動や、勝利至上主義の指導などを見直し、主役である団員たちにとって、より良い活動ができるような環境整備に努めます。

(4) 社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の促進

- ◆ より多くの町民が、健康づくり、体力づくりの場として、或いは競技力向上のために社会体育施設を活用できるよう、利用者ニーズを把握し、効率的な施設運営と計画的な維持管理に努めます。
- ◆ 学校体育施設を地域スポーツ活動の拠点とし、地域社会体育の促進が図られるよう、学校施設開放による既存施設の有効活用に努めます。

3 施策体系



## 4 成果目標

項 目	現状値(H26)	目標値(H32)	比 較
スポーツ施設利用者数 (22 施設)	252,809 人	265,500 人	12,691 人増
生涯スポーツ (ニュースポーツ) 教室 実施回数	7 回	15 回	8 回増

## 5 役割分担

区 分	役 割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 健康で豊かな生活を送るため、生涯スポーツとして日常的にスポーツに触れ、楽しみましょう。</li> <li>◆ スポーツ大会、健康づくり講座、地域のスポーツ行事等に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ 地域スポーツ活動の拠点として、学校体育施設を有効的に活用しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 組織の維持・強化に努め、積極的に活動しましょう。</li> <li>◆ 社会体育施設や学校開放事業を有効活用し、体力づくり・競技力向上に努めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生涯スポーツを普及・推進し、町民の健康づくり活動の促進を図ります。</li> <li>◆ 少子高齢化・多様化する住民ニーズに対応した社会体育事業の展開により、町民のスポーツ活動の拡充と、競技力向上の支援に努めます。</li> </ul>



〔基本施策 - 19〕 歴史と文化の薫るまちづくり

1 現状と課題

(1) 芸術文化の創造と郷土文化の継承

- ◆ 文化芸術活動は、小学校を対象に「市町村における青少年劇場」を活用し、2年に1回は鑑賞できる体制を継続していますが、県や文化庁の事業は申請が多いことから採択が難しいのが現状です。
- ◆ 全国的にも吹奏楽の町として知られていることから、「吹奏楽フェスタ」や「吹奏楽セミナー」などの音楽活動が行われています。
- ◆ 絵画や美術に対する造詣を深めるため、「さつま美術展」や「まちなか美術館」の開催、さらに文化協会主催による県内でも珍しい「こども文化祭」を開催していますが、「さつま美術展」においては、高校生以上の出展が少ないことが課題となっています。
- ◆ 町内には、県指定文化財9件、町指定文化財66件があり、適正な保存管理のため、所有者や委託による管理に努めています。
- ◆ 文化財の活用にあっては、文化財ボランティア（愛称：さつまガイド）を組織し、地域の文化財をガイドすることで、「さつま学」の推進の一翼を担っていますが、ボランティアガイドの高齢化が進んでいることから、若年層のガイド育成が課題となっています。
- ◆ 毎年、郷土芸能祭を開催するほか、町内の民俗芸能団体に道具などの整備に要する助成を行っていますが、三味線奏者などを含め後継者不足などにより年々継承が難しくなっていることから、後継者育成が課題となっています。
- ◆ 県や町、民間企業等の開発行為に対し、埋蔵文化財の保存の必要性を周知し、保護に努めています。
- ◆ 民族資料館の活用を図るため、定期的な展示替えや企画展・特別展を開催していますが、現在整備中の県立北薩広域公園歴史ゾーンと併せた企画展等の開催により、更なる集客率の向上対策が求められています。

〈過去3年間のさつま美術展の応募数〉

出品作部門	平成24年度	平成25年度	平成26年度
テーマ部門	130	86	73
自由部門	1,170	1,144	967

2 施策の方向性

(1) 芸術文化の創造と郷土文化の継承

- ◆ 町民の芸術文化への認識を高めるため、「さつま美術展」の開催や「みやんじょ吹奏楽フェスタ」、舞台芸術等の鑑賞機会の提供に努めます。
- ◆ 地域の文化団体との連携を密にし、活発な活動ができるよう支援に努めます。
- ◆ 民俗芸能保存事業の活用の周知と併せ、発表の場の確保等により民俗芸能伝承活動の支援に努めます。
- ◆ 宮之城文化センターの老朽化が指摘されることから、計画的な改修に努めながらも新たな文化施設の建設について検討を進めます。
- ◆ 観光・文化財ボランティアガイドの育成と併せ、学校や地域の学習機会などを捉え積

極的な活動を行えるよう活躍の場の創出に努めます。

- ◆ 指定文化財については、所有者の協力を得ながら、適正な管理に努めます。
- ◆ 埋蔵文化財については、遺跡の性格や歴史的意義を明確にしなが保存に努めます。
- ◆ 宮之城歴史資料センターは、県立北薩広域公園歴史ゾーンの整備と併せ、連携したイベント等の実施に努めます。また、周遊ルートにあたる宗功寺墓地は、国指定文化財に向けた取り組みの推進に努めます
- ◆ 貴重な文化遺産である永野金山と山ヶ野金山との連携したイベント等の開催により、文化遺産の有効活用に努めます。
- ◆ 鶴田和紙、薩摩切子、宮之城花器など、伝統的工芸品の保存伝承に努めます。

### 3 施策体系

基本施策

19 歴史と文化の薫るまちづくり

基本項目

(1) 芸術文化の創造と郷土文化の継承

基本項目の展開

- ① 芸術文化の鑑賞及び活動機会の提供
- ② 文化施設の管理と充実
- ③ 郷土の文化財の保存と活用
- ④ 観光・文化財ボランティアの育成と活躍の場の創出
- ⑤ 伝統的工芸品の伝承活動の促進

### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
さつまガイドの登録者数	18人	30人	12人増
文化協会の登録者数	703人	740人	37人増
指定文化財の登録数	75か所	80か所	5か所増
資料館の入館者数	1,842人	2,300人	458人増

### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 文化イベントの鑑賞に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ 地元の施設を有効活用しましょう。</li> <li>◆ 埋蔵文化財の重要性について関心を持ちましょう。</li> <li>◆ 文化団体へ加入しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 文化団体加入者を増やしましょう。</li> <li>◆ 文化祭へ積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ 学校交流などを行いましょう。</li> <li>◆ 文化施設を有効活用し、文化事業に取り組みましよう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 文化施設の適正な維持管理に努めます。</li> <li>◆ 各種文化団体と協力のもと、自主文化事業の開催に努めます。</li> <li>◆ 特別展、企画展等の積極的な取り組みに努めます。</li> </ul>

〔基本施策 - 20〕 利便性の高いコンパクトなまちづくり

1 現状と課題

(1) 道路網の整備促進

- ◆ 本町の道路網は、国道3路線を基軸に県道及び町道が補完し合いながら、地域経済の発展や観光の振興、住民生活の利便性に寄与しています。
- ◆ 地域高規格道路「北薩横断道路」の整備が進められており、広域的な交流を支える道路として、地域住民の期待が高まっていることから、全線開通に向けて、「広瀬道路」から「泊野道路」への早期事業化が図られるよう積極的な要望活動が求められています。
- ◆ 町道については、集落間を結ぶ路線など整備・修繕の必要な路線が残っており、計画的な整備が求められています。
- ◆ 道路の維持管理については、各公民会等で自主的な愛護作業が実施されていますが、過疎化や高齢化の進行により作業に限界が生じている集落があり、適切な維持管理の在り方についての検証が求められています。

(2) 適正な土地利用の推進

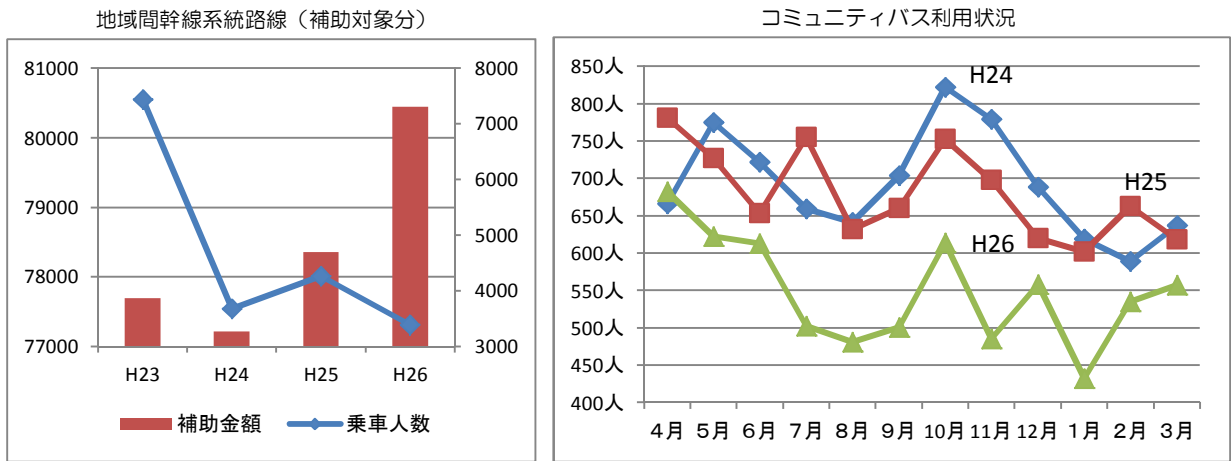
- ◆ 土地は町民生活や生産・経済活動に係る共通の基盤であることから、利用については、各種法令にもとづく適切かつ効率的な運用と迅速な土地情報の提供が求められています。

(3) 利用しやすい交通体系の整備・充実

- ◆ 過疎化の進行によりバス輸送人員は減少傾向にあり、バス事業者が不採算路線から撤退していくことが懸念され、既存バス路線の維持・確保が大きな課題となっています。
- ◆ 高齢化の進行により、自家用車の保有率の減少が見込まれることから、交通網が十分に整っていない周辺部においては、買い物や通院などの日常生活上の移動手段として、公共交通のニーズが高まることが予想されます。
- ◆ 通学利用をはじめ、まちづくりにおける観光の交通手段として、さらに周辺部とまちなかの拠点をつなぐ、効率的で利便性の高い交通体系の整備が求められています。

(4) まちの拠点づくり

- ◆ 広域道路網の整備や車社会化などにより、人々の生活圏が大幅に拡大し、買い物の多くを都市部の大型商業施設等で行う人が増加し、町内においては店舗数が減少傾向にあるなど商業の衰退等を招いています。
- ◆ 町の周辺部においては、過疎化の進行により、商業店舗や医療機関などが減少傾向にあり、生活の利便性が低下している地域があることから、ある程度身近な地域で買い物や医療機関受診などを提供できる生活圏の確保が求められています。
- ◆ 町の中心部に位置する北薩広域公園については、テーマゾーン及び歴史ゾーンの整備が進められており、交流人口の増加が期待されていることから、これに併せた周辺環境の整備が求められています。



## 2 施策の方向性

### (1) 道路網の整備促進

- ◆ 国・県と連携し、広域的な道路網の重要性及び生活への利便性などを考慮しながら、計画的な道路整備の促進に努めます。
- ◆ 地域との協働による適切な道路の維持管理を図るとともに、住民が安心して生活できるよう、高齢者や障がい者等にも配慮したユニバーサルな道路環境の整備に努めます。
- ◆ 道路整備計画等に基づき、計画的な町道の整備を進め、利便性の向上と安全性の確保に努めます。

### (2) 適正な土地利用の推進

- ◆ 優れた自然環境や歴史的・文化的な地域特性の保全・活用を図りながら、各種法令にもとづく適正な土地利用に努めます。

### (3) 利用しやすい交通体系の整備・充実

- ◆ 近隣自治体やバス事業者と連携し、乗り継ぎなど利用者にわかりやすく、また、利用しやすい交通網づくりを進めるとともに、地域住民の日常生活の交通手段としてバス路線の確保・存続に努めます。
- ◆ 交通ニーズを把握し、まちづくり施策と連携した誰もが利用しやすい交通体系の確立を図り、充実した地域間のネットワーク構築に努めます。

### (4) まちの拠点づくり

- ◆ まちの中心部にふさわしい機能の集積を図るとともに、住宅の集積等による市街地の形成など、総合的・計画的な土地利用によるコンパクトなまちづくりに努めます。
- ◆ 人口減少が著しい周辺部については、各区公民館を中心に支所や病院、店舗などがある旧町域単位を核とした「小さな拠点」づくりに努めます。
- ◆ 公民館組織や地域団体を核とするNPO法人の立ち上げ支援に努め、地域の高齢者の見守りや買い物支援、コミュニティビジネスの創出などによって、共生・協働によるむらづくり活動の拠点整備の検討を進めます。
- ◆ 北薩横断道路の整備が進む中、平面交差計画地域における市街地等の形成や近接する北薩広域公園や川内川河川敷と連動した周遊性の確保を図り、新たな「まちの拠点」づくりに努めます。



### 3 施策体系

#### 基本施策

#### 20 利便性の高いコンパクトなまちづくり

##### 基本項目

(1) 道路網の整備促進

(2) 適正な土地利用の推進

(3) 利用しやすい交通体系の整備・充実

(4) まちの拠点づくり

##### 基本項目の展開

① 地域高規格道路「北薩横断道路」の広瀬道路から泊野道路間の早期事業化への要望

② 国道 267 号, 328 号, 504 号の未整備区間の早急な整備促進

③ 主要地方道及び一般県道の未整備区間の早急な整備促進

④ 計画的な町道の整備

⑤ 高齢者や障がい者等に配慮した道路環境の整備

⑥ 道路の適切な維持管理

① 各種法令に基づく適正な土地利用

① 公共交通機関の利用促進

② 地方路線バスの維持・存続

③ コミュニティバス等の充実 【④4-1-3-①】

④ 多様な交通サービスとの連携 【④4-1-3-①】

① コンパクトな中心市街地の整備促進

② 既存施設の有効活用による「小さな拠点」づくり 【④4-1-3-②】

③ 地域拠点を担うむらづくり団体等の育成支援



## 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
町道の舗装率	84.3%	87.1%	2.8%増
公共交通機関(町単独系)の利用率(利用者/町民数)	49.0%	55.0%	6.0%増
地域公共交通の町民満足度	25.7%	50.0%	24.3%増

## 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 身近な道路の愛護作業に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ 公共交通を積極的に利用しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 身近な道路の愛護作業に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ 各種法令を順守し、適正な土地利用に努めましょう。</li> <li>◆ 公共交通を積極的に利用しましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域高規格道路・国道・県道の整備促進及び計画的な町道の整備・維持管理に努めます。</li> <li>◆ 利用しやすい交通体系の確保に努めます。</li> <li>◆ 地方路線バスの維持・存続に努めます。</li> <li>◆ 地域における<sup>*</sup>QOL向上を図るため、「小さな拠点づくり」の検討を進めます。</li> </ul>

※QOLとは

クオリティ・オブ・ライフ (quality of life) の略。物理的な豊かさやサービスの量、個々の身辺自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念。

〔基本施策 - 21〕 住んでみたくなる住環境の整備されたまちづくり

1 現状と課題

(1) 公営住宅等の整備

- ◆ 公営住宅の入居募集に対しては、町の中心部に応募が集中し、周辺部では入居申し込みが無く長期空家が増える傾向にあり、また、総管理戸数471戸のうち、昭和46年6月以前に建築された旧耐震基準の建築物が128戸と全体の27.2%にあたることから、計画的な改修・整備が求められています。
- ◆ 高齢化の進展により、高齢入居者の増加や現入居者の高齢化が見込まれることから、高齢者等が生活しやすい施設等の早急な整備が求められています。

(2) 都市公園等の整備・充実

- ◆ 本町における都市計画区域内の一人あたり都市公園面積は46.8㎡であり、敷地面積標準(10㎡)を大きく上回る都市公園面積が確保されていますが、老朽化施設の改善や安全管理対策、利用者のニーズに応じた都市施設整備など様々な課題があります。

(3) 町営墓地等の整備・充実

- ◆ 町営墓地は東谷・弓場ヶ迫・旭の3墓地で合わせて約1,600区画ありますが、近年、納骨堂への改葬が多く空き区画が増加しており、その管理が課題となっています。
- ◆ 近年、無管理墓が増加してきており景観上好ましくない状態にあることから、その対策が課題となっています。
- ◆ 平成13年以前に整備した墓地区画は参道が未舗装であり、頻繁に除草が必要な状態にあります。また、墓地内の排水側溝も老朽化が進み、改修が課題となっています。
- ◆ 火葬場については、施設全体の老朽化が著しく、定期的な修繕等により施設の維持に努めているものの、大規模改修などを考慮した施設の長寿命化に向けた検討が求められています。

(4) 移住・定住対策の充実

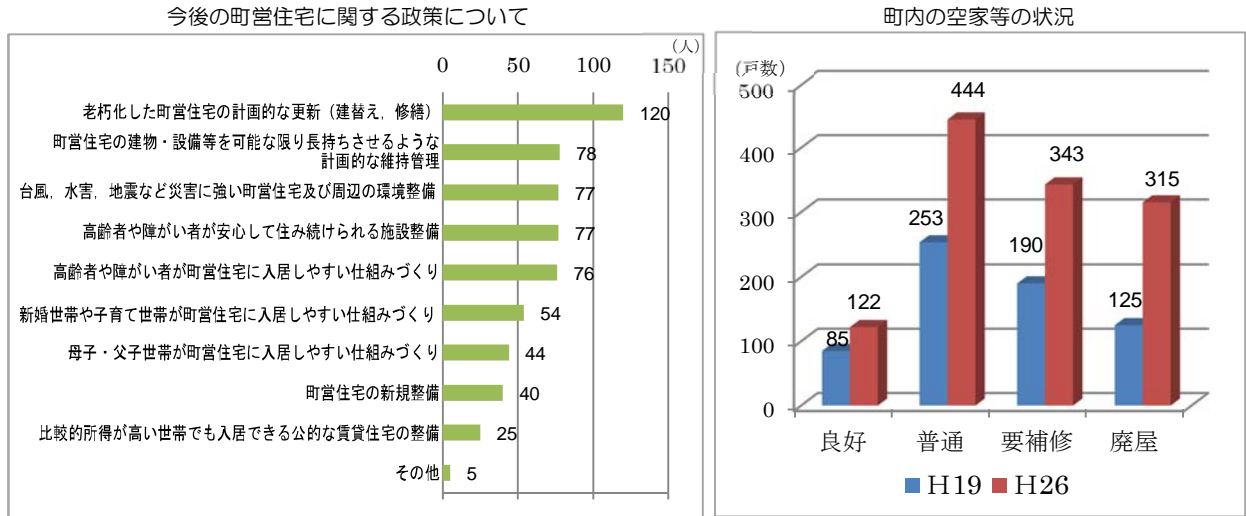
- ◆ U・I・Jターンなど都市部から地方への回帰者や、二地域居住などの多様な生活スタイルによる住宅ニーズは増加しているものの、町土地開発公社で整備した分譲住宅団地では、周辺部を中心に未分譲地があります。
- ◆ 移住・定住に対する相談窓口を設置しているものの、相談件数が少ないことから積極的な情報発信が求められています。
- ◆ 移住・定住を促すためには、移住希望者に町の良さを知ってもらうことが必要であることから、短期的な定住体験住宅などの整備が求められています。
- ◆ 近年、晩婚化が進むとともに生涯未婚率も増加しており、これらが少子化・人口減少の一つの要因となっていることから、定住対策の一環として、結婚するための支援のあり方が課題となっています。

(5) 空家対策の推進

- ◆ 空家所有者の病気や高齢化による病院等への入院・入所、死亡など、様々な要因で空家状態となる家屋が増加しています。平成26年度の調査では、1,246戸の空家等が存在し、防災上や衛生上、また景観や地域活性化など、それぞれの目的に応じた対策

が課題となっています。

- ◆ 町内の空家等を有効活用するため、空き家情報バンク制度を導入し、これまで約20件の契約が成立しているものの、空家の中に家財が残っているなどの理由により、空家戸数に対する登録率が低い状況です。



## 2 施策の方向性

### (1) 公営住宅等の整備

- ◆ 公営住宅長寿命化計画に基づいて、老朽住宅の計画的な建替えにより、安全・安心で良好な住環境づくりに努めます。
- ◆ 老朽公営住宅入居者に希望調査を行い、長期入居希望のない住戸への住替えも斡旋して、既存入居者の居住環境の向上を図ります。
- ◆ 既存ストック住宅の計画的な営繕を実施し長寿命化に努めます。
- ◆ 高齢者や障がい者が安心して住むことができる住環境形成を図るため、住居内や共用部分のバリアフリー化の推進に努めます。

### (2) 都市公園等の整備・充実

- ◆ 長寿命化計画等に基づき、計画的な都市施設（都市公園・都市下水路等）の維持管理や施設更新に努めます。
- ◆ 利用者のニーズ等を踏まえた公園施設等整備と安全で公共の福祉の増進に資する公園管理に努めます。

### (3) 町営墓地等の整備・充実

- ◆ 長期間管理を行っていない使用者の調査を進め、無管理墓の解消に努めます。
- ◆ 施設の長寿命化を図るため施設改修計画を策定し、墓地や火葬場の利用者が安全かつ安心して使用できるよう整備に努めます。

### (4) 移住・定住対策の充実

- ◆ 分譲住宅団地の早期販売及び町中心部での新たな住宅団地の整備に努めます。
- ◆ 移住者の住宅取得やリフォーム等に対する支援や本町での暮らしを体験してもらう取り組みなどにより、移住者を受け入れやすい体制の構築に努めます。
- ◆ ハローワークやふるさと回帰支援センター等と連携しながら、移住・定住情報の発信強化に努めます。

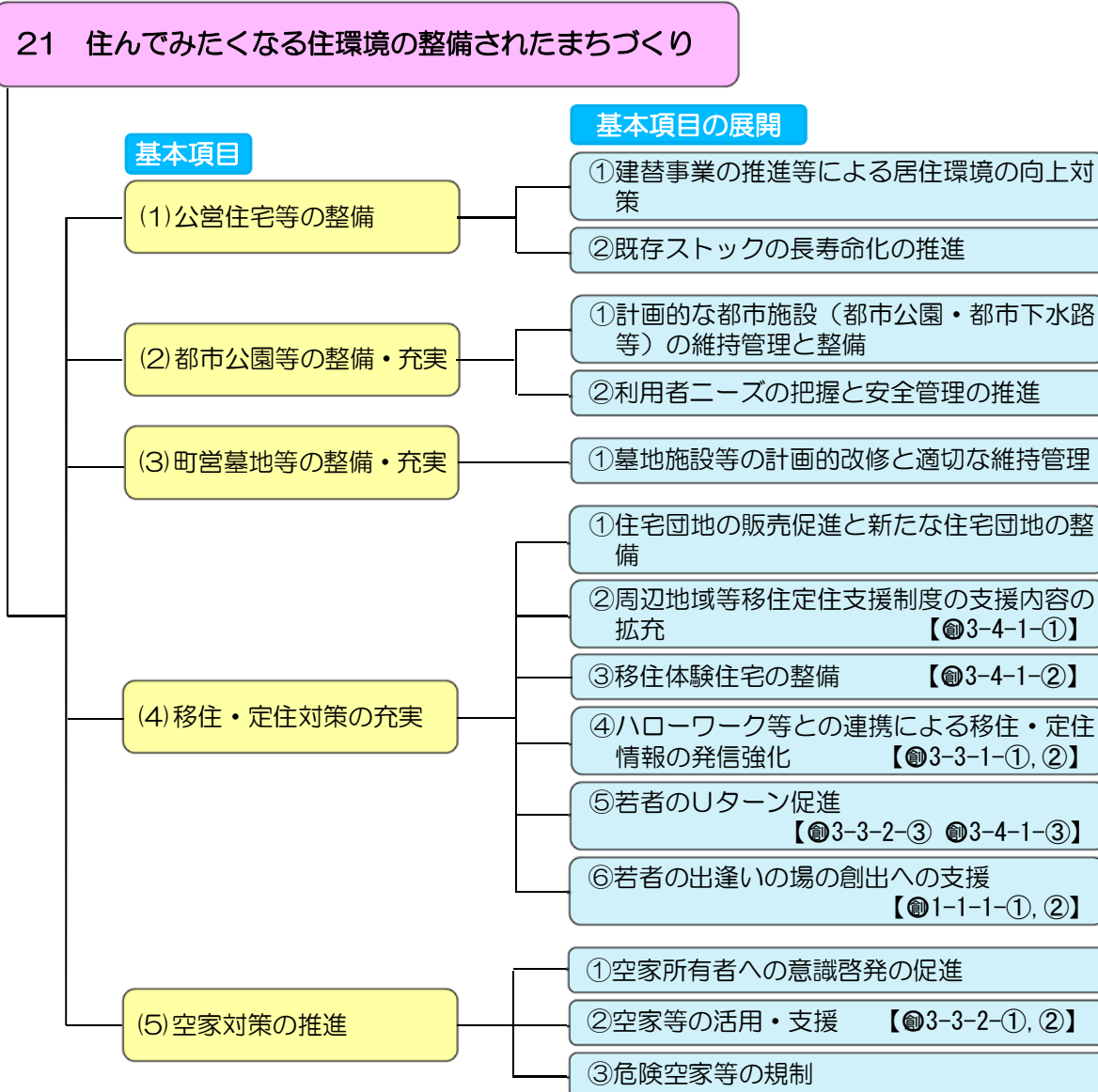
- ◆ 町外に居住する大学生等の若い出郷者に向けて、広報紙などをはじめとする情報媒体を活用して、ふるさと情報を発信しながらUターンの促進に努めます。
- ◆ 若者世帯の経済的負担を軽減するとともに、本町への定住を促すため、若者のニーズに合った住宅整備の促進に努めます。
- ◆ 企業や団体等で取り組む若者の出逢いの場や事業者間による交流の場の創出、婚活サポーターを中心とした仲人事業の展開など、結婚活動に対する支援に努めます。

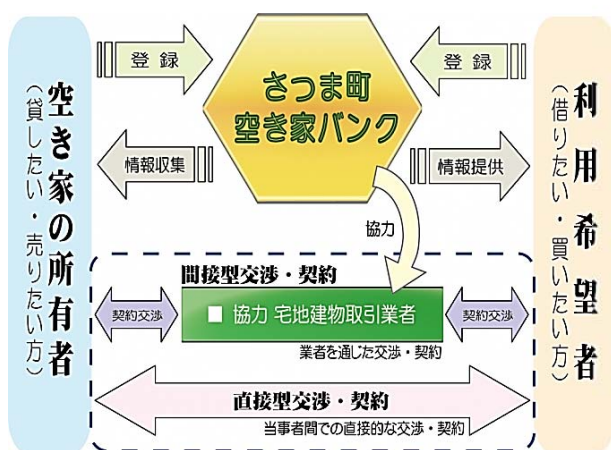
(5) 空家対策の推進

- ◆ 住宅リフォームへの支援をはじめとする各種支援事業を展開することにより、空き家情報バンクへの登録を促進し、移住者への住居提供を図るなど、空家の有効活用にあつめます。
- ◆ 「空家等対策基本計画（仮称）」や「さつま町空家等対策の推進に関する条例（仮称）」を策定し、空家等の問題に対する空家所有者への意識啓発を図るとともに、不特定多数の町民に危険を及ぼす恐れのある危険空家等については、法令に基づく対策にあつめます。

3 施策体系

基本施策





#### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
公営住宅耐震化率	66.3%	90%	23.7%増
公園利用者満足度	50.7%	70%以上	19.3%増
墓地区画使用率	85.8%	90.0%	4.2%増
分譲住宅地残区画数	22件	2件	20件減
空き家情報バンク登録件数	4件	累計50件	累計46件増
住宅リフォーム補助活用件数	50件	100件	50件増
周辺地域等移住定住促進補助活用件数	累計22件	累計100件	累計78件増
婚活イベント開催回数	3件	10件	7件増
婚活支援による結婚成立案件数	—	累計15件	累計15件増

#### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都市公園施設の適正な利用に努めましょう。</li> <li>◆ 空家が発生したら、空き家情報バンクに積極的に登録しましょう。</li> <li>◆ 墓地の使用に関して変更等があった場合は、速やかに届け出を行いましょう。</li> <li>◆ 区画内の墓碑等は適切に管理するとともに、周辺の環境美化に努めましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 空き家情報バンクと連携した取り組みを進めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 長寿命化計画等に基づき、安全で公共の福祉の増進に資する施設の整備や管理に努めます。</li> <li>◆ 積極的な情報発信や定住支援対策により、移住・定住の促進に努めます。</li> <li>◆ 企業等と連携して若者の出逢いの場の創出に努め、婚活をサポートします。</li> </ul>

〔基本施策 - 22〕 良質な水道が安定供給されるまちづくり

1 現状と課題

(1) いつも良質で安全な水道

- ◆ 本町では毎年水道法に定めた水質検査計画を策定し、原水や浄水の水質について定期的に検査を実施することで、常に水質監視に努めていますが、町水道の水源の一部で表流水に依存している施設もあり、表流水の水質監視が課題となっています。

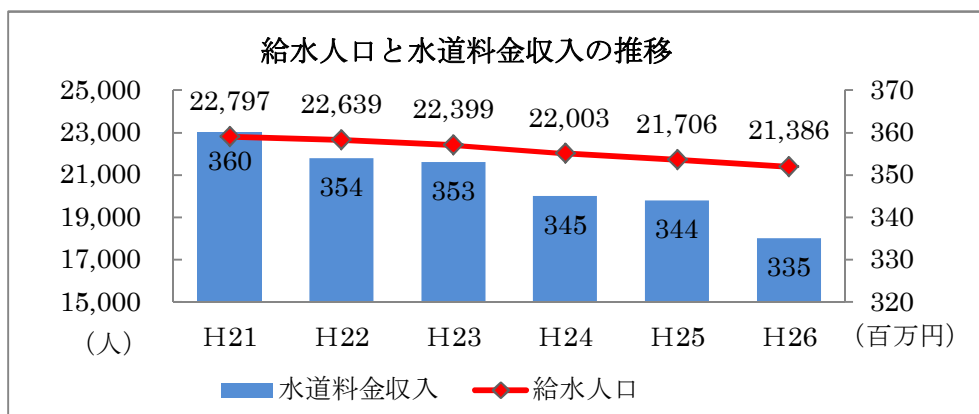
(2) 災害に強い水道

- ◆ 本町の水道施設は古い施設が数多く残っており、水道管路も総延長約440kmを有し、一部老朽化による機能低下で漏水なども発生しています。

また、施設の耐震化率も低いため、災害などの緊急時でも安定した給水ができるような対策が求められています。

(3) 健全で効率的な経営の水道

- ◆ 近年、給水人口の減少、節水意識の高揚などに伴い水需要が減少傾向にあり、厳しい経営環境にあることから、簡易水道事業統合化計画に基づき、上水道への一本化を図り、将来的に健全な財政運営ができるよう、更なる効率的な事業運営が求められています。



2 施策の方向性

(1) いつも良質で安全な水道

- ◆ 安定した良質の水が取水できるよう、水源施設周辺の環境監視の強化を図ります。
- ◆ 水道法に基づき実施している原水や浄水の水質検査結果の監視・公表を継続するとともに、突発的な水質異常にも対応できるよう関係機関との連携の強化を図ります。

(2) 災害に強い水道

- ◆ 老朽施設の計画的な更新並びに耐震化を進めます。
- ◆ 断水区域の狭小化を図るための給水区域間の連絡管の整備、災害時の広域支援体制の整備など、バックアップ機能の強化を図ります。

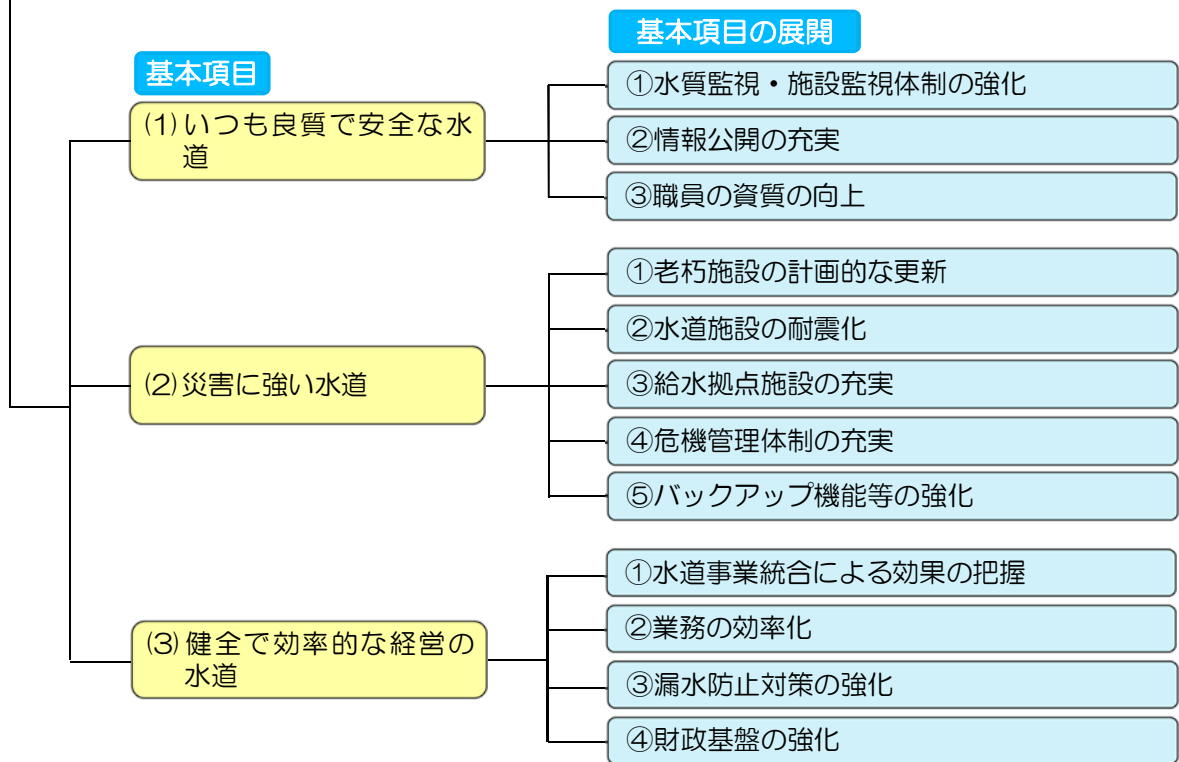
(3) 健全で効率的な経営の水道

- ◆ 水道事業の運営状況を常に分析・評価して、継続的な安定経営に努めるとともに、財政状況等の公表により、水道利用者の理解を図ります。
- ◆ 給水人口や給水量が減少する中においても、独立採算性の原則に基づき健全な財政運営ができるよう、収入の確保、適正な予算の執行に努めます。

### 3 施策体系

#### 基本施策

#### 22 良質な水道が安定供給されるまちづくり



### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
水道管路の耐震化率	3.41%	5.0%	1.59%増
耐用年数40年を超える老朽管の割合	4.19%	3.0%	1.19%減
有収率 (総配水量における料金収入対象となった水量の割合)	80.50%	82.00%	1.50%増



## 5 役割分担

区 分	役 割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 水道水源周辺の環境美化に努めましょう。</li> <li>◆ 個人の敷地内に設置してある給水装置の適正な維持管理に努めましょう。</li> <li>◆ 水道事業の独立採算性，公平負担の原則を理解し，水道料金は期限内に納入しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 水道事業の独立採算性，公平負担の原則を理解し，水道料金は期限内に納入しましょう。</li> <li>◆ 水道を短時間で大量に使用する必要がある場合は，事前に水道管理者に連絡しましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 水質検査結果について，町ホームページ等で公表いたします。</li> <li>◆ 複雑高度化する水質項目に対する職員の認識を高め資質の向上を図ります。また，関係機関との連携の強化を図ります。</li> <li>◆ 漏水の早期発見，早期復旧を図り，有収率の向上を図ります。</li> <li>◆ 長期財政計画を立て，計画に基づいた施設の更新，投資的経費の投入に努めます。</li> <li>◆ 水道事業運営に係る財政状況等を公表し，水道利用者への理解を図ります。</li> </ul>

## 〔基本施策 - 23〕 自然環境に優しいまちづくり

## 1 現状と課題

## (1) 大切な財産を残す景観づくり

- ◆ 過疎・高齢化による労働力の低下から、耕作放棄地の拡大や竹林の荒廃、廃屋の増加等により、美しい農山村の景観や歴史・文化遺産、良好な町並みなどの景観の悪化が懸念されます。

## (2) 地球環境保全の推進

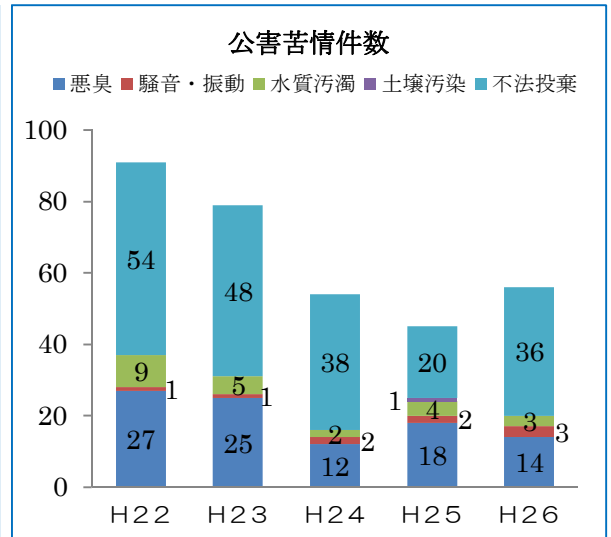
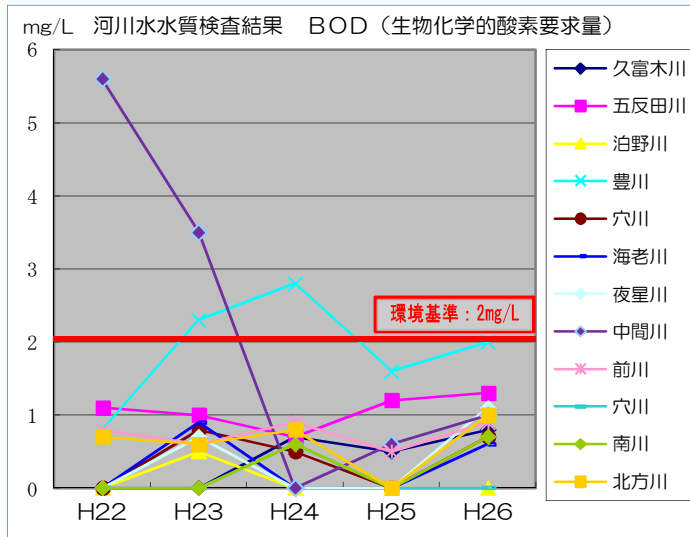
- ◆ 大量生産、大量消費、大量廃棄を前提としたこれまでの社会システムは、地球温暖化、酸性雨、有害化学物質問題等に代表される地球環境問題を顕在化させ、人体への被害など人々の生活を脅かしており、地球環境に負荷の少ない持続可能な社会システムの構築が求められています。
- ◆ 東日本大震災を起因とする福島第1原発事故によって、全国的に再生可能エネルギーの導入が加速していますが、これまで再生可能エネルギーとして中心的に推進されてきた太陽光発電システムに加え、今後においては、風力、小水力、バイオマスなど、地域特性に応じた再生可能エネルギーの利用の可能性について、導入調査・検討が求められています。

## (3) 水辺環境保全の推進

- ◆ 河川等の水質に影響を及ぼす生活雑排水の中で、し尿に関してはほとんどが浄化槽又は汲み取りにより適正に処理されていますが、これらで処理されずに河川等に放流されている生活雑排水の浄化槽処理化の推進が課題となっています。
- ◆ 町内には雄大な自然に恵まれた水辺環境が数多くあり、そこには様々な動植物が生息し、人々が自然にふれあい楽しめる場所となっていることから、これらの環境を可能な限り適正な保全に努めるとともに、国土保全や公共性の高い事業のためにやむを得ず改変する場合には、現在の環境に十分配慮し、自然との調和を考慮した水辺環境の保全が求められています。

## (4) 公害対策の充実

- ◆ 公害には大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等あり、その要因は生活環境によるものや産業活動によるものなど様々であり、これらの発生を抑制するために各種法令による環境基準が設けてありますが、利便性や経済性が優先されるあまり、効果的で即効性のある対策を取りにくい傾向にあるため、関係機関と連携するとともに、住民や事業者の協力を得ながら公害防止対策に取り組む必要があります。



## 2 施策の方向性

### (1) 大切な財産を残す景観づくり

- ◆ 次代を担う子どもたちにわが町にある大切な財産を残すため、町の個性と魅力を最大限に活かし、自然環境と調和した景観づくりや地域の歴史・文化・自然に配慮したまちづくりを住民とともに推進し、住民自らの計画として共生・協働による景観づくりに努めます。

### (2) 地球環境保全の推進

- ◆ 国の政策に基づきながら町民、事業者、行政との協働により、様々な再生可能エネルギーの導入の可能性について検討するとともに、温室効果ガス排出量の低減対策の普及促進に努め、地球環境に負荷の少ない持続可能な社会システムを構築していくための積極的な取り組みを図ります。



### (3) 水辺環境保全の推進

- ◆ 生活雑排水が河川などの自然環境に与える影響を最小限に抑えるため、合併処理浄化槽の普及率向上に努めます。
- ◆ 多種多様な魚族や植物を保護するため、水辺環境に配慮した護岸整備の推進を図ります。

### (4) 公害対策の充実

- ◆ 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭）に関する発生源の根本的な解消に向けた取り組みを図ります。

### 3 施策体系

基本施策

#### 23 自然環境に優しいまちづくり

基本項目

(1) 大切な財産を残す景観づくり

(2) 地球環境保全の推進

(3) 水辺環境保全の推進

(4) 公害対策の充実

基本項目の展開

① 地域活性化計画による景観づくり

① 省資源、省エネルギー、再生可能エネルギーに関する意識の啓発と導入の促進

② 温室効果ガス排出量の抑制に向けた取組の推進

① 合併処理浄化槽の設置促進

② 自然景観や親水性に配慮した整備

① 低公害仕様の素材推進

② クリーンエネルギーへの転換促進

### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
合併処理浄化槽の設置率	60.0%	72.1%	12.1%増
農業集落排水施設への接続率	4.2%	4.6%	0.4%増
公害苦情件数	56件	30件	26件減
環境美化活動取組地区数	17 公民館	20 公民館 (全区)	3 公民館増

### 5 役割分担

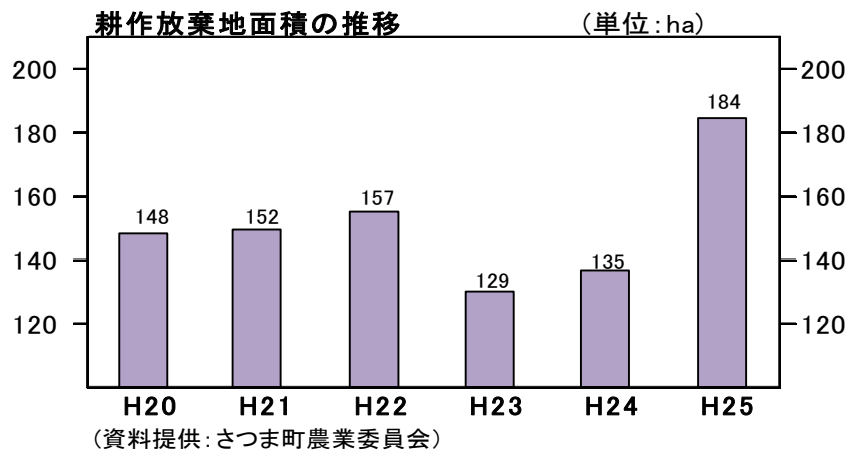
区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生活用品を購入する時には低燃費・低公害・省電力製品の購入を検討しましょう。</li> <li>◆ 自家用車の使用を控え徒歩、又は自転車、バイク、バスなどを使用しましょう。</li> <li>◆ 家庭でゴミ等の焼却を行わないようにしましょう。</li> <li>◆ これまでの生活様式を見直し、省エネルギー社会の実現に向けて協力しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境配慮型の機器や設備の積極的な導入と適切な維持管理を行い、かつ、環境公害に関する様々な法令や基準を遵守し、汚染物質や公害の原因の抑制に努めましょう。</li> <li>◆ 事業所周辺や地域での環境活動等に積極的に協力しましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町内における様々な環境問題を把握し、必要に応じて関係法令や基準を適用し、健全な環境が保てるよう努めます。</li> </ul>

〔基本施策 - 24〕 田園や森林を守り育てるまちづくり

1 現状と課題

(1) 農村・森林環境の保全

- ◆ 耕作者の高齢化や後継者・担い手不足等により、農業生産額や農業所得、耕作面積の減少が進み、耕作放棄地が拡大しており、健全な農村生活環境の保全対策が課題となっています。
- ◆ 多くの人工林が利用期を迎えている中で、今後、木質バイオマス発電施設等への木材需要が高まり森林伐採が進むことが予想されます。一方、多くの伐採跡地において高齢化や後継者不足等により再生林が行われていないことから、森林の有する公益的機能の発揮・維持が期待できなくなる恐れがあります。



2 施策の方向性

(1) 農村・森林環境の保全

- ◆ 農村地域防災減災事業や農村生活環境関連事業等の導入、多面的機能支払交付金（農地維持など）の有効活用により、安全・安心に暮らせる快適な農村生活環境づくりに努めます。
- ◆ 森林環境保全のため、鳥獣被害防止対策の強化に努めます。
- ◆ 良好な森林環境を創出し、将来にわたり森林の恩恵を享受することができる健全な森林を育成し、次世代へ継承する取り組みを図ります。



【鳥獣被害防止柵の設置】



【イノシシによる農作物被害の状況】

### 3 施策体系

#### 基本施策

#### 24 田園や森林を守り育てるまちづくり

#### 基本項目

(1) 農村・森林環境の保全

#### 基本項目の展開

- ①安全・安心な農村生活環境の整備
- ②多面的機能支払交付金（農地維持など）の有効活用
- ③農林産物の鳥獣被害の防止
- ④緑のボランティア活動推進
- ⑤計画的森林施業
- ⑥伐採跡地における再造林の推進

### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
多面的機能支払交付金（農地維持）の活用面積	808.5ha	1,200ha	48.4%増
多面的機能支払交付金（資源向上（共同））の活用面積	658.5ha	800ha	21.5%増
森林経営計画作成件数	11件	20件	81.8%増

### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農地の有効利用に努めましょう。</li> <li>◆ 伐採後の再造林に努めましょう。</li> <li>◆ 集落や地域の美化活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農地の有効利用に努めましょう。</li> <li>◆ 伐採後の再造林に努めましょう。</li> <li>◆ 多面的機能支払交付金を積極的に活用しましょう。</li> <li>◆ 耕作放棄地を活用し、経営規模拡大を図りましょう。</li> <li>◆ 農業用施設の点検を行い、補修は早め実施しましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 多面的機能支払交付金の活用拡大を推進し、農地・農業用施設の保全活動の支援に努めます。</li> <li>◆ 安全・安心な農村環境を整備するため、県や関係機関と協議しながら各種事業の導入促進に努めます。</li> </ul>

〔基本施策 - 25〕 憩いの空間あふれるまちづくり

1 現状と課題

(1) 公園・緑地の整備

◆ 県立北薩広域公園など自然環境を活かした公園が整備され、緑あふれる憩いの空間として利用されていますが、老朽化した公園施設の安全管理と広大な公園敷地や公園施設の維持管理が課題となっています。

また、県立北薩広域公園の整備と併せた周辺整備により、更なる利便性と集客性の向上が求められています。

(2) 親水護岸施設的环境整備

◆ 川内川流域には、水辺の楽校や親水公園などが整備され住民の憩いの場として親しまれており、関係機関や地元団体と連携しながら除草等の環境整備を行っていますが、気候変動等による水辺環境の悪化や高齢化による地域の労力不足などが課題となっています。

(3) 野生動植物の保護対策と適正な管理の推進

◆ 紫尾山山頂周辺には針広葉混交林の天然林が分布し、南限をなすブナ林が発達し、高層木のアカガシやアカシデなどの常緑広葉樹やイヌガヤやモミなどの針葉樹、イヌザクラやコハウチワカエデなどの夏緑広葉樹が混成し、下層木としてツバキやカエデなどが自生するなど冷温帯林と温暖帯林が混在する貴重な生態系を形成しています。

また、川内川の氾濫原にはワンドが多く、沈水植物群落や浮葉植物群落など停滞水域に多い植物が生息しています。

なお、川内川支流の久富木川や穴川には県天然記念物に指定されているカワゴケソウが自生しています。



【親水公園における稚魚等の放流】



【県天然記念物指定のカワゴケソウ】

※氾濫原とは

河川の氾濫や河道の移動によってできた平野。河川の堆積（たいせき）物によって構成され、洪水時には浸水する。

※ワンドとは

河川敷にできた入り江など、河川の本来の流れとは分離された水域のこと。稚魚の生息場や魚類の休憩場となる。

## 2 施策の方向性

### (1) 公園・緑地の整備

- ◆ 公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な公園施設の維持管理や施設更新を行い安全管理に努めます。
- ◆ 指定管理者制度等により、公園規模や施設等の特色を活かした適正な公園管理に努めます。
- ◆ 県立北薩広域公園の再整備等による施設の充実や利便性の向上を図りつつ、自然環境と調和した憩いの空間づくりに努めるとともに、県立北薩広域公園の早期完成に向けた要望活動等による観光拠点づくりに努めます。
- ◆ 地域の豊富な自然を活かした県立北薩広域公園については、芸術性や文化性を備える施設として整備が進められていることから、これらの早期完成に向け、県との連携を図りつつ、隣接するちくりん公園などの再整備により、周辺の一体的な利活用と魅力アップに努めます。

### (2) 親水護岸施設的环境整備

- ◆ 地元団体等との連携による清掃・除草等の通常管理を行うとともに、川内川河川事務所や県立北薩広域公園等関係機関との連携による水辺施設や公園施設等の管理を行い、川内川流域の豊かな自然に配慮した水辺環境の整備に努めます。

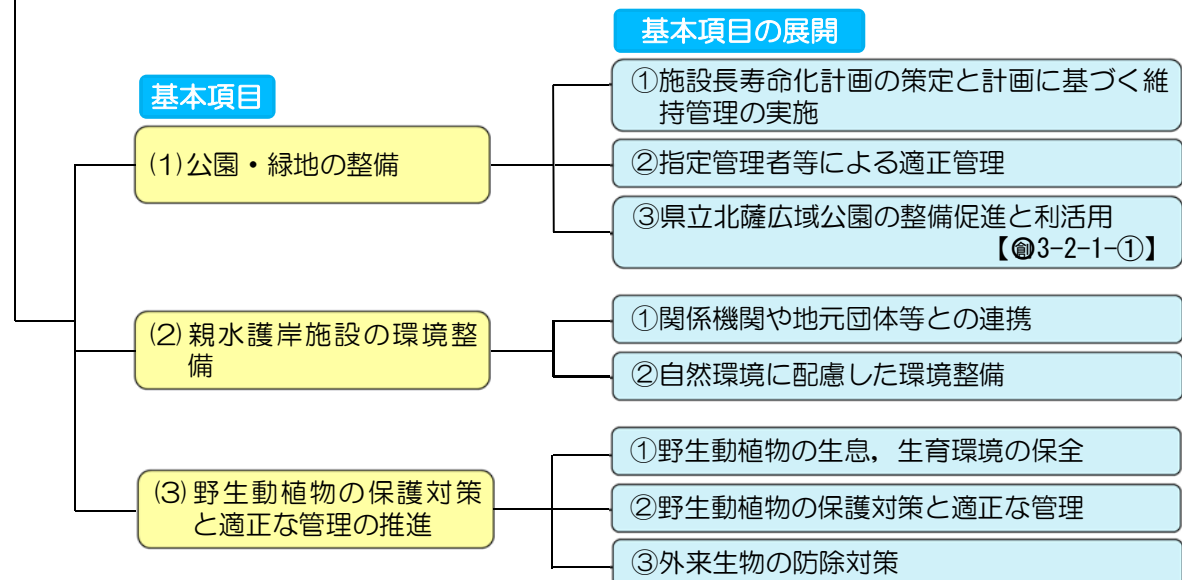
### (3) 野生動植物の保護対策と適正な管理の推進

- ◆ 紫尾山や川内川などをはじめとする、野生動植物の生息・生育環境の保全と併せて、文化財保護法や絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律などの適切な運用に努めます。
- ◆ 国や県、地域の関係団体と連携しながら、外来生物の適切な飼育や栽培の啓発、防除活動の推進に努めます。

## 3 施策体系

### 基本施策

#### 25 憩いの空間あられるまちづくり







【整備が進められる県立北薩広域公園】

#### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
水辺や野山の生き物の生息状況の満足度	45.1%	50%以上	4.9%以上増
水や緑など自然に親しめる場の整備状況の満足度	48.9%	50%以上	1.1%以上増

#### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自然環境に配慮した公園・緑地の利用を心がけましょう。</li> <li>◆ 野鳥の巣を壊したり，森林や水辺にごみを捨てたりするなど，自然を壊す行為は慎み，野生動植物の生息・生育環境の保全に協力しましょう。</li> <li>◆ 農薬や化学肥料などは適正に使用しましょう。</li> <li>◆ 動植物をむやみに採取，採集することはやめましょう。</li> <li>◆ 外来生物の飼育や栽培は適切に行い，最後まで責任を持ちましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 野生動植物の保護活動への参加や支援を検討しましょう。</li> <li>◆ 開発行為等を行う場合は，法令等を遵守し，動植物，生態系への負荷軽減に努めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自然環境に配慮した公園緑地管理を行い，憩いの空間の提供に努めます。</li> <li>◆ 自然公園や自然遊歩道，水辺公園などの自然と触れ合える場の整備と管理に努めます。</li> <li>◆ 野生動植物の生息・生育環境の保全を図ります。</li> <li>◆ 野生動植物の保護対策と適正な管理の啓発を図ります。</li> <li>◆ 外来生物の防除対策を図ります。</li> </ul>

## 〔基本施策 - 26〕 ごみ減量化・リサイクルを推進するまちづくり

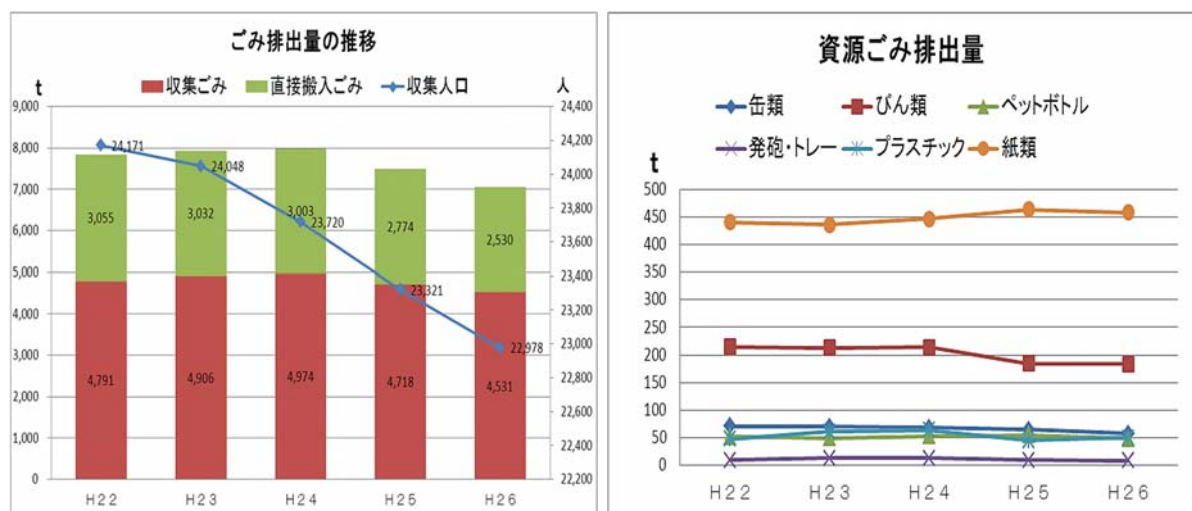
## 1 現状と課題

## (1) ごみ減量化及び資源化の推進

- ◆ 本町のごみ分別は現在、可燃ごみ1、資源ごみ14、不燃ごみ6の21品目で行っているものの、循環型社会の形成を実現するには、更なるごみの減量化と可燃・不燃ごみを資源ごみ化へと推進することが求められています。
- ◆ ごみ全体の排出量は平成25年度以降減少傾向にあり、この内資源ごみ排出量についても年々減少傾向にあります。ごみ全体の排出量をより一層抑えるためには、リサイクル（再生利用）と併せてリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進が不可欠であり、住民や事業者等の更なる理解と協力が求められています。

## (2) 廃棄物処理施設の長寿命化対策の推進

- ◆ 循環型社会を実現するためには、廃棄物処理施設（クリーンセンター）の存在が不可欠ですが、現在の施設は稼働後18年経過し更新時期が迫っており、施設更新には多額の経費を要することから、既存施設の計画的な維持管理と長寿命化対策が不可欠になります。



## 2 施策の方向性

## (1) ごみ減量化及び資源化の推進

- ◆ さつま町一般廃棄物処理基本計画（以下「廃棄物処理計画」という。）に基づき、より一層のリサイクル、リデュース、リユースなど循環型社会の形成を推進し、環境への負荷の軽減に努めます。
- ◆ 廃棄物の不適正処理を未然に防ぎ、早期発見・早期対応を図るため関係機関と連携して監視体制の強化と啓発に努めます。

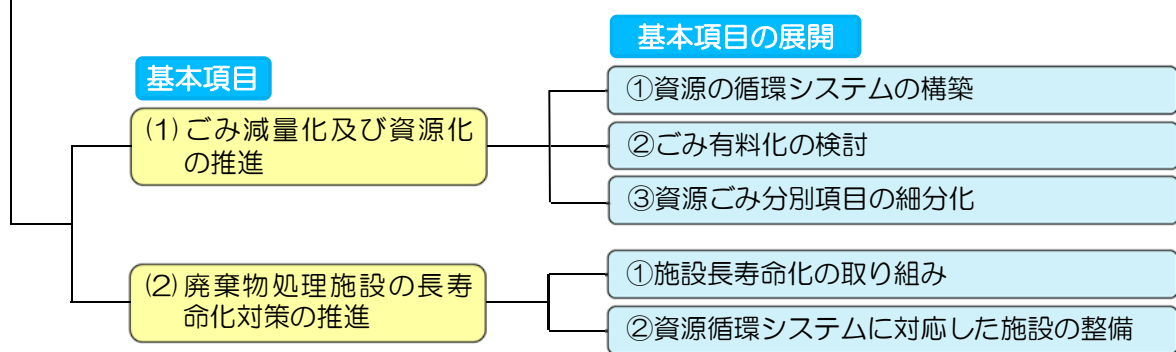
## (2) 廃棄物処理施設の長寿命化対策の推進

- ◆ 廃棄物処理計画に基づき、廃棄物を適切かつ継続的に処理できるよう処理施設の適正な維持・管理に努め、施設の長寿命化に努めます。

### 3 施策体系

基本施策

#### 26 ごみ減量化・リサイクルを推進するまちづくり



### 4 成果目標

項目	現状値 (H26)	目標値 (H32)	比較
収集ごみ（可燃・不燃）の量	3,974 トン	3,180 トン	20%減
収集ごみ（資源）の量	557 トン	724 トン	30%増
直接搬入ごみ（可燃・不燃）の量	2,279 トン	1,824 トン	20%減
直接搬入ごみ（資源）の量	251 トン	301 トン	20%増
資源ごみのリサイクル率	11%	20%	9%増

### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 決められたごみ出しのルールを守り、ごみの適正排出、分別収集、資源ごみリサイクルへの取り組みに協力しましょう。</li> <li>◆ リサイクル商品やリサイクルショップを積極的に活用しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事務用品等はグリーン購入に努めるとともに、3R運動に努め、廃棄物は適正に処理・処分しましょう。</li> <li>◆ 長期間使用可能な製品の開発や販売、リサイクルが可能な原料を使用した製品の製造や販売に努めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 適切にごみ処理を推進するとともに、3R運動を推進し、ごみの減量化・リサイクルの積極的な推進に努めます。</li> <li>◆ 環境教育、環境学習の充実を図ります。</li> <li>◆ 不法投棄等の不適正処理の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携して、監視体制の強化や町民等への啓発に努めます。</li> </ul>

## 〔基本施策 - 27〕 環境美化意識が充実したまちづくり

## 1 現状と課題

## (1) 環境教育・学習の充実

- ◆ 本町では出前講座や広報紙，ホームページ等を通じて環境に関する啓発や情報提供を行っています，十分な効果が得られていないのが現状です。
- ◆ 町民・地域や町内事業所が個々に取り組んでいる環境活動などの情報収集や情報提供など十分とは言えない状況であり，今後はあらゆる機関や団体，個人，地域等に対して，相互に環境情報の交換ができるシステムづくりへの取り組みが求められています。



【不法投棄の回収作業】



【女性団体によるEM菌団子づくり】

## 2 施策の方向性

## (1) 環境教育・学習の充実

- ◆ 町民や事業者が意欲と主体性を持って環境問題に取り組めるよう出前講座等による環境教育・環境学習の充実に努めます。
- ◆ 県や町などの行政や町民・地域が取り組んだ環境に関する活動内容やその結果を広報紙やホームページ等を活用して公表し，環境に関する意識の向上に努めます。

## 3 施策体系

## 基本施策

## 27 環境美化意識が充実したまちづくり

## 基本項目

## (1) 環境教育・学習の充実

## 基本項目の展開

- ① 出前講座による環境教育の充実
- ② 小，中学校における環境教育の充実
- ③ 花いっぱい運動の推進
- ④ 環境情報の提供ツールの充実

#### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
環境教育, 環境学習の状況の満足度	19.1%	20%以上	0.9%以上増
イベントや取組など環境情報の入手状況の満足度	23.2%	26%以上	2.8%以上増
ごみの分別や出し方のマナーの満足度	65.3%	70%	4.7%増

#### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 出前講座等を利用し、環境学習に取り組みましょう。</li> <li>◆ 環境に関する情報に関心を持ち、できる事から取り組みましょう。</li> <li>◆ ごみのポイ捨てや不法投棄はやめましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境に関する情報に関心を持つとともに、必要に応じて環境に関する情報、環境保全に関する取り組みの状況などを町民に提供しましょう。</li> <li>※ ◆ IS014001 規格や、環境活動評価プログラム（エコアクション21）といったマネジメントシステム取得に取り組みましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 出前講座をベースとして、環境教育・環境学習に関する全体的な計画の検討を進めます。</li> <li>◆ 環境学習プログラムを作成し、環境教育・環境学習に必要な資料、教材の充実を図ります。</li> <li>◆ 広報紙や町のホームページを活用し、町民・事業者が必要とする環境に関する適切な情報提供に努めます。</li> </ul>

※IS014001 規格とは

組織が環境マネジメントシステム(EMS: Environmental Management System)を確立し、文書化し、実施し、かつ、維持すること。また、その環境マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するために要求される規格のこと。

※環境活動評価プログラム（エコアクション21）とは

環境省が環境の国際規格「IS014001」を基にガイドラインをつくり、2004年から始まった認証・登録制度で、二酸化炭素や廃棄物の削減、節水など環境負荷の軽減に積極的に取り組む企業や団体などが対象となる。



# 資 料



## さつま町振興計画審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、さつま町振興計画に関し必要な事項を調査及び審議するためさつま町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 前号に掲げるもののほか公共的団体の役員又は職員
- (5) 学識経験者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委託)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年さつま町条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成21年12月24日条例第25号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日条例第29号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



さつま町振興計画審議会委員名簿

No.	区 分	所 属 ・ 職	氏 名	審議会職名
1	町議会議員	議会議長	舟 倉 武 則	
2		議会副議長	柏 木 幸 平	
3		議員	岸 良 光 廣	
4		議員	宮 之 脇 尚 美	
5		議員	岩 元 涼 一	
6	教育委員	教育委員長	坂 口 正 浩	
7	社会教育委員	会長	市 末 栄 造	会 長
8	農業委員	農業委員会会長	坂 元 勝 志	
9	公共的団体の 役員又は職員	北さつま農業協同組合代表理事組合長	永 福 喜 作	
10		医師会代表	草 野 潤	
11		商工会代表	小 牧 紘 一	
12		社会福祉団体代表	上 圀 一 行	
13		町青年団代表	東 條 和 廣	
14		町女性団体連絡協議会長	内 村 正 子	副会長
15		NPO法人さつま本読み隊代表	横 山 よ り 子	
16		町文化協会副会長	齊 藤 ミ チ 子	
17		中津川区公民館運営審議会委員	蓑 牟 田 律 子	
18	学識経験者	国土交通省鶴田ダム管理所所長	井 元 幸 司	
19		県北薩地域振興局農政普及課長	内 村 弘 毅	
20		県立薩摩中央高等学校長	水 流 芳 則	

さ 企 第 5 5 2 号  
平成 2 8 年 1 月 1 4 日

さつま町振興計画審議会  
会長 市 末 栄 造 殿

さつま町長 日高 政勝

第 2 次さつま町総合振興計画の策定について（諮問）

第 2 次さつま町総合振興計画を別紙のとおり策定することについて、貴審議会の意見を求めます。



平成28年2月12日

さつま町長 日高 政勝 殿

さつま町振興計画審議会  
会長 市末 栄 造

第2次さつま町総合振興計画の策定について（答申）

平成28年1月14日付けさ企第552号で諮問のあった第2次さつま町総合振興計画について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、適切であると判断したので、別紙の意見を付して、ここに答申します。



(別紙)

### まちづくりの姿勢 《みんなで紡ぐ》

- ◆ 将来像である「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町」を目指し、町民、地域、各種団体、事業者、行政など多様な主体が役割を担い、連携しながら、“明るく住みよいまちづくり”の実現に努められたい。

### 基本方針Ⅰ 《『ひと』ふれあう》

- ◆ 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てるため、幼児教育や学校教育の充実と併せて、家庭教育を再度見直し、教育機関や地域、地元農家、企業等と連携した子育て支援対策に取り組まれない。
- ◆ 高齢者が地域において役割を担い、生きがいを感じられる取り組みを促進し、健康寿命の延伸につながる活動の場の創出に努められたい。
- ◆ 外国人の在住者との交流や観光客の誘致（インバウンド）を促進し、異文化への理解を深めながら共生するまちづくりに努められたい。

### 基本方針Ⅱ 《『まち』にぎわう》

- ◆ さつま牛をはじめとする優れた農産物の付加価値を高めるため、町独自のブランド化による知名度アップを図り、農商工観連携による地域経済の活性化に努められたい。
- ◆ 人口減少の著しい周辺部の町営住宅への入居促進等による定住対策を図り、町内の均衡ある発展に努められたい。

### 基本方針Ⅲ 《『自然』うるおう》

- ◆ 皆伐が進められる森林においては植林による再生林を推進し、森林環境の保全を図るとともに、美しい自然環境を後世へ継承する取り組みに努められたい。
- ◆ 生ごみのたい肥化など新たな取り組みによる資源ごみリサイクル率の向上を目指し、自然環境に優しいまちづくりに努められたい。

《 策 定 経 過 》

時期	振興計画策定業務	策定業務内容等		
25	7 下	・町政座談会（時吉区、永野区、久富木区、柏原区）	・策定方針説明，意見交換	
	8	上	・町政座談会（泊野区、湯田区、柁野区）	・策定方針説明，意見交換
		下	・町政座談会（白男川区、佐志区、中津川区） ・策定部会（全体会）	・策定方針説明，意見交換 ・策定方針，スケジュール等説明
	10	上	・町政座談会（紫尾区） ・策定部会（教育，産業経済，保健福祉，行財政，生活環境）	・策定方針説明，意見交換 ・アンケート調査内容検討
		中	・町政座談会（宮之城屋地区，船木区）	・策定方針説明，意見交換
		下	・ワーキンググループ設置に係る職員説明会	・策定方針，スケジュール等説明 （A～S：19グループ設置）
	11	上	・町政座談会（鶴田区，虎居区，平川区）	・策定方針説明，意見交換
		中	・町政座談会（山崎区）	・策定方針説明，意見交換
		下	・町政座談会（求名区，二渡区，神子区） ・ワーキンググループ座長会 ・ワーキンググループ検討会（J, H, Q） ・策定部会（保健福祉，行財政，教育，産業経済）	・策定方針説明，意見交換 ・検討分野選定，スケジュール等打合せ ・分野別グループ討議（SWOT分析） ・アンケート調査内容検討，現状課題等の整理
	12	上	・ワーキンググループ検討会（B, C, D, K, L, S） ・策定部会（生活環境）	・分野別グループ討議（SWOT分析） ・アンケート調査内容検討，現状課題等の整理
		中	・ワーキンググループ検討会 （A, E, F, G, H, I, J, M, N, O, P, Q, R, S）	・分野別グループ討議（SWOT分析）
		下	・ワーキンググループ検討会（C, L）	・分野別グループ討議（SWOT分析）
26	1	中	・ワーキンググループ検討会（B, K, M, P, R, S）	・分野別グループ討議（SWOT分析）
		下	・策定部会（保健福祉） ・ワーキンググループ検討会 （A, D, E, F, G, N, I, L, O）	・アンケート調査内容検討，現状課題等の整理 ・分野別グループ討議（SWOT分析）
	2	上	・策定部会（行財政） ・ワーキンググループ検討会（K, N, Q）	・アンケート調査内容検討，現状課題等 ・分野別グループ討議（SWOT分析）
		中	・策定部会（産業経済）	・アンケート調査内容検討，現状課題等
		下	・ワーキンググループ検討会（Q） ・策定部会（教育，保健福祉，生活環境）	・分野別グループ討議（SWOT分析） ・アンケート調査内容検討，現状課題等
	3	上	・ワーキンググループ検討会（C, H, K, P, R）	・分野別グループ討議（SWOT分析）
		中	・ワーキンググループ検討会（B, D, O, Q）	・分野別グループ討議（SWOT分析）
		下	・H25 振興計画審議会 ・ワーキンググループ検討会（G, L）	・策定方針説明，意見交換 ・分野別グループ討議（SWOT分析）
	4	上	・ワーキンググループ検討会（M）	・分野別グループ討議（SWOT分析）
		中	・まちづくりアンケート調査（高校生）	・町内高校生 300人（4/18～5/19）
		下	・ワーキンググループ検討会（A）	・分野別グループ討議（SWOT分析）
	5	上	・まちづくりアンケート調査（18歳以上）	・町民 4,000人（5/1～6/3）
		下	・三役ヒアリング ・策定部会（産業経済，教育，保健福祉） ・ワーキンググループ検討会（H）	・重点施策等ヒアリング ・課題整理等（SWOT分析） ・分野別グループ討議（SWOT分析）
	6	上	・ワーキンググループ検討会（B, P）	f・分野別グループ討議（SWOT分析）

時 期		振興計画策定業務	策定業務内容等	
26	6	中	・策定部会（保健福祉） ・ワーキンググループ検討会（H, R, S）	・課題整理等（SWOT 分析） ・分野別グループ討議（SWOT 分析）
		下	・策定部会（生活環境） ・ワーキンググループ検討会（E, F, K, M, Q）	・課題整理等（SWOT 分析） ・分野別グループ討議（SWOT 分析）
	7	上	・策定部会（行財政） ・ワーキンググループ検討会（C, D, G, O, R, S）	・課題整理等（SWOT 分析） ・分野別グループ討議（SWOT 分析）
		中	・策定部会（産業経済） ・ワーキンググループ検討会（A, K, H, J, Q）	・課題整理等（SWOT 分析） ・分野別グループ討議（SWOT 分析）
		下	・ワーキンググループ検討会（E, O） ・ <b>第1回まちづくりワークショップ</b> ・策定部会（保健福祉） ・ワーキンググループ検討会（C, D, F, G, I, J, K, L, M, R）	・分野別グループ討議（SWOT 分析） ・策定方針等説明，分野別グループ討議 ・課題整理等（SWOT 分析） ・分野別グループ討議（SWOT 分析）
	8	上	・ワーキンググループ検討会（I）	・分野別グループ討議（SWOT 分析）
		中	・ワーキンググループ検討会（B）	・分野別グループ討議（SWOT 分析）
		下	・ <b>第2回まちづくりワークショップ</b> ・策定部会（保健福祉） ・ワーキンググループ検討会（L）	・分野別グループ討議（提言内容整理） ・基本構想，基本計画の検討・整理 ・分野別グループ討議（SWOT 分析）
	9	上	・策定部会（教育）	・課題整理等（SWOT 分析）
		下	・策定部会（教育）	・課題整理等（SWOT 分析）
	10	上	・ <b>第3回まちづくりワークショップ</b> ・策定部会（保健福祉） ・ワーキンググループ検討会（A, N）	・提言書の取りまとめ，町長へ提言 ・基本構想，基本計画の検討・整理 ・分野別グループ討議（SWOT 分析）
	12	上	・策定部会（生活環境，産業経済）	・基本構想，基本計画の検討・整理
		中	・策定部会（行財政）	・基本構想，基本計画の検討・整理
		下	・策定部会（生活環境）	・基本構想，基本計画の検討・整理
27	1	上	・策定部会（産業経済）	・基本構想，基本計画の検討・整理
		下	・策定部会（産業経済，行財政）	・基本構想，基本計画の検討・整理
	2	上	・策定部会（産業経済）	・基本構想，基本計画の検討・整理
	3	下	・ <b>H26 振興計画審議会</b>	・策定状況説明，意見交換
	6	下	・策定部会（全体会）	・基本構想の検討
	7	上	・策定部会（産業経済）	・基本構想，基本計画の検討・整理
		中	・H27 第1回策定委員会 ・策定部会（教育，保健福祉，産業経済，行財政，生活環境）	・基本構想の検討 ・基本構想・基本計画の検討・整理
		下	・策定部会（正副部長会議） ・H27 第2回策定委員会	・基本計画の調整，スケジュール確認 ・基本構想・基本計画の検討・整理
	8	下	・H27 第3回策定委員会	・基本構想・基本計画の検討・整理
	9	下	・ <b>H27 第1回振興計画審議会</b> ・ <b>議会全員協議会</b>	・基本構想の検討 ・基本構想案の説明
	12	中	・H27 第4回策定委員会	・基本構想・基本計画の検討・整理
		下	・ <b>H27 第2回振興計画審議会</b>	・基本構想・基本計画の検討
28	1	中	・ <b>H27 第3回振興計画審議会</b>	・第2次総合振興計画について諮問
	2	中	・ <b>振興計画審議会答申</b>	・第2次総合振興計画について答申
		下	・ <b>議会全員協議会</b> ・ <b>3月議会</b>	・全体計画案の説明 ・基本構想議案の審議・可決



【発行】 さつま町  
【編集】 企画財政課  
〒895-1803  
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2  
TEL 0996-53-1111  
FAX 0996-52-3514  
URL <http://www.satsuma-net.jp>  
E-mail [ki-kikaku@satsuma-net.jp](mailto:ki-kikaku@satsuma-net.jp)

平成28年3月発行



**SATSUMA**  
TOWN  
KAGOSHIMA